

会 議 録

会議の名称		第3回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会		
開催日時		令和7年5月19日（月） 開会 10:00 閉会 12:00		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1		
事務局（担当課）		教育総務課		
出席者	委員	樋口委員、永井委員、正保委員、森田委員、大村委員、富田委員、和泉委員、肥後委員、西村委員、中郡委員		
	事務局	久保田教育局長、柳町教育局次長兼健康教育課長、勝村教育局次長兼教育施設課長、森田教育局次長兼学務課長、山岡教育総務課長、飯村教育総務課長補佐、青木教育総務課長補佐、鈴木教育総務課係長、谷沢教育総務課主任、小川教育総務課主任、岡野学び推進課長、宮内学び推進課係長、中島特別支援教育推進室長、小野学校教育政策監、増沢学校教育政策監、瓜阪生涯学習推進課長補佐、石橋文化財課長、玉木中央図書館副館長		
	その他	(株)名豊 若松		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 今後のスケジュールについて (2) 第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について		
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 今後のスケジュールについて (2) 第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について 3 閉会			

<p><審議内容></p> <p>1 開会</p> <p>事務局：本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。進行を務めます教育総務課の飯村と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に</p>	
--	--

基づき、公開とさせていただきます。

正確な会議録を作成するため、御発言の際は、マイクの使用に御協力をお願いいたします。

第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の第6条第2項の規定により、半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は全員出席されていますので、当委員会は成立いたします。

それでは、第3回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会を開会いたします。

この後の進行は委員長をお願いいたします。

2 議事

(1) 今後のスケジュールについて

委員長：(1) 今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(資料1に沿って、今後のスケジュールについて説明)

委員長：ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問や御意見があればお願いいたします。

和泉委員：パブリックコメントについては、通常は大人が答えることになるのだと思いますが、子供の教育の問題ですので、子供がどのように感じるのか、どのような思いをもっているのかというような、子供の声を拾い、集約することが大事だと思います。そのようなことを、パブリックコメントと同時期に行うことはできますか。

委員長：事務局、いかがですか。

事務局：御意見ありがとうございます。教育に関する計画ですので、子供の意見を聞くことも大切だと考えています。現状実施していることとしては、前回の会議でお示した子供たちへのアンケート結果がありますが、計画案に対する意見の聞き方、取入れ方については、今後、検討したいと思います。

和泉委員：ありがとうございます。

委員長：こども基本法でも、子供の意見聴取ということが挙げられていますので、子供たちから直接的に、間接的に意見を聞く機会についても検討いただきたいと思います。

富田委員：今の御意見については、教育大綱を策定したときには、関係者との意見交換を実施するという段階を経て、パブリックコメントという手続きに進んだと思います。意見聴取をする機会を設けることで、市民からの関心も深まると思います。

委員長：ありがとうございます。そのような点も踏まえて、御検討ください。

(2) 第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について

委員長：(2) 教育振興基本計画の策定、基本目標1について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(資料2に沿って、教育振興基本計画の施策体系、基本目標1について説明)

委員長：ありがとうございます。基本目標1について議論をしていきたいと思えます。御意見等があればお願いいたします。

大村委員：基本方針2の施策3「学校外の学びの充実による非認知能力の向上」については、施策の中に目的まで入ってしまっているので、ここは「学校外の学びの充実」とした方がよいと思います。

委員長：ありがとうございます。関連した御意見があればお願いいたします。

富田委員：大村委員の御意見に賛成です。学校外の学びは、非認知能力だけではないので、特定しなくてもよいと思います。

委員長：逆に、非認知能力に関して考えれば、それをどこで学び、身に付けるのかといえば、学校だけでないと思いますので、そのような記載も必要かもしれません。

他に御意見等はございませんか。

正保委員：2に「未来をひらく力を育む」、3に「豊かな心と健やかな体を育む」、1に「互いを認め合い、だれもが輝く学びを推進する」という順番ですが、以前の基本目標では、「未来をひらく力を育む」が1でした。一般的に考えると、まず今を大切にすることが先にあり、その上で未来を考えるという順番が順当だと思います。そのように考えると、1に「互いを認め合い、だれもが輝く学びを推進する」、2に「豊かな心と健やかな体を育む」、とした上で、3に「未来をひらく力を育む」とするとよいかと思います。

委員長：ありがとうございます。関連した御意見があればお願いいたします。

富田委員：順番については、古い考え方もかもしれませんが、「知徳体」で、「学びと、こころと、からだ」ということだと思います。それに付随して、安心して学ぶことができる環境が、「互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する」ということだと思います。環境が整った上での学びだと思いますが、この施策内容をみると、特別な配慮が必要な児童生徒への施策や外国籍の児童生徒への施策、保護者に対する施策です。一番大切なことは、未来を切り開く学びではないかと思います。ですから、もとのままの順番でよいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございませんか。

肥後委員：基本目標1に「調和と協調に基づくウェルビーイングの向上」という、国の教育振興基本計画のコンセプトを参酌して「共に」を加えたがあります。また、「幸せ」と「ウェルビーイング」はイコールだと考えられているのだと思います。ウェルビーイングという言葉の定義は、世界的にも色々ですが、どのように考えればよろしいですか。

また、ウェルビーイングという言葉を出しているのに、それをイコール幸せとしてしまってよいのでしょうか。ウェルビーイングという言葉には、体の健康も含んでいると思います。基本方針には体の健康に関する内容も入っています。また、ウェルビーイングという言葉の方が、PDCA サイクルを回すというか、検証してよくするというイメージが強いように思います。

委員長：ありがとうございます。関連した御意見があればお願いいたします。

和泉委員：順番について申し上げます。今回は、第3期の計画にとらわれることなく、現在のつくば市の教育がどのような状況なのかという現状把握に鑑み、次に何をすべきなのかと考えるよいと思っています。

教育振興基本計画を考えることは、望ましさを追求することだと思います。どのような状態が望ましいのかと考えると、この5年間の不登校児童生徒の増加が課題であり、社会総掛かりで解決しなければいけない問題になっていると思います。それは、子供に問題がある訳ではなく、環境や関係性に問題にあるのではないかということで、その複合性が分かってきています。ここで、教育大綱の6、7ページの「学びの場」という部分が、この5年間に注意を払えていないように思います。いかなる場であれば、不登校児童生徒がゼロになるのかということを考える必要があるということです。場があってこそその学びであり、それがどのような場なのかということ、基本理念に反映させていくべきだと思います。

第3期つくば市教育振興基本計画は忠実に教育大綱の言葉を拾い、まず「学び」を挙げ、個人の学びに大きく注意してきたと思いますが、現在はそのを経て、場や環境の作りを示していく段階にきているのだと感じます。ですから、資料に示された順番でよいと思います。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございませんか。

森田委員：順番について、今の御意見を聞きそのとおりだと思いました。不登校の問題を根本的に解決するためにはどうしたらよいのかと考えると、非認知能力の向上が大事だと思いました。「未来をひらく力を育む」ということが、どれだけ根本的な子供の成長につながるか、不登校にならない子供を育てることに寄与するのかわかりませんが、重要なことだと思うので、このままの順番でよいと思いました。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございませんか。

正保委員：不登校という言葉がキーワードになっています。私は不登校の子供へのカウンセリングをしています。例えば、中学生の不登校の子供に高校の話をして意味がないと考えています。今の生活をどうするのか、今のこころの安定をどうするのか、まず大事なことで、それが満たされてから、その先のことが考えられるということです。未来は大事ですが、

現在の子供の状況を考えると、今の生活や学びをしっかりとしたものにする
ことを打ち出した方がよいように思います。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございませんか。

現在、3通りの御意見が出ていますので、どの順番にするのかという
議論になると思います。

施策とのつながりを考えることも必要だと思います。例えば、「学びを
大切にする」というところに、施策として、教育相談体制や生涯学習とい
うような学校教育でない部分が、結果的に上に挙がってくることになり、
それでもよいのかどうか、学校教育のことを中心に考えるべきではないか
という意見もあると思います。そのような場合は、方針はそのままで施策
を変えていくこともあり得ると思います。

1、2、3の順番を変えるのであれば、それにぶら下がっている施策は
そのままにするのかどうかも併せて、御意見をいただきたいと思います。

委員長：最終的には、次回会議までに事務局で御検討いただき、御提案いた
だくということで、先に進みます。

ウェルビーイングについては、調べてみると、国では、「身体的、精神
的、社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生き
がいや人生の意義等、将来に渡る持続的な幸福を含むものである。また、
個人のみならず、個人を取り巻く場や地域社会が持続的によい状態である
ことを含む、包括的な概念である」と定義しています。

肥後委員は、ウェルビーイングという言葉を目標の中に入れた方がよい
という御意見ですか。

肥後委員：それは難しいので、今お聞きした長い定義を、「幸せ」という一言
で表現してもよいのか疑問を感じました。ただ、ウェルビーイングとい
うような、意味がはっきりとしない言葉を入れることがよいのか迷ってい
ます。

委員長：ありがとうございます。国の施策にはカタカタの言葉は、あまり入
らないのですが、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という
見出しになっているということは、この場で確認しておきます。

ただ、それにならって入れなければいけないということはないと思いま
す。

基本目標 1 の他の項目については、いかがですか。

「遊び」については、前回、議論になりましたが、入れた方がよろしいですか。

西村委員：ぜひ入れていただきたいと思います。

委員長：他に御意見等はございませんか。

大村委員：つくば市の大綱等の色々なところに記載がありますが、基本方針 2 の施策 1 の「個別・双方向の学びの推進」の「双方向」という表現に違和感を覚えます。大綱にも「一方向ではなく、個別化、双方向」とあります。協働的な学びという方向に移ってきているように感じられ、「双方向」という表現でよいのか気になります。

委員長：教育大綱の 4 ページでも「一方向ではなく、個別化、双方向」という記載があります。今回の資料によると、令和 7 年度もこれを踏襲することになるので、「双方向」という言葉は、教育大綱に残ることです。それを、基本計画でどの程度、変更してよいものなのかという議論も必要だと思います。

施策体系の主な取組の中にも、「協働的な学びの実現」という表現はありますので、「協働的」という言葉を否定している訳ではないと思います。体系施策として、1 つ上の段で「双方向」という言葉を使うかどうかという議論になると思います。

和泉委員：「双方向」と聞くと、1 対 1 という線的な印象は受けると思います。線がたくさんあり、面としての協働体での学びであり、それは教室内的なので、子供と子供の線だけでなく、教師や外部の専門家との線もあると思います。ですから、面をつくることなのだと感じました。振興基本計画の中では、もう少し面的なものを示す表現をしてもよいと思います。

委員長：「双方向」という言葉の代わりに、「協働的」という言葉でよいのかは、議論する必要があると思います。

正保委員：例えば、40 人学級で先生が 1 名おり、先生と子供の間の一方向の関係だと、線は 40 本引くことができるということになります。子供たちの

間に双方向の学びを入れると何本の線が引くことができるか計算すると、最大で1兆となります。それは面としての学びということになると思います。双方向の学びをすることで、今までの学びでは得られなかった大きな効果が得られるということです。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございますか。

面という言葉がでましたので、「多面的な」というような表現はいかがでしょう。事務局で御検討ください。

森田委員：双方向という言葉に関する御意見が出ていますが、「個別」という言葉はどうかと思います。一人一人の可能性というような意味が含まれているように思います。面として考えたときに、一人一人というニュアンスが抜け落ちてしまうといけないと思いますので、検討する必要があると思います。

委員長：「個別」という言葉は残して、「個別・双方向」の「双方向」の部分だけ変えるということですか。それとも、「個別」という言葉を省くということですか。

森田委員：「個別」という言葉は残した方がよいと思います。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございますか。

では、基本目標1については終了します。基本目標2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：（資料2に沿って、教育振興基本計画の策定、基本目標2について説明）

委員長：ありがとうございます。御意見等があればお願いいたします。

委員長：場は機会に代わっているということはよいのですが、基本目標に、学びの多様性に対応する場や機会という言葉があつて方針や施策に反映しているのだと思います。目標からも場を削除した方がよいのでしょうか。

和泉委員：場と機会についての話が出ましたが、場と機会は別物だと思いま

す。場とは物理的な空間としての場と、そこに集まる人の関係性という2つの要素を組み込むものだと考えています。それと機会はまったく別のものであり、場と機会は両輪だと思いますので、7では一貫させた方がよいと思います。7-1はハード面の要素であり、7-2が内容だと理解しました。場という言葉は残した方がよいと思います。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございますか。

森田委員：施策1「学校施設・教育用備品等の充実」については、各学校のPTAから要望を集めると、施設の改修やエアコンの設置等の要望が非常に多くなっています。もちろんそのようなことも含めていると思いますが、更に表現を強める等、要望の強さを表すことができるとよいと思います。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございますか。

肥後委員：6の「ICTを活用した学びを推進する」と、施策1の「デジタル学習基盤を活用した学びの推進」は、ほぼ同じことだと思います。第3期の表現は「遠隔システムを活用したシームレス教育」ということで、より具体的で理解できるのですが、変更案はあまりにも同じような気がします。

大村委員：基本目標3の方針9について、今年度からコミュニティ・スクールでも大きな動きがありましたので、施策1の「社会全体で大人も子供も共に育つ学び」の中に、「地域の中の学校」という意味合いのある表現を入れるとよいと思います。コミュニティ・スクールの本来の目的も、もう少し入れ込む方がよいと思います。

委員長：ICTについては、デジタル学習基盤とICTはどちらが包括的なのでしょうか。赤字の提案の部分が基本方針に出てきてもよいと思いますが、そうすると施策は1も2もICTになります。つくば市として、ICTのこの部分、デジタルのこの部分というように言えるのであればよいと思います。

大村委員の御意見は、目標3の分野ですので、次に扱いたいと思います。他に御意見等はございますか。

西村委員：願望なのですが、基本目標2の方針5、施策2「学校の安全体制の

確立」に、防災訓練等はしっかりと実施するというようなことが記載されていましたが、学校自体のセキュリティ管理をしっかりとしていただけると、安心して子供を預けられると思います。盛り込むことは、検討可能でしょうか。

施策4「学校給食の充実」については、新しい給食センターも完成しており、食材確保が必要だとありますが、そこに「国産」という言葉を加えることができると思います。

委員長：防犯については、施設面のことも、ここにはあまり書かれていません。つくば市全体としてどのように考えるのか、施策という形で書き込まれていくことはあってもよいと思います。

給食の食材については、より踏み込んだ「地産地消」という表現もあり、「つくば市産の野菜を積極的に導入し」とあります。

他に御意見等はございませんか。

永井副委員長：基本目標2についても、基本方針の順番について考えました。例えば、今までの流れ通りの順番にするのか、今後数年間に渡る基本計画の中で特に市として重点にしたいものを先にするのか、いかがでしょうか。大綱や具体的な施策との絡みもありますので、簡単に変更できることではないかもしれませんが、見たときに、先にあるものは目を引くもので、検討してもよいと思います。

委員長：ありがとうございます。基本方針の順番ということで、具体的な御提案があればお願いいたします。

永井副委員長：基本目標1では、事務局の「互いに認め合い、だれもが輝く学びを推進する」の順番を変え、一番先にするということは、基本計画の中で認識してほしいという思いが強いのだと思います。学校では、このようなものに基づきランドデザインなどをつくっていくので、市からのメッセージという意味で伝えてもいいのかなと思います。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございませんか。

御意見の出ていないところとしては、4-1「教職員の支援体制の充実」がありますが、授業やカリキュラムに関する支援だったものが、働き方や働く環境に関する支援に変わってきているように思います。この点につい

てはいかがですか。

和泉委員：4—1「教職員の支援体制の充実」については、改訂案に賛成します。先生が心身共に健康でないと、子供の学びは難しいということがわかりました。人数的なことや業務内容についての支援も、より進めていく必要があると思います。子供たちが多様であることに配慮するためには、それだけのニーズと業務内容の見直しは必須であると感じますので、これを重要なこととして上位に置くことは大切だと思います。

委員長：ありがとうございます。

学校という場に教員以外の方がどのような形で入ったらいいのか、入る必要があるのかという議論だと思います。中郡委員は、支援する側のお仕事をされていると思いますが、いかがですか。

中郡委員：私たちの職場でも、働き方改革として残業時間等にも配慮されるようになっていきます。働いている人も充実した生活を送れるように、ストレスチェックや健康診断を行っています。先生以外にも、サポートする人が必要だと思いますので、人材をうまく配置していただくと、教員が楽になり、子供たちが楽しく過ごせるようになると思っています。その部分は見直しをしていただけるとよいと思います。

委員長：ありがとうございます。

森田委員：方向性に異論はありませんが、変更の理由に、「教員のメンタルケアを含め、支援体制を充実させるという視点から変更」とあり、1も2も、教員の全体的なサポートとなっています。そもそも基本方針は、学び続ける教職員を支援するということですので、学んでいく方向に支援するということです。実際の施策1、2はそのようなことで、3で初めてメンタルケアについて書かれています。もし、全面的なメンタルケアの支援とするのであれば、基本方針の文言から変える必要があると思います。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございませんか。

森田委員：学校の安全体制の確立については、PTAの立場からすると非常に大事なことです。一方で、コミュニティ・スクールについて考えると、防

犯体制を強化し過ぎると、学校を開放することはできないというジレンマがあります。一保護者として、あまりそこに重点を置くと、地域との交流がやりにくくなるなどと思います。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございませんか。

大村委員：基本目標 2－4 の「学び続ける教職員を支援する」の 1 「教職員の支援体制の充実」にシフトしていくと、働き方改革で具体的に実施していることと重複してしまう部分があります。外部人材との連携やサポートスタッフに関しては、つくば市は大変充実しているのですが、それは教職員の支援体制の充実に入るのだと思います。「学び続ける」という部分の項目と、教職員のメンタルヘルスや働き方改革的なものを、うまく分ける文言があれば、すっきりとすと思います。

委員長：ありがとうございます。

和泉委員：方針 7 について、学校施設の地域開放も進んでいます。みどりのプールであったり、今後は給食レストランも予定されています。可能であれば、7－1 に地域開放を明記するとよいと思います。
ただ、基本目標 2 の部分は、学校教育に限定されているように見えます。

委員長：ありがとうございます。例えば、基本目標 1 の最後の方「だれもが学べる社会教育生涯学習」の辺りを、7 に移動すると、1 つのまとまりができると思います。家庭教育や青少年の健全な育成に関することも、社会教育や生涯学習に入るようになると思います。

他に御意見等はございませんか。

では、基本目標 2 については終了します。基本目標 3 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：（資料 2 に沿って、教育振興基本計画の策定、基本目標 3 について説明）

委員長：ありがとうございます。御意見等があればお願いいたします。

先ほど、大村委員よりコミュニティ・スクールについての御意見がありました。他に御意見等はございませんか。

コミュニティ・スクールについては、今まで通りであれば9-1になり、「社会全体で大人も子供も共に育つ学び」となると思いますが、その言葉でコミュニティ・スクールとつながるのかという議論があると思います。

森田委員：基本目標3ですが、そもそも地域に助けられているものが子供なのかどうか分かりませんので、削除するという事はよいと思いますが、変更理由に「子供が支えられる視点だけでなく、地域に参画し」とありますので、子供は地域が支えるというメッセージがあってもよいと思います。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございますか。

正保委員：「地域に支えられて」という以前の表現だと、対象になっているのは子供だけだと思います。今回、「地域と共に学び合い育ち合う」「大人も子供も共に学ぶ」ということで、大人が入ってきます。これは大きな変更だと思います。それが、基本目標1-1-3「だれもが学べる社会教育、生涯教育の推進」とも関連してくるのだと思います。

先ほど、基本目標1-1-3を2-7に移動するという案もありましたが、3-9-1にも絡んでくると思います。他の部分にも絡んでくることだと思いますので、慎重に考えて整理するとよいと思います。

委員長：ありがとうございます。目標に「地域と共に」とありますが、具体的に地域が出てきません。「つくばらしさを活かした」ということが地域なのかどうか分かりません。主な取組には、科学のまち、豊かな自然・文化とありますが、コミュニティとは少し違う意味合いの「環境的な地域」というようなものなので、1ではないように思います。9はコミュニティ・スクール的な地域ですが、実際のところ、学校を核にした地域づくりというものはなかなか難しいようです。地方都市では、地方創生の絡みで地域を活用していきたいという発想がありますが、つくば市はその逆で、場所によっては元々地域というものが存在せず、お互いに知らない人ばかりだという感じで、地域自体をつくっていかなければならないという課題があります。

地域というものは、大人が絡んでおり、それに学校、教育というものがどのような形で関わってくるのか、結果的には生涯学習、社会教育、文化財というものも入ってくるのだと思います。それを9で、どの程度拾えているのかと考えると、個人的にはもう少し踏み見込んでいきたいと思いま

す。

富田委員：勤務していた荃崎幼稚園の地域は、高齢化が進み、若い世代が転入せずに、学校も空洞化して、地域として元気がなくなっていました。2年前に、幼稚園が統合してできたときに、地域の方は「まちが元気になった」と喜んでおられました。特に何をしたという訳でもないのですが、他に何かできないかと考えました。コミュニティ・スクールの可能性ということで、特につくば市は多様な文化、国籍の方、自然や科学技術もあるということで、学校自体が地域に活気を与えることができるとよいと考えます。

委員長：ありがとうございます他に御意見等はございますか。

和泉委員：多世代が同じ空間で過ごすことで、互いに学び合う場になると思います。子供の教育のために地域の人に関わるだけでなく、地域の人も子供と関わることで、必ず得るものがあります。それが、この5年の変化だと思いますので、9-1で、多世代、コミュニティ・スクールが先導するコミュニティをつくるということに言及した方がよいと思います。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございますか。

肥後委員：方針8の施策1は、もう少し具体性を出してもよいと思いました。学びに生かすという点では、やはり「科学のまち」という言葉を出してもよいと思います。具体化しないと、わかりにくいと感じます。

もう1点は、8の「いかす」は平仮名表記になっていますが、「生かす」と「活かす」という2種類の漢字があり、その両方を含めるという意味合いがあつて平仮名表記なのでしょうか。ただ、平仮名だと読みにくいですし、どちらかといえば「活かす」という表記がふさわしいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長：ありがとうございます。事務局、いかがですか。

事務局：標準的な公文書の書き方としては、「いかす」は平仮名表記となります。ただ、必ずしもそれを守らなければいけないということではありません。例えば、「子供」は標準的な表記としては漢字になりますが、この計画

では「子ども」と表記をしています。標準的な表記方法はありますが、ある程度柔軟な対応は可能です。

委員長：ありがとうございました。根拠があるということですね。

和泉委員：つくばらしさをいかした学びの推進の1ですが、科学のまちになる前から、つくば市は歴史と文化、自然のあるまちだったと思います。よいものは意識しにくいものですが、豊かな自然、文化をいかした学びの中にも、もう少し具体的に表記した方がよいと思います。文化財も発掘されていますし、ジオパークもあります。

委員長：ありがとうございます。施策の部分で修正するのか、もう1つ下の取組の部分に入れ込んでいくのか、御検討いただきたいと思います。取組についても、もう少し踏み込んで書けるとと思います。

西村委員：私も和泉委員と同じ意見です。つくば市は田園都市という面とデジタルな面の両方をもっていると思います。そのようなところが好きで、つくば市に家を構えました。自然と科学を同じ比率で広めていける施策が打てるとよいと思います。

9-2「家庭への支援の充実」に、貧困について書かれていますが、つくば市では貧困の方がどれくらいいるのでしょうか。貧困ではない軸で支援がほしいと思っている家庭、例えば共働きで近くに頼れる親がいない家庭等もあると思います。支援は貧困だけに必要なのではないと思います。

コミュニティ・スクールについて、調べてみましたが、よく分かりませんでしたので教えていただけるとありがたいです。

委員長：ありがとうございました。貧困について、他に御意見があればお願いいたします。

つくば市にも貧困家庭がないということはありませんので、少しでも存在すれば、それを拾うことは必要だと思います。貧困以外の理由で支援を求めている家庭のニーズを拾うという御意見かと思います。

今までは、取組として「放課後の学習支援」「スクールソーシャルワーカーのサポート」「福祉との連携」の3点が示されていましたが、それに加えるという考え方でよろしいですか。家庭への支援が違う形で入ってくる必要があり、その際に「相対的な貧困」だけでなく、違う角度の支援も考える

ということですね。

コミュニティ・スクールについては、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：生涯学習推進課です。コミュニティ・スクールとは、学校と地域が連携、協力し、子供たちの教育や成長を支える仕組みをもった学校のことです。つくば市では、学校運営協議会を導入している学校のことをコミュニティ・スクールと呼んでいます。この制度のもと、学校運営に地域住民や保護者が参画し、その意見を反映させたり、学校活動を支援したりすることで、地域と学校が一体となって、子供たちを育てる仕組みを構築しています。

具体的には、学校の教員、保護者、地域住民の方、学識経験者等が話し合いの場をもち、どのような子供たちを育てていきたいのか、目指す子供の理想像を話し合うことが、学校運営協議会です。それに基づき、具体的な活動を行う地域学校協働活動もあります。話し合いに基づき、具体的な取組をしていくということで、例えば地域と学校が連携して、避難訓練や行事を行うというようなことを目指し、導入した仕組みです。

委員長：コミュニティ・スクールは、地域の声を学校に反映していくために始まった取組です。国が主導で始めてから、10年ほど経ちます。その中で具体的な取組が、つくば市では3年ほど前から積極的に取り組み始めました。試行的な取組が終わり、本年度から本格的に実施するということです。

委員の御指摘にあるように、ここに書き込む必要があると思います。全教職員がコミュニティ・スクールに関わっている訳ではありませんし、学校に通っている子供がいない地域の方も御存じない場合が多いと思いますが、本来は巻き込んでいけるとよいと思います。また、この5年間になかったことですので、ここに書き込む必要があると思います。

他に御意見等はございませんか。

正保委員：大きな提案になりますが、基本方針7「学びを支える機会を広げるといことは、基本目標3に入れ込んでしまった方がよいと思います。

「つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実」はつくば市の地域性ということで、基本目標3-8「つくばらしさをいかした「学び」を推進する」と重複していると思います。図書館サービスをどのようにとらえるかというイメージがはっきりとしませんが、地域と学びの関連性を1つの軸

を考えるのであれば、そのように変更した方が自然だと思います。いかがでしょうか。

委員長：ありがとうございます。この点に関して、御意見があればお願いいたします。

森田委員：基本目標3が、どれほどの地域との学びの関わりをもつのかを打ち出すのかということだと思います。9-2「家庭への支援の充実」の施策は、あまり地域に根付いたものではなく、市が通常行っていることですので、地域との関わりはあまり見えないので、この場所に置くことはいかがでしょうか。

委員長：9-2を移動するか、書き方を変えるという御意見です。

森田委員：地域に合わせるのであれば、この場所はふさわしくないと思いました。

委員長：ありがとうございます。家庭への支援について、もう少し広い形に変えるということも一案だと思います。

全体を通して、御質問、御意見等があればお願いいたします。

永井副委員長：基本目標3にも絡むことですが、つくば市コミュニティ・スクールが今年度から始まります。コミュニティ・スクールを各学校で進めているところもありますが、つくば市では学園単位で取り組むということです。なぜなのかといえば、つくば市の教育はどこも小中一貫で実施しています。6歳から15歳くらいまでを、学校、家庭、地域で一体となり育てていこうというスタンスです。導入されたときに、学校教育に色々な課題があり、そのような施策をつくったということです。つくば市らしさというものは地域資源とは別のものだと思いますので、前面に出す文言を示してもよいと思います。市外の方からみると、つくば市の教育は、科学のまちで科学的なもの、小中一貫、学校単位のコミュニティというものも入ると思います。学校としても、そのようなところを重点化して教育活動をしていますので、今行っている施策が反映しやすいと思います。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございませんか。

正保委員：ホームビジター制度というものがあり、学齢期前の子供がいる家庭に支援員の方が訪問して、親を支援するという制度です。その事業はこども部が委託事業で実施しているとお聞きしました。学校教育とは直接的に関係ありませんが、狙いとしては同じようなものですが、担当部の違いにより市の行政の縦割りの理由で政策の連動性がとれていないように感じます。市役所内で、部を超えた連携体制はとれているのでしょうか。

委員長：事務局いかがでしょうか。

事務局：主にこども部と教育局の連携ということかと思います。特にこども部では、子供政策全般を総括的に取り扱っています。子ども・子育て支援プランの策定は、昨年度末で改定し、新しいプランが実行されています。このプランの策定に当たり、教育局の各課も参加して、該当する事業に関する検討を行いました。今回の教育振興基本計画では、具体的にこども部の事業の中でどの程度合致するものがあり、位置付けられるのかはこれからの話になりますが、これまで実施した取組の中で、特にこども部の計画には、教育部も参画して一緒に進めていると認識しています。

委員長：ありがとうございます。この計画を詰めていくときには、私どももそのようなことを念頭に置く必要があると思いますが、余裕もありませんので、つくったものを事務局に調整していただくことが現実的だと思います。

他に御意見等はございませんか。

和泉委員：つくば市の教育振興基本計画を考えていくときに、つくば市における教育の特色は何かと考えると、子供や未成年だけではなく、大人も学び続けられる自律的な学習者であることが特色として掲げられると思います。不登校という課題は社会全体で取り組む必要がある問題であり、不登校児の親へのケア、教員へのケアも必須です。地域での受け皿、学校に行けなくても住んでいる地域で自分の居場所をもてるのが、非常に重要だということを感じています。そのような意味で、コミュニティ・スクールは、地域に開かれた学校であると同時に、地域と共にある学校であることを目指すことが、つくば市の教育の特色になると思います。全ての市民が、学びという行為に参加できるということです。

委員長：ありがとうございます。不登校に関して、どの程度具体化して、どの位置に位置付けるのかは、一番大きな課題だと思います。
他に御意見等はございませんか。

肥後委員：方針7を基本目標3に含めるとい御提案に賛成します。そうであれば、基本方針8を削除するとよいと思います。基本方針8だけ他と比べて粒度が細かいと感じます。

委員長：ありがとうございます。他に御意見等はございませんか。
事務局、いかがですか。

事務局：御意見いただきありがとうございます。次回以降、内容について踏み込んでいきたいと思ひます。

大きな点として、基本目標1の順番について、色々な御意見をいただきました。次回までに事務局で検討してよいのか、この会議でさらに議論する必要があるのか、いかがでしょうか。

富田委員：元の通りがよいと発言しましたが、安心して学べる環境があり、知徳体が含まれるという流れでもよいと思ひます。ただ、1番目に位置付けるのであれば、施策の内容を変えていく必要があると思ひます。施策の中に、「だれもが認め合い、だれもが輝く」という具体的な施策があればよいということです。

委員長：正保委員、いかがでしょうか。

正保委員：自分自身の結論がでておらず、まとまっておりません。

委員長：ありがとうございます。

事務局案としては、2、3、1ですので、この下に主な取組をぶら下げてみて、進め方の御提案として、次回会議の前に回覧する際に御意見をいただく形にしたいと思ひます。入れ替えてみて御検討いただくということで、よろしくお願ひいたします。

以上で、予定した議事事項は終了いたしました。円滑な会議進行に御協力をいただきありがとうございました。会議の進行を事務局にお返しいた

します。

事務局：樋口委員長、ありがとうございました。委員の皆さまも長時間、ありがとうございました。

3 閉会

事務局：以上をもちまして、第3回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

次回の会議は7月頃を予定しています。詳細については別途メールで御連絡いたします。

第3回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時：令和7年（2025年）5月19日（月）

午前10時から正午まで

場 所：つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1

1 開 会

2 議事

(1) 今後のスケジュールについて

(2) 第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について

3 閉 会

配布資料

資料番号	資料名
資料1	第4期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール
資料2	つくば市教育振興基本計画施策体系（第3期・第4期）
参考資料	つくば市教育大綱（令和7年（2025年）3月）
参考資料	第2回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会会議録

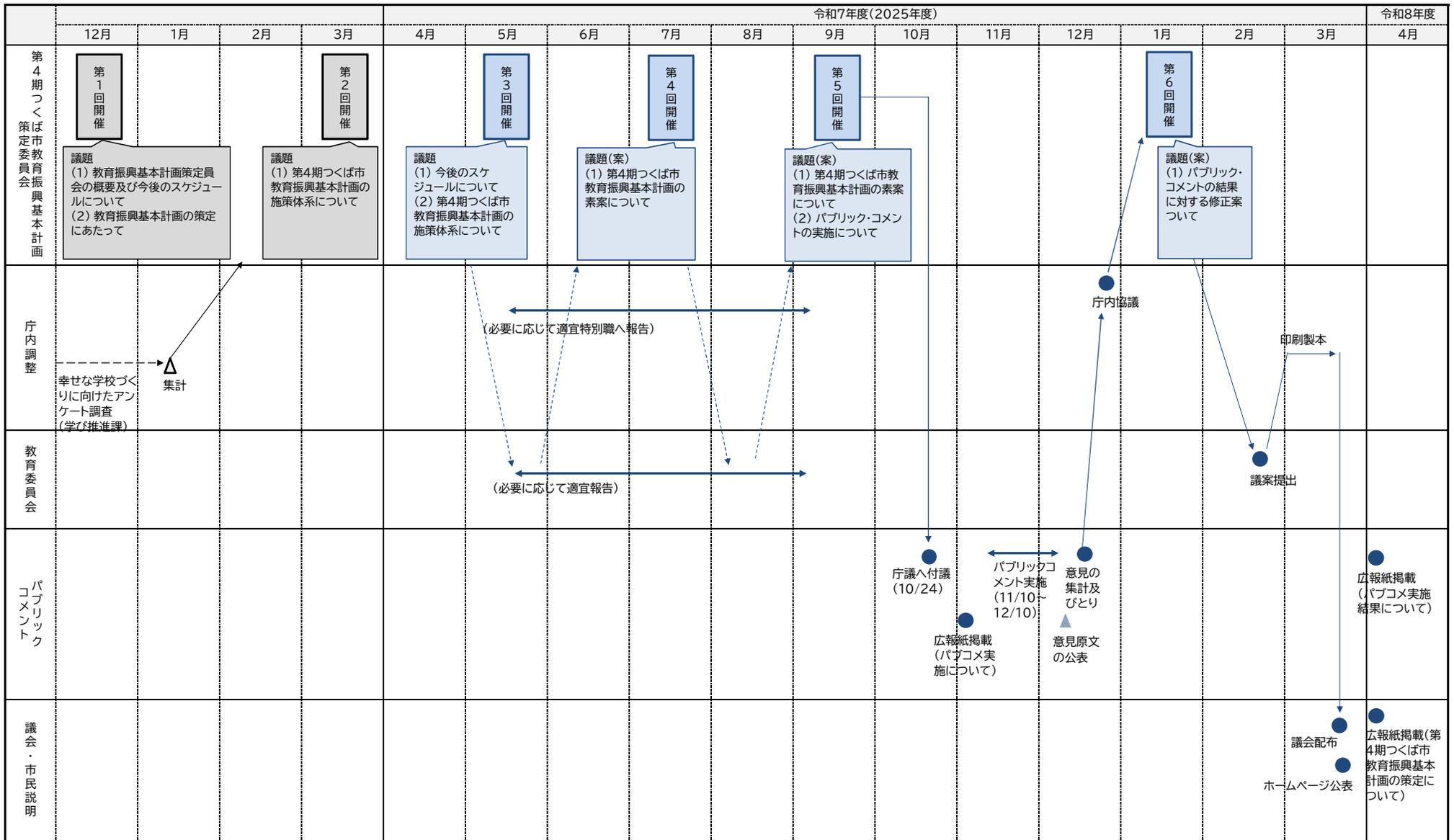
第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿
(任期：令和6年(2024年)12月19日から令和8年(2026年)3月31日まで)

No.	選出区分	役職名	氏名	備考
1	(1) 学識経験者	筑波大学教授	樋口 直宏	
2	(1) 学識経験者	茨城大学名誉教授	正保 春彦	
3	(2) 保護者	つくば市 PTA 連絡協議会顧問	森田 修司	
4	(3) 学校長	学園の森義務教育学校長	永井 英夫	
5	(3) 学校長	並木小学校長	大村 千博	
6	(4) 幼稚園長	島名幼稚園長	富田 昌生	
7	(5) 教育委員	つくば市教育委員	和泉 なおこ	
8	(6) 市民	—	肥後 範行	
9	(6) 市民	—	西村 結美	
10	(6) 市民	—	中郡 奈々	

第4期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール

資料1

令和7年5月1日更新
教育局教育総務課



つくば市教育振興基本計画施策体系（第3期・第4期）

「第3期つくば市教育振興基本計画」の施策体系				見直しの要素		「第4期つくば市教育振興基本計画」の施策体系（案）				
基本理念	基本目標	基本方針	施策	国の方針・市の方向性	○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見	基本理念	基本目標	基本方針	施策	
夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現	基本目標1 幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切に	1 未来をひらく力を育む	1 個別・双方向の学びの推進	【国の方針】 新たな教育振興基本計画（令和5年度～9年度） 今後の教育政策に関する基本的な方針 ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話 【市の方向性】 第2期つくば市戦略プラン 2020▶2024 基本施策Ⅲ-2 個性を伸ばし未来を切り拓く力を育む ■目指すべき未来 2030年の未来像 こどもたちは、自分の好きなことを見つけ、個性を伸ばしながら、未来を切り拓いていく力を育んでいます。	●学校ごとに異なる状況やニーズに対応するため、それぞれの学校に合ったアプローチが求められる ●保育者が発達段階を理解し、日々の観察に基づいて適切な支援を行うことが求められる ★幼児期は非認知能力を育む大事な時期 ★遊びの中の体験が将来の学びにつながる ★教育大綱や基本計画の周知が十分でないのが課題 ○「幸せな学校づくりに向けたアンケート」を継続して実施する ★学校外の学びの充実が非認知能力につながる ●読書活動における学校間で貸出数や利用者数に差があり、読書活動の推進のためより効果的な取組が必要 ★教育の目的を知識の詰め込みだけでなく、もっと広くとらえる ★心の基礎体力、人間関係の力という言葉を使うか検討 ●重症化リスクが高い児童生徒など、一人ひとりに適した対応策の考慮が必要 ○市独自の日本語学習支援員を配置 ★「子どもの権利」や「福祉の視点」にも注力する ★権利保障と福祉の視点が必要 ★体系の中でも上位に上げるべきではないか ★インクルーシブ教育から具体的な学びへ発展するのでは ○不登校の児童生徒への支援体制の充実（校内フリースクール等） ★不登校対策として、校内フリースクールが効果を上げている ●社会教育施設の老朽化が進んでおり、計画的な更新が必要 ○教育大綱の理念を実現するため、市独自の研修を実施 ★教員のメンタルケアや校内の風土改善が課題 ●教職員の業務の負担軽減と労働環境の改善（部活動の地域移行等）	夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現	基本目標1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	2 未来をひらく力を育む	1 個別・双方向の学びの推進	1 個別・双方向の学びの推進 2 幼児教育・遊びの充実 変更理由： 特に幼児期においては遊びの経験が非認知能力を育む上で重要であるという視点から追加 3 学校外の学びの充実による非認知能力の向上 変更理由： 学校外の学びを非認知能力の向上につなげるという視点から追加
	基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する		2 豊かな心と健やかな体を育む				1 豊かな心の育成		1 豊かな心の育成 2 健やかな体の育成 3 学びの場の感染症対策の徹底 変更理由： 新型コロナウイルス感染症の5類移行等を踏まえ、基本目標2 基本方針5 施策1及び施策2へ統合	
2 健やかな体の育成						2 健やかな体の育成				
基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する	3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する	1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進	1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障 変更理由： 子どもの権利保障の視点から追加							
		2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援		2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援						
基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する	4 学び続ける教職員を支援する	3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進	3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進							
		1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援		1 教職員への支援体制の充実 変更理由： 教員のメンタルケアを含め、支援体制を充実させるという視点から変更						
基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する	4 学び続ける教職員を支援する	2 教職員の「働き方改革」の推進	2 教職員の「働き方改革」の推進							

		5 「学び」を保障する学校環境を整備する	1 学校施設・教育用備品等の充実 2 学校の安全体制の確立 3 学校等の適正配置 4 学校給食の充実	●各学校の教材や管理備品の優先順位をつけた計画的な整備 ★老朽化している施設の改修等が必要			5 「学び」を保障する学校環境を整備する	1 学校施設・教育用備品等の充実 2 学校の安全体制の確立 3 学校等の適正配置 4 学校給食の充実
		6 ICTを活用した教育を推進する	1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実 2 ICT教育環境の充実	●訓練や会議を通じて常に情報を更新することが必要 ●地域にとり様々な課題があり、地域住民との合意形成を図りながら検討を進めることが必要 ●地元産食材の利用促進のため、農産物の確保が必要 ○学習用端末やネットワーク・クラウド環境の整備			6 ICTを活用した <u>学び</u> を推進する 変更理由： 「教え」から「学び」へという理念を参酌し変更	1 デジタル学習基盤を活用した <u>学びの推進</u> 変更理由：一人1台端末の整備が完了したこと等を受け、表現を変更 2 ICT教育環境の充実
		7 「学び」を支える施設を整備する	1 図書館サービスの充実 2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備	○自動車図書館の増設及び更新 ★自動車図書館の運営の見直しが必要 ★電子図書館サービスの充実も掲げるとよい ●動画配信や体験的な学びの機会を増やす			7 「学び」を支える <u>機会を広げる</u> 変更理由： ハード事業だけでなく、ソフト事業も充実させるという視点から変更	1 図書館サービスの充実 2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる <u>機会の充実</u>
基本目標3 地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する	8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	1 つくばの特性をいかした学びの推進	●デジタル化や業務フローの見直しとともに、効率化を図りながら学びの深さを増すコンテンツづくりが必要 ○体験型科学教育「つくば STEAM コンパス」の推進	○令和7年度末までに市内全学園でのコミュニティ・スクールの導入を目指す ★コミュニティ・スクールの可能性に期待しており、どうあるべきか社会教育の視点から考えてほしい		基本目標3 地域と <u>共に学び合い育ち合う</u> 教育を推進する 変更理由： 子どもが支えられる視点だけでなく、地域に参画して子どもと大人が共に育つという視点から変更	8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	1 つくばの特性をいかした学びの推進
	9 「学び」を支える協働体制を充実する	1 社会全体で支える子どもたちの学び 2 家庭への支援の充実	●地域に根差し、学校や生徒との信頼関係を築ける質の高い学習チューターの確保が必要 ★貧困家庭の子どもへの支援の必要性 ★社会の変化として相対的貧困率の上昇		9 「学び」を支える協働体制を充実する		1 社会全体で <u>大人も子どもも共に育つ学び</u> 2 家庭への支援の充実	

会 議 録

会議の名称		第4回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会		
開催日時		令和7年7月22日(火) 開会 10:00 閉会 12:00		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1		
事務局(担当課)		教育総務課		
出席者	委員	樋口委員、永井委員、中郡委員、西村委員、肥後委員、和泉委員、富田委員、大村委員、森田委員、正保委員		
	事務局	久保田教育局長、柳町教育局次長兼健康教育課長、勝村教育局次長兼教育施設課長、森田教育局次長兼学務課長、山岡教育総務課長、飯村教育総務課長補佐、青木教育総務課長補佐、鈴木教育総務課係長、小川教育総務課主任、岡野学び推進課長、宮内学び推進課係長、中島特別支援教育推進室長、小野学校教育政策監、増沢学校教育政策監、澤頭生涯学習推進課長、石橋文化財課長、玉木中央図書館副館長		
	その他	(株)名豊 若松		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数		1名		
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について (2) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について		
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について (2) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について 3 閉会			

<審議内容>

1 開会

事務局：本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。司会の教育総務課の飯村と申します。どうぞよろしく願います。本日の会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する

る条例に基づきまして公開とさせていただきます。なお、正確な会議録を作成するため、御発言の際は必ずマイクを使用させていただきますよう御協力をお願いいたします。また、本日は委員 10 名中 10 名が出席されており、半数以上が出席されていますので、当委員会は成立いたします。

それでは、第 4 回第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会を開会いたします。

ここからの進行は委員長をお願いいたします。

2 議事

(1) 第 4 期つくば市教育振興基本計画の施策体系について

委員長：本日の議事ですが、お手元にある次第の通りで、1 番目が第 4 期のつくば市教育振興基本計画の施策体系について、2 番目が第 4 期のつくば市教育振興基本計画の素案についてとなっています。進め方については、1 番の施策体系について御説明をいただき、その後素案の方についても、できるだけ一通りみていただきたいと思います。素案の中身を見ながら、また 1 番目の施策体系についても考えてまいりたいと思いますので、御協力をよろしくをお願いいたします。それでは、1 番目のつくば市教育振興基本計画の施策体系について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料 1 について説明）

委員長：ありがとうございました。続いて資料 2 も合わせて御覧下さい。資料 1 につきまして、事前にメールで各委員へ送付して意見を伺ったところ、和泉委員と私から意見があったということで、まとめていただきました。それから 2 ページから 3 ページにかけて、教育委員会の委員の皆さんにも見ていただき、御意見をいただいているということです。これについて簡単に該当する方から御説明をいただきたいと思います。

最初ですので、資料の 1 ページ目、私からは 2 点ですが、資料 1 について、基本目標、基本方針、施策とつながっていく訳ですが、基本方針 9 で、結果的に施策が 1 つだけになってしまうということで、見た目の問題もあるのですが、バランス的にどうなのかなということ、それから次のことと少し関わってくるかもしれませんが、つくば市の教育の新たな方針として、コミュニティ・スクールができたので、その部分が具体的な言葉として出てきた方がいいのではないかと思います。先ほど言った 1 番最後のところで 1 つではないということに入れるのも可能ではないかと感じていま

す。それから、小中一貫教育のことが少し書いてありますが、学園ということがほとんど書いていないので、そのようなことを書き込んでもいいのではないかと思います。

和泉委員：上から順に簡単にお話しします。1つ目は既に議論されている箇所に関して思ったことです。基本目標について色々意見が挙がる中で、会議録を読み直していて、正保委員の発言がとても大事だと思ったので、順序としては1が「互いを認め合い」、2が「豊かな心と健やかな体」、そしてそれが前提条件としてできてから、3に実際の学びとして「未来をひらく力」という見え方がいいのではないかと思います。また、コミュニティ・スクールに関しては、樋口委員長がおっしゃったことと関連しつつ、幼保小の接続も踏まえて、乳幼児からコミュニティ・スクールに含めることも考えた方がいいのではないかと思います。2つ目は、まだ検討されていない事項です。1つ目は子ども・子育て支援プランとの連携です。子ども・子育てプランも、つい半年くらい前に第3期が策定されて、その中でこのような冊子が出来ているのですが、その中で基本理念として「子どもがまんなか つくばのまち」を分かりやすく掲げていることに気が付きまして、そうすると、プランの中では、就学後の施策は放課後等の居場所の整備しか示されていません。この理念に基づいて学校教育をどうしたらいいかと考えた時に、やはり子供の声を一旦聞くという取組が、必要なのではないかと思います。根拠としては文科省からの「新たな振興基本計画の策定について」という通知の中でも、子供の意見反映の必要性が示されていて、あとは、こども家庭庁のガイドラインもかなり詳細に子供の声を聞く取組について明記されていました。そのようなことを参考にしながら、私も具体的な案はありませんが、ぜひ検討したいと思いました。次に基本目標2の表現ですが、「個性が花開く」が分かりにくいとっていて、そもそもこの基本目標2の4、5、6、7は環境整備について示しているので、「個性が花開く」は全体に係ってくることでもあるし、意味が曖昧なので、削除して、「学びの多様性に対応する場と機会を整える。」としてもいいのではないかと思います。次に学びの場の転換ですが、これは教育大綱の中で、大きな3本柱の2つ目になりますが、「管理から自己決定へ」に基づく学校づくりは「全ての児童生徒にとって安心と魅力のある学校づくり」、これは「不登校に関する児童生徒支援の在り方」の中で目指していることです。なので、教育大綱の6ページ以降「学びたくなる場所」「こどもが自らつくる場所」「挑戦が称賛される場所」への転換にも書いてありますので、

今からの5年間で重点的に取り組んだ方がいいのではないかと思います。つまり、現在の学校づくりの課題は何か、学校が心理的安全性が確保された場所へ転換するために、どうすればよいかについての議論が必要ではないかと考えています。最後に今後の議論について思うことですが、まずは実態を踏まえながらも、つくば市で学びたくなる期待感を喚起させる、未来志向な計画を目指したいと思います。どうしても実態を見ていると、減入ったような気持ちになりがちですが、やはり生涯学習はいいなど、読んで楽しそうという気持ちが抱けるような計画を目指したいと思いました。あとは、誰もが読んで理解できる表現で、自分のことだなと思えるような書き方や分かりやすさも注意した方がいいと感じました。最後ですが、この施策の素案がもう少し順序や内容が固まってきたら、もう一度一番大きな基本理念に立ち返って、検討してもいいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございました。それでは、次に教育委員会の意見については事務局から御説明をお願いします。

事務局：2ページの3番、教育委員会というところで、簡単に御説明をいたします。まず、前提として教育委員会というものが、教育長と委員の4名で構成されており、月に1回定例会を行っていきまして、その場にこの資料1の現在の施策体系案をお出しして、今このような形で進めていますと報告して、御意見をいただきました。そのいただいた御意見として紹介をさせていただきます。1つ目は、新たな施策体系案は全体的に整理されていて、すっきりしているという意見が柳瀬委員からありました。2つ目は、基本目標1の中身の順番を入れ替えているが、元の順番で良かったのではないかとということで、前提から書くのか、最終目標から書くのかということで、最終的な目標である「未来をひらく力を育む」ということを1番に書いてもいいのではないかとという意見が倉田委員からありました。次のページの3つ目で、この辺りは教育委員会でも意見が分かれているところですが、柳瀬委員からは、「互いを認め合い～」と「豊かな心と～」があって、最終的に「未来をひらく～」ということで、1はそのままで、2と3を逆にしてもいいのではないかとという意見がありました。4つ目として、幼児教育のところに、「・遊び」というのを追加しているが、「遊び」が大切なのは、幼児教育だけではなく、特に小学校低学年でも遊びの充実は大切だということで、「遊び」は幼児教育だけでいいのかという御意見が坂口委員からありました。その後、柳瀬委員から、幼児教育と書いてしま

うと、世の中の的には早めに幼稚園の頃から英語を教えるなどのイメージを幼児教育という言葉から持ってしまうし、あえて強調するためにここに「幼児教育・遊び」を入れたのではないかというような意見もございました。5つ目が、「教育振興基本計画」という計画そのものの名前が、どうなのかという意見がございました。「振興」というと、遅れているものを振り興すという印象があるのではないかというところで、文科省や法律では「教育振興基本計画」という名称が出てくるのですが、つくば市の第2期の計画では「つくば市教育プラン」という名称を使っていました。第1期が「振興基本計画」、第2期が「教育プラン」、第3期で「教育振興基本計画」に戻ったというような感じですが、名称について「つくば市教育プラン」でもいいのではないかという意見が柳瀬委員からありました。最後に6つ目ですが、子供たちに意見を聞くのであれば、計画に書いてあることを、子供たちでも分かるような形にする必要があると思うという意見がございました。

委員長：ありがとうございました。一括して、御意見、御質問等がありますでしょうか。先ほどの基本目標1の順番については色々な意見が出てきて、現行の1、2、3が資料1の左側では3を頭に持ってきて、3、1、2の順にしているのですが、1、2、3のままでもいいのか、更に3、2、1にするのか、3通りの意見が出ていますので、ここはどこかで決着をつけないといけないと思います。御意見を拝聴していますと、やはり学校とか授業とかがこの基本目標の1なのか、もう少し広い意味で見ているのかというところで、順番の位置付けが違って来るのかなと理解しました。それから、和泉委員のお話の中で、まだ検討されていない事項については、どこかで検討しなければいけないと思いますが、一方で、今日行う話は、この施策を更にどのような形で実施していくのかという取組事項についての検討に入るので、適宜その中でまた取り上げていただければと思います。冒頭で申し上げたように、これで決めるというわけではありませんが、この取組を見ながら、議題の2の中で、また必要に応じて施策の順番等考えてまいりたいと思います。また先の話で恐縮ですが、おそらく8月に第5回をやらせていただいて、当初の計画とずれると思いますが、6回目という形で、パブコメの成案を固めるという方向でいきたいと思いますので、今回と次の2回で最後までいきますが、この素案も含めて議論していきたいと思いますので、その点御了解いただければと思います。他によろしいでしょうか。

それでは、先の方に進みたいと思います。

(2) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について

委員長：それでは、議事の(2)ということで資料3に沿って、進めてまいりたいと思います。前回と同様に、大きなレベルで基本目標、基本方針でひとまとまりという形にしていきたいと思います。3ページから9ページまでは前段ということになりますので、御覧いただいて何かありましたら、後ほどでも御指摘いただければと思います。10ページから具体的に議論に入っていきたいと思います。よろしくお願ひします。それでは、10ページ、施策の展開、基本目標1というところから、事務局に説明をお願いします。

事務局：（資料3に沿って説明）

委員長：ありがとうございました。今10ページから14ページの途中まで御説明いただきました。先ほど資料1の基本方針の1番、「互いを認め合い、だれもが輝く学びを推進する」で、施策が3つありまして、1番目が10ページ、それから2番目が12ページ、それから3番目が13ページになります。このあと、新しく出ているところだと、例えば10ページに施策の方向性について説明が入り、主な取組というのが、例えば施策1の「共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子供の権利の保障」で、4点出てきて、その4点の説明が11ページに出てくるという作りになっています。とりあえず基本方針1全体でも結構ですし、施策1の「共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子供の権利の保障」というところで4つの取組がありますので、この辺りから細かいところも受けて、御意見御感想等頂戴できればと思います。

例えば、冒頭の何番目に入れるかという話にもなるのですが、ここが一番最初ということになると、共生社会、インクルーシブ、子供の権利、それから教育相談、ニーズ、家庭という辺りが、一番最初の目標になってくるということですね。その辺りが最初でいいのか、先ほど出てきたような学校教育とかの包括的な中身になっているのか、逆に小さくなりすぎるといふと変ですが、特別支援やインクルーシブというところから始まるようにも見えるので、それでもいいのかどうかという議論の必要があるかと思ひます。

富田委員：11ページの「児童生徒の相互理解を深め」とありますが、幼稚園

児の立場からすると、児童生徒よりも子供同士などの言葉の方がよりいいのではないかと感じました。

委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それで言うと、「共同」という字をどの字にするのかというのは、なかなか難しく、他も目配せして、例えば学校教育の中ではどの字を使っているのかなど、そのようなところと合わせて考えると現実的ではないかと思います。

もう少し先に行って12ページの「教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援」それから、13ページの「家庭への支援の充実」この辺りも含めていかがでしょうか。

森田委員：基本方針の順番の話になりますが、「1 互いを認め合い～」を1番に持ってきた背景というのは、不登校の問題はかなり関心があったので、これを上に持ってきたという話があったかと思います。そのつながりで言うと、施策の1のインクルーシブ教育よりかは、施策の2の教育相談体制の方が、皆さん関心があった不登校の問題を取り扱っているという意味では、基本方針の順番を入れ替えたという目的に立ち返ると、施策の1、2を入れ替えるのも1つかなと思いました。

委員長：ありがとうございます。

肥後委員：基本方針の順番の話で、重要度があると思うのですが、読みやすさという意味では、第3期と同じ方がいいのではないかと思います。

委員長：教育委員と同じ意見ということですね。先ほどの資料2の中でも色んな意見が出ていますので、最後はどこかに決めるしかないのですが、今の段階では御自由に意見を言っていた方がいいかと思います。今のお話で言うと、基本方針1にこのようなことを持つてくること自体は悪くないと思うのですが、施策レベルになった時に、一気にインクルーシブとか帰国・外国人児童生徒とか不登校とか家庭という話があると、その施策で全体を包括していることになるのかということ、私も気になっているところです。先ほど申し上げたように、入りやすさとして学校教育という言葉があった方がリアリティがありますし、一般的な教育振興基本計画も、学校から入るのがよくあるパターンなので、肥後委員のおっしゃる通りかなと思います。

森田委員：私の記憶も確かではありませんし、こだわりがあるわけではないので、そのような考え方もいいと思います。

富田委員：ここが一番迷うところかと思いますが、現在の書き方が、つくば市の一人ひとりを大切にすることに基づいているので、つくばらしくていいのではないかと思います。ただ、学校の教育の最優先事項は「知・徳・体」なので、それを最初に出した方が分かりやすいということもあるし、内容からしても違和感を感じたところがあるので、最初に打ち出したものがあって、それを補完するものとして、2や3があるとした方が分かりやすいのではないかと思います。つくばらしさを出すには一人ひとりを大切にするという課題を出した方がいいと思いますが、大きな課題というのは、育むことが重点事項ではないかと思ったりして、どっちつかずですが、そのように思います。

委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

大村委員：皆さんの意見を聞いていて、私も分からなくなってしまうのですが、やはり学校現場として「知・徳・体」で学校教育を推し進めていくためには、互いを認め合い、だれもが輝いていくというのが一番ベースにある気がするので、このままでもいいのかなと思います。ただ、基本方針の1「互いを認め合い、だれもが輝く学びを推進する」のところの施策の構成や文章はまさにという感じですが、主な取組のところ、急に特別支援や帰国・外国人児童生徒など、細かい方向に行ってしまうところが違和感を感じるのかなと思います。学校現場としては、誰もが認め合う話し方とか、聞き方にも注力しているので、まず学校現場での子供の権利の保障とか、その辺りを意識したものを1つかぶせると、上手く並べられるのかなと思います。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょう。

和泉委員：今の委員の意見の通りだと思います。インクルーシブ教育というと、まず思い浮かべるのが、障害の有無で、そのような子供たちのための教育になってしまいます。そもそもインクルーシブというのは、包摂的な学びの場と私は解釈をしまして、この言葉を使ってしまうがゆえ

に、急にあれという印象を与えてしまっていると思います。とはいえ、今は学ぶための場にも行けていない子供がいるという現状を踏まえると、全ての子供が行きたくなる、過ごせる場を大事にしたいという思いを込めて、互いを認め合い、だれもが輝く学びを推進する共生社会の後に、それってどうなのかという、例えば他の自治体だと、大阪の枚方市は、「ともに学び、ともに育つ」と掲げていますが、インクルーシブ教育とか外国人生徒とか、性的志向の子供とか、国籍の違いなどの多様性をも全て包摂できるような考え方が1つあって、具体的にインクルーシブ教育、外国人生徒とつながっていくと、全員を包摂する言い方になるのかなと思います。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょう。

西村委員：素人目線になりますが、私は「未来をひらく力を育む」が1番に来て欲しいと思います。今の並びの1、2、3を2、1、3にさせていただくと、納得感があるような気がします。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょう。難しいですが、今すぐではないにしても、次回くらいには決着を付けたいと思います。両方作ってみて比べるのも1つの手かだと思います。あるいは現行のものと振興基本計画と並べてみてどちらがいいのかという判断でもいいのかなと思います。それから、教育委員の中で、振興計画という名前の問題がありました。振興するための具体的にどうするのか、マニフェストや予算などに直結するような位置付けのものになりますので、ここでは、つくば市がこの5年間具体的にどのようなことをやっていくのかということをお程度書いていくという意味では、理念的なことだけが取組レベルで出てくるとまずいというのがあるので、そこをどう折り合いをつけていくのかが、並びの問題にもつながっていくのかなと思います。

正保委員：少し話が脱線してしまうかもしれませんが、筑波大学で10年間教職課程で教育相談などの担当をしていましたが、その時に学生から、教育学の先生は理想を語り、心理学の先生は現実を語るの、2つ続けて授業を受けると混乱すると言われたことがあります。「未来をひらく力を育む」というのは、未来を視点にしておき、「互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する」は現在を視点にしているわけです。どちらが大事かというのは、一種の哲学になると思ひまして、どちらももちろん大事です。つくば市と

しては、どちらを重視していくのかということは、どちらが正しいということではなくて、どちらを我々は優先したいのかということ、皆様の合意が得られるといいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。進行がありますので、少しお考えいただきたいと思います。やり残しているところで、13 ページ、14 ページ、家庭への支援の充実の辺りはいかがでしょうか。例えば、「家庭へ」という言葉がどうなのかやスクールソーシャルワーカーの話で、具体的にこのようなことをやっていくというのが新しいところですので、御意見いただければと思います。

中郡委員：スクールソーシャルワーカーの配置が増えたということで、このままでいいと思います。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、続いて14 ページから基本方針2に入っていきますが、改めて事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料3に沿って説明）

委員長：ありがとうございます。それでは同様に、一括して3つの施策について、御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

富田委員：18 ページの施策2「幼児教育・遊びの充実」のところで、スタートカリキュラムという6か月のカリキュラムをこれまでやってきたのですが、現在は架け橋カリキュラムとあって、年長の1年間と小学校の1年間という長いスパンで見ているところ、文科省が力を入れているので、この文言が入った方がいいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。この5年間あるいは、もっと前からものが残っていて、これでいいのかという文言や考え方が出てきていますので、他にも御意見いただければと思います。

15 ページや16 ページ辺りはどうでしょうか。例えば「昭和52年に日本で初めてのCAIの教育利用」のところは、さすがにもういいのではないかと思いますし、「つくば21世紀型能力」については、今も使いますか。

事務局：現在も使っています。

委員長：使っているということであれば、当面はこれでいいと思います。

森田委員：よく理解できていないところがあるのですが、小規模特認校について、これから出てくると思いますが、小規模特認校が目的があつてこのようなことをしていきますということが、書き込まれる必要はないでしょうか。学校の特性のところに入ってもいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

委員長：小規模特認校という言葉が入っているところがありますでしょうか。

事務局：具体的に小規模特認校という言葉は、今の資料の中では出ておりません。

委員長：ありがとうございます。考え方としては2つあつて、小規模特認校を入れるか入れないかということもさることながら、入れるとすればどこに入れるのかということで、学校の特色として、小規模特認校を入れるのか、実態としては不登校などとも絡んでくるので、多様な子供の学習機会の充実みたいところで、基本目標1のどこかに入る可能性もあるのではないかと思います。とりあえず今は入っていないということですので、入れるか入れないかも含めて、次回までに御検討いただければと思います。他はいかがでしょうか。

副委員長：18、19 ページの施策3「学校外の学びの充実」のところで、学校外の体験などの活動が網羅されていて、「非認知能力」という言葉が出てきますが、うちの学校でも「非認知能力」についての取組を行っていきまして、これだと学校外の体験をすると「非認知能力」が高まるようなイメージが付きそうな気がします。実際のところ「非認知能力」は学校外の学びももちろん大事ですが、学校での授業や特別活動での学びというのも重要で、そこでも高まるし、更にプラスαというところで、学校外となると思うので、初めて見た方が「非認知能力」は学校外でやるといいのかなという捉え方がされないのが気になります。

委員長：ありがとうございます。18 ページのここだけなぜか※がついていて、「非認知能力」の説明がありますが、これを入れるか入れないかでいうと、入れた方がいいと思いますが、どのようなところで形成されるのかによって、振興基本計画のどこに入れるのかというお話だと思います。学校外というのは何でしょうか。放課後などの学校外とはここは違うと思うのですが、場所として学校ではない所みたいな感じで体験などが出てくるのですが、学校教育の時間としての放課後も含めた学びも、考えによっては学校外になるので、言葉の使い方も考え直す必要がある気もします。学校外の使い方を確認していませんが、使い方が決まっていればそれでいいのですが、考え直す必要がある気もします。

西村委員：「未来をひらく力を育む」という基本方針によって、幼児期はこのようなことを大切にしていきたいと思いますというところが、分かりやすくいいと思いますが、小中に関しては、一貫校であったり、学びとしてこのようなことをやっていきますと書いてあるものの、私の中では、小学校と中学校ではやることや学ぶべきことは別なのではないかと思っていまして、小学校ではこれを大切に、中学校ではこれを大切にという感じではなくて、小・中という形でつくば市の教育はというものがあるのでしょうか。

委員長：つくば市がということもありますし、一般論として小学校と中学校で何をするのかという区切りがまず先にあるって、つくば市ではという考え方が1つです。あとは書き方として、小中一貫教育とあるので、ややこしいのですが、義務教育の段階として、子供たちをどう育てるのかを書き込んでいるのかなと思います。そうすると幼児だけ独立しているのは変ではないかという考え方もあると思いますが、小学校でこのようなことをやります、中学校でこのようなことをやります且つ小中一貫校ではこのようなことをやりますということを書き込めるのか書き込むべきなのかというところは、細かすぎるかなという部分ではあるので、そこは難しいかなと思います。西村委員がおっしゃる通りで、小学校中学校本来それぞれ役割がありますが、なるべくその垣根をまとめて考えていこうというのがつくば市だから、あえて書かないというのも考え方なのかなと思います。私が冒頭で申し上げた学園みたいなものは、16 ページで入れた方がいいかもしれません。義務教育学校とそうではない学校の違いがとなると、面倒なことになってくるので、あそこには入れないにせよ、小中一貫教育で学園を通して、市内全域で全学校でやっていくということは書いてありますが、そ

こは学園という言葉を使うのがいいのではないかと思います。他はいかがでしょうか。

大きな話で言うと「未来をひらく力を育む」をどこに入れるのかという話ですが、これで大丈夫でしょうか。

肥後委員：私が専門的に関わるところで言うと、「非認知能力」についてですが、注釈の中で一応定義はされていますが、一方で17ページの下の方に、「体力・運動能力」「認知スキル」「学びに向かう力」と別の角度から書いてあり、「体力・運動能力」をどちらに含めるのかということもあります。この定義からすると、「学びに向かう力」が「非認知能力」にかなり近いところがあったりして、色んな言葉が入り混じっていると若干感じました。それから「多様な経験につながる豊かな遊びの推進」と「学びに向かう力を育む幼児教育」とありますが、この2つの違いは遊びか幼児教育かということだとすると、後者の幼児教育の方にも「遊びを中心にした」と書いてあり、二重になっていると感じます。前者は遊びの中で、後者は教育の中でと整理した方がいいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

大村委員：14、15、16ページの基本方針2「未来をひらく力を育む」のところで、主な取組の「問いから始める学びの充実」についてですが、これは今トレンドとなっている国や県の探究的な学びのことで、各教科で今その授業をやっているのと同時に、国から始める行事の中の探究的な学びができる。そして3つ目の「つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進」のプロジェクト学習も探究的な学びなので、「探究的な学び」という言葉がどこかに出ているか探したのですが、それを組み込みながら、「つくばスタイル科」を出すために意図的に「プロジェクト学習」と書いてあるのか、つくばスタイル科だけでなく、全教科の中で探究的な学びをやろうとしている学校も多いので、そこをどう整理したらすっきりするのか、私自身も分からず考えていました。

委員長：ありがとうございます。「探究」とか「科学」とか「才能」とか、国の方では才能教育も含めて個別最適というのは、強調されているので、つくば市という地域柄も入れ込んでいく必要があるかと思います。他はいかがでしょうか。

続いて、20 ページから基本方針の3 「豊かな心と健やかな体を育む」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料3に沿って説明）

委員長：ありがとうございました。それでは、御質問の方よろしくお願います。

和泉委員：施策1の枠の中の「心の基礎体力、人間関係の力という言葉を使うか検討」とありますが、「心の基礎体力」と21ページの「心の耕し」の意味がよく分からないのですが、教えていただけますでしょうか。

委員長：「耕し」というのは学校では時々出てきます。学校の用語という気がします。

正保委員：「心の基礎体力」は、私が提案したところですが、文部科学省が「非認知能力」SELを検証し始めているところです。「Social and Emotional Learning（社会性と情動の学習）」ということですが、この社会性と情動の学習の前線では、「社会性の基盤」という言葉を使っています。社会性の基盤で他者との人間関係を作るというのがベースにあって、その上に感情をコントロールする力を乗せていくというアメリカから入ってきた一つのやり方です。これを日本に導入したのが、福岡教育大学の小泉先生という方で、小泉先生の書かれたものを見ると、小泉先生も「基礎体力」という言葉を使って説明していますので、馴染みとしては悪くはないのかなと思いました。それから「心の耕し」というのは、中身の問題かなと思います。「心の基礎体力」というのは、他者との関係を持つ具体的な力のことを言いますが、「心の耕し」というのは、例えば美術館に行っ、美術作品を鑑賞することによって心を耕すとか、中身の問題かなと思います。

和泉委員：「心の耕し」は情操教育の推進となってくると思うのですが、道徳教育、人権教育、情操教育というのが、整理できるのか、それぞれの違いが何なのか、読めばわからないことはないけれども、まだよく理解できていない部分があります。「心の基礎体力」も大事だと思いつつも、それって何だろうという感じなので、つまりはこういうことというのがあれば、「心

の基礎体力」が十分だと分かるくらいの表記をする必要があるのかなと感じました。

委員長：ありがとうございます。少し細かすぎるのでしょうか。包括的にした方がいいのか、逆に言葉の問題なのか。「人権」というと、先ほどの11ページ辺りにも少し意味は違うにせよ「人権」という言葉が出てきます。対象は違うとはいえ、子供に対する人権と市民への人権啓発ということなので、どこかで「人権」というのをまとめて入れるといいのではないかと思います。他のところに同じ言葉が出てくるものは、なるべく1箇所ですべてまとめた方が本来はいいのではないかと思います。

正保委員：蛇足になってしまうかもしれませんが、念のため補足させていただきます。私が言っている「心の基礎体力」というのは、「MIKSY」と略しますが、Mは人のことをちゃんと「見る」ということ、Iは「言う」ということ、Kは「聞く」ということ、Sは自分の思っていることを他者に対して、言葉以外で「する」ということ、Yは空気を「読む」ということで他者の考えていることを読み取るということで、この5つの能力によって、他者との関係を築く力を育てることができると、その力がベースになって、道徳教育や人権教育や情操教育が円滑に行われるという考え方で私は使っています。これはあくまで私の考え方なので、どうするかは皆さんで御判断いただければと思います。

委員長：ありがとうございます。こういうところこそ※印で補足いただければと思います。他はいかがでしょうか

大村委員：4点気になるところがあります。まず、21ページの「いじめを防止する取組の充実」です。今、生徒指導提要なども新しくなって、発達支持的生徒指導ということで、日頃の声掛けや賞賛とか、学校で先生が常に子供たちに語り掛けるところを非常に重要視されていますので、ここに内容の一文が入るといいのではないかと思います。2つ目は、「芸術文化活動の推進」で、昨年度から学校の方に大変予算をいただいて、とても感謝しています。ここに「本物に触れる」みたいな言葉が入ると素敵かなと思います。3つ目は「道徳教育の推進」のところで、対話の中に含まれると思いますが、今学校の中でも、議論とかディベートなどに積極的に取り組んでいます。他者との対話の中に入るのかなと思いますが、その辺りももう少

し踏み込んで作ると素晴らしくなるのかなと思います。4つ目は22ページの「安全教育の充実と防災教育の推進」で、今各学校危機管理マニュアルの見直しに力を入れていて、やはり危機管理マニュアルがいかげんだと何かあった場合に裁判で負けてしまいますので、各学校で徹底的にやっています。危機管理マニュアルの修正とか見直しとか、しっかりと設定をしてそれに基づいてやっていくというような一文があるといいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

私から、23ページの部活動のところ、いわゆる文化系と体育会系の部活をどう考えるかというところで、部活の方は両方一緒にしていると思いますので、それでいいのですが、この施策のところは「健やかな体」になってくるので、「体」の部分に文化的な部分も含んで大丈夫なのかというところが気になっています。分けるというのも変な話ですが、場所というか「健やかな体」ということで、心身一緒というところと重なってしまうので、どのように考えたらいいのかと思っています。

他はいかがでしょうか。よろしければ、次に行きたいと思います。

それでは、24ページからの基本目標2になります。方針は基本方針4になります。これについて説明をお願いします。

事務局：（資料3に沿って説明）

委員長：ありがとうございます。ここは方針が前回から「教職員が安心して学び・働き続けられる」というような言葉に変わっています。御意見ありますでしょうか。

24ページの「コーチング」という言葉は今も使いますでしょうか。使わない訳ではないですが、つくば市ではあまり見かけない気がします。事務局の方で御検討いただけたらと思います。生成AIが2箇所出てきていますが、先生が積極的に生成AIを使うということでしょうか。子供の使い方は今かなり問題になっていますが。生成AIを使うと校務が効率化されるのでしょうか。他にいかがでしょうか。

それでは、先に行きたいと思います。27ページからの基本方針の5のところを事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料3に沿って説明）

委員長：ありがとうございます。ここは新しい項目が増えていますが、御意見等ありますでしょうか。

正保委員：30ページの「学校給食施設の整備」のところで、「フードロスに寄与する」というのは、「フードロスの対策に寄与する」ではないでしょうか。

事務局：修正いたします。

委員長：28ページに「学校統廃合」という言葉が使われていますが、事務局から説明があった通り、29ページの適正配置とも関わってきますが、「学校統廃合」というのは、そもそもその言葉を使ってもいいのかと、現実的にあるのかないのかというところで、事務局の方いかがでしょうか。

事務局：今後につきましては、今のところ予定されておられません。

委員長：そうですね。ですので、「学校統廃合により遠距離通学となる児童生徒に対して、スクールバスの導入を図ります」というのは、5年前に修正があつてこのように入っていて、継続することも大事ですが、これからあるような感じに見えると、少し引かかるかなという気がします。

事務局：修正、見直しをさせていただきます。

委員長：29ページもそうですが、一般論として適正配置というと統廃合の話になると思いますが、つくば市は当面の計画は無いとはいえ、人口が増えてこの地域では別の学校を作らないといけないという話が出ないとも限らないので、新設までいくかどうかは分かりませんが、その辺りのことも検討する意味合いでの適正配置という文言が出てくるのかどうかをもう少し検討していただく必要があるかと思います。他はいかがでしょうか。

森田委員：「学校施設の計画的な整備及び施設の管理」のところで、第3期の計画では「特別教室へのエアコンの設置」と書かれていて、今加えていただいたところに「体育館等への空調設備の設置」とありますが、エアコン設置と書かない理由があるのでしょうか。

事務局：エアコンと空調設備は同義のものと捉えていただいて差し支えありません。一般的な表記としては、空調設備と書くのが良いかと思います。

委員長：他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、基本方針6にいきたいと思います。事務局説明をお願いします。

事務局：（資料3に沿って説明）

委員長：ありがとうございます。御意見ありますでしょうか。

和泉委員：31ページの「個別最適な学びの推進」ですが、学習に困難がある子供たちにとって、タブレットというのは最強の文房具というか、本領発揮するところであり、非常にたくさんのアプリやコンテンツがあります。特別な教育の推進のためにICTを最大限に活用しますみたいなことが入ってもいいのかなと思います。

委員長：ありがとうございます。先ほどの施策2のところでも「個別最適な学び」というのが出てきますので、広い意味では「個別最適な学び」ですが、和泉委員がおっしゃったようにそのようなお子さんにとっても発揮するみたいな形で入れるといいかもしれません。障害があるとか、特定の子供などとすると問題かと思しますので、両方の面から上手く解決できるかいいのではないかと思います。他はいかがでしょうか。

西村委員：31ページの「学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進」のところ、「他校の児童生徒と端末を利用して意見を交換することができるようになり」というのが、学びの推進にどう作用されるのかがわからないので、教えていただきたいです。

事務局：他校の生徒さんとの意見交換ということですが、それぞれの学校で探究しながら学んできたことを共有することによって、例えば昆虫の探究学習にしても、地域によって見られる種類が異なるので、そういったものをお互いに見せ合うことによって、新たな学びの広がりになるような学習を想定しています。

西村委員：それは生徒同士が実名を明かして実施しているのでしょうか。

事務局：そうです。

委員長：家庭のシームレスと他校のシームレスが同じなのか違うのかというところがあると思いますが、学校に居ても家庭に居てもという前段があるので、それでいいのかなと思います。それから、「GIGA スクール」という言葉はまだ使いますでしょうか。これから5年間の計画書に使うのに、「GIGA スクール」という言い方でいいのかが気になりました。また、32ページに「昭和52年(1977年)から進めているICT教育について」という表記がありますが、これも残す必要があるのか気になるところです。つくば市ではICTを古くから進めてきたというのは間違いありませんが、県内で台数とか機能的にここが売りだみたいなどころはありますか。

事務局：色々なICT教育を先進的に行っておりまして、生成AIの活用であったり、プログラミング教育であったり、先端をいくような実践を行っているというようなところがつくば市の特徴だと考えています。

委員長：ありがとうございます。その辺りがもっと出るような形にするといいいのかなと思います。他はいかがでしょうか。

大村委員：基本方針6のICTを活用した学びについて、31ページの「個別最適な学びの推進」のところで、「ネットワークを活用し、生活の記録や」とありますが、今つくば市内の学校全体で、心の健康観察というものを子供たちがやっています。ニコニコマークや涙マークを押すのですが、涙マークだったときに、すぐに子供たちの話を聴いたり、担任がサポートしたりして心のSOSを救いあげるということをやっているのです。学びにはならないかもしれませんが、生活の記録のところで上手く入れると、ICTを活用しているつくば市らしくなるのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。そこも含めて、先ほどの「個別最適な学びの推進」という言葉も含めて、検討いただけるといいのではないかと思います。私が教えている学生がデジタル生活ノートについて、アプリなどの研究をしまして、紙の生活ノートではなくて、デジタルということで、先生同士が共有できたり、マークで変化がすぐ分かるなどということがあ

るそうです。そのようなことをやっているのかやっていないのかを生活の記録のところに書くとなつがってくるのかなと思います。

それでは、基本方針7にいきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局：（資料3に沿って説明）

委員長：ありがとうございます。御意見ありますでしょうか。

和泉委員：35ページの「生涯学習のための集いの場の提供」のところで、学校施設の地域開放がとてもいい取組だと思えます。みどりの南小などが特別教室を週末開放していたり、研究学園小学校の図書室も開放していたと思えます。つくば市独自の取組として画期的で、もっと活用して欲しいし、子供だけではなく地域の人を含めた学びの場として有効ではないかと思えますので、35ページのどこかに加えるといいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。誰がやるかによろと思えますが、社会教育的な話なのか、PTAとは言いませんが、お父さん方の独自の会があって、そこが協力してやっているというお話も伺っていますので、広い意味で集いの場でいいのかどうかというところがあるかと思えます。そのページは社会教育委員会の開催回数を増やすとか急にリアリティが増していますが、そこまで書く必要があるのかどうかと個人的には思えます。教員のところでも負担軽減ということが出ていますが、負担が多いからこうしようというのは、少し間違えると負担を減らすために取組をやるのでは意味がないので、やり方の工夫みたいな形の書き方が、個人的にはいいのではないかと思います。

最後に基本目標3について、一括してお願いできますでしょうか。

事務局：（資料3に沿って説明）

委員長：形式的ではあるのですが、38、39ページは他を入れるなりして、2つの施策にしていきたいと個人的には思えます。

和泉委員：38、39ページのところで、「コミュニティ・スクール」の在り方について、社会教育委員会に諮問を出してしまして、そこでどのような答申があるのか、どのような議論がなされたのかを考えて出すといいのでは

ないかと思えます。

委員長：ありがとうございます。答申について、進捗状況はいかがでしょう
か。

事務局：答申については8月下旬を予定しています。

委員長：ある程度中身も固まってくるということですね。連携しながら、答
申案も見ながら、ここにも書き込んでいただきたいと思います。他にいか
がでしょうか。

肥後委員：基本方針9ですが、施策が1つしかないという以前に、ここだけ
施策がぼんやりしていて、他を見ると「～を充実する」というのが施策で
出てくるので、方針を「学び」にして、施策が「体制を充実する」と入れ替
えてもいいのではないのでしょうか。

委員長：確かに追加するよりも、ここを替えればすぐできるような気もしま
すので、この在り方は柱立てから考える必要があるかと思えます。他は
いかがでしょうか。

時間になりますので、本日はここまでにしたいと思えます。今日出たこと
を書き直していただいて、次回改めて検討して、最終的に9月、10月のパ
ブコメの成案という形にしたいと思えます。

森田委員：35ページの「家庭教育の支援」のところで、「家庭教育学級の運
営において役員の」とありますが、おそらくPTAだとは思いますが、何の
役員か分からないので、修正した方がいいのではないかと思えます。

委員長：そうですね。お願いします。他はいかがでしょう。前半が難しいと
感じたので、また事務局に個人的にでも御意見いただけたらと思えます。
それでは、本日は円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございます。
進行を事務局にお返しします。

事務局：樋口委員長ありがとうございました。委員の皆様も長時間、ありが
うございました。

3 閉会

事務局：以上をもちまして、第4回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

なお、次回の会議の日程については、後日メールにて御連絡いたします。よろしく願いいたします。

第4回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時：令和7年（2025年）7月22日（火）

午前10時から正午まで

場 所：つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1

1 開 会

2 議事

- (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について
- (2) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について

3 閉 会

配布資料

資料番号	資料名
資料1	つくば市教育振興基本計画施策体系（第3期・第4期）
資料2	第4期つくば市教育振興基本計画施策体系（案）に対する意見
資料3	第4期つくば市教育振興基本計画（素案）
参考資料	第3回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会会議録

第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿
(任期：令和6年(2024年)12月19日から令和8年(2026年)3月31日まで)

No.	選出区分	役職名	氏名	備考
1	(1) 学識経験者	筑波大学教授	樋口 直宏	
2	(1) 学識経験者	茨城大学名誉教授	正保 春彦	
3	(2) 保護者	つくば市PTA連絡協議会顧問	森田 修司	
4	(3) 学校長	学園の森義務教育学校長	永井 英夫	
5	(3) 学校長	並木小学校長	大村 千博	
6	(4) 幼稚園長	島名幼稚園長	富田 昌生	
7	(5) 教育委員	つくば市教育委員	和泉 なおこ	
8	(6) 市民	—	肥後 範行	
9	(6) 市民	—	西村 結美	
10	(6) 市民	—	中郡 奈々	

つくば市教育振興基本計画施策体系（第3期・第4期）

「第3期つくば市教育振興基本計画」の施策体系				「第4期つくば市教育振興基本計画」の施策体系（案）			
基本理念	基本目標	基本方針	施策	基本理念	基本目標	基本方針	施策
夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現	基本目標1 幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	1 未来をひらく力を育む	1 個別・双方向の学びの推進	夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現	基本目標1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	1 互いを認め合い、だれもが輝く <u>学び</u> を推進する	1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と <u>子どもの権利の保障</u>
			2 幼児教育の充実				2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援
			3 学校外の学びの充実				3 <u>家庭への支援の充実</u>
		2 豊かな心と健やかな体を育む	1 豊かな心の育成			2 未来をひらく力を育む	1 個別・双方向による <u>多面的な</u> 学びの推進
			2 健やかな体の育成				2 幼児教育・ <u>遊び</u> の充実
			3 学びの場の感染症対策の徹底				3 学校外の学びの充実
		3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する	1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進			3 豊かな心と健やかな体を育む	1 豊かな心の育成
			2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援				2 健やかな体の育成
			3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進				
	基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する	4 学び続ける教職員を支援する	1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援	夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現	基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する	4 <u>教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する</u>	1 <u>教職員への支援体制の充実</u>
			2 教職員の「働き方改革」の推進				2 教職員の「働き方改革」の推進
		5 「学び」を保障する学校環境を整備する	1 学校施設・教育用備品等の充実			5 「学び」を保障する学校環境を整備する	1 学校施設・教育用備品等の充実
			2 学校の安全体制の確立				2 学校の安全体制の確立
			3 学校等の適正配置				3 学校等の適正配置
			4 学校給食の充実				4 学校給食の充実
		6 ICTを活用した教育を推進する	1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実			6 ICTを活用した <u>学び</u> を推進する	1 <u>デジタル学習基盤を活用した学びの充実</u>
			2 ICT教育環境の充実				2 ICT教育環境の充実
		7 「学び」を支える施設を整備する	1 図書館サービスの充実			7 「学び」を支える <u>機会を広げる</u>	1 図書館サービスの充実
2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備	2 <u>だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進</u>						
基本目標3 地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する	8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	1 つくばの特性をいかした学びの推進	1 つくばの特性をいかした学びの推進				
			2 <u>つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実</u>				
	9 「学び」を支える協働体制を充実する	1 社会全体で支える子どもたちの学び	9 「学び」を支える協働体制を充実する	1 社会全体で <u>大人も子どもも共に育つ学び</u>			
2 家庭への支援の充実							

第4期つくば市教育振興基本計画施策体系（案）に対する意見

No.	意見者	意見内容
1	樋口委員長	<p>基本方針9の施策が一つだけになってしまうので、バランスが悪い印象である。</p> <p>コミュニティ・スクールや学園（小中一貫教育）について、もう少し書き込む必要があるのではないかと。</p>
2	和泉委員	<p>1. 議論されている箇所に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基1-1, 2, 3の順序について <p>正保委員の発言（p4「今を大切にする」）に賛同する。1「互いを認め合い」2「豊かな心と健やかな身体」3「未来をひらく力」が良いと思う。</p> ●コミュニティスクールに関して <p>樋口委員長の発言（p13「地域自体をつくっていかねばならない」「生涯学習、社会教育、文化財というものが入ってくる」）を踏まえて、基3-1は、大人も学ぶ主体であること、生涯学習・社会教育と学校教育の連続性を明確に提示したほうが良いと考える。また、幼保小の接続も踏まえて、乳幼児からCSに含めることも提案したい。</p> <p>2. まだ検討されていない事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援プランとの連携 <p>第3期プランで、基本理念として「子どもがまんなか つくばのまち」を掲げ、子どもの権利の保障する施策を提示している。しかし、就学後の施策は放課後等の居場所の整備しか示されていない。</p> <p>学校教育においても、「子どもがまんなか」の学校が求められていると考える。よって、「子どもがまんなか」の学校とはいかなるものかについて議論する必要があるのではないかと。</p> <p>その際、文科省「新たな振興基本計画の策定について（通知）」（令和5年6月16日）に、こども政策との連携にこどもの意見反映の必要性が示されていることから、子どもの声／思い／願いの聴き取りが不可欠であると考えます。</p> <p>こども家庭庁のガイドラインを参考にした、子どもの声を聴き取り組みを求めたい。</p> <p>（新たな教育振興基本計画の策定について（通知））</p>



(こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～」2024)

●基本目標2の表現

「個性が花開く」の意味が理解しにくいこと、基2-4, 5, 6, 7では環境整備について示していることから、「個性が花開く」を削除し、「学びの多様性に対応する場と機会を整える」としてもいいのではないかと考える。

●学びの場の転換

教育大綱「管理から自己決定へ」に基づく学校づくりは、「全ての児童生徒にとって安心と魅力のある学校づくり」（「つくば市の不登校に関する児童生徒支援の在り方」）を目指すことである。

また、教育大綱「つくばが目指す学びの場」（p6）として、1 学びたくなる場所、2 こどもが自らつくる場所、3 挑戦が称賛される場所への転換が示されている。

現在の学校づくりの課題は何か。学校が、心理的安全性が確保された場へ転換するために、どうすればよいかについての議論が必要と考える。

3. 今後の議論のために思うこと

●実態を踏まえながら、つくば市で学びたくなる期待感を喚起させる、未来志向な計画を目指したい。また、誰もが読んで理解できる表現も大事だと思う。

●素案がもう少し固まってきたら、基本理念について立ち返り、検討してもいいのでは。

3 教育委員会
委員

1 新たな施策体系案は、全体的に整理されていて、すっきりした印象である。(柳瀬委員)

2 基本目標の順番を入れ替えているが、元の順序で良かったのではないかと考える。前提から書くのか、最終目標から書くのかということだと思うが、最終的な目標である「未来をひらく力を育む」ということを1番に書いていいのではないかと考える。(倉田委員)

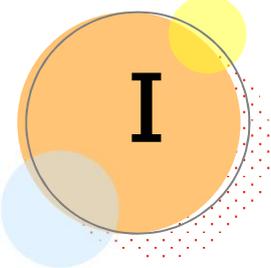
		<p>3 「互いを認め合い～」と「豊かな心と健やかな体」があって最終的に「未来をひらく力を育む」ということで、2と3を逆にしてもいいと思った。(柳瀬委員)</p> <p>4 幼児教育のところに「・遊び」を追加しているが、「遊び」が重要なのは幼児教育だけではなく、小学校低学年においても、遊びの充実は大切であるということが気になった。(坂口委員)</p> <p>→ 「幼児教育」と書くと早期教育という捉え方をする人もいるから、あえて強調するために「遊び」を入れたということだと思う。(柳瀬委員)</p> <p>5 「教育振興基本計画」という名称はどうか。「振興」というと、遅れているものを振興するという印象がある。文部科学省は「教育振興基本計画」の名称を使っているが、つくば市の第2期の計画のように「つくば市教育プラン」でもいいと思う。(柳瀬委員)</p> <p>6 子供たちに意見を聞くのであれば、この計画に書いてあることが子供たちにも分かるようにする必要があると思う。(柳瀬委員)</p>
--	--	---

第4期つくば市教育振興基本計画（素案）

つくば市教育委員会

【対象期間】

令和8年度（2026年度）から
令和12年度（2030年度）まで



I

教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和3年（2021年）3月に、令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とした「第3期つくば市教育振興基本計画」を策定し、「夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現」を基本理念に掲げ、各人の違いが受容され、人と人とがつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成してきました。

この間、人口減少や少子・高齢化、グローバル化の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展等、社会情勢が急速に変化する中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴といえる事態が発生しました。

また、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをつめる「ウェルビーイング（Well-being）」という考え方が重視されてきています。

そのような中、子どもたちの「生きる力」をさらに伸ばし、社会の急速な変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが重要になっています。

また、いじめ・不登校など課題を抱える子どもたちへの支援、部活動改革、学校における働き方改革、施設の老朽化への対応などの課題に対応した施策の展開が求められています。

こうした社会の急速な変化や課題への対応が求められる中、令和7年度（2025年度）で「第3期つくば市教育振興基本計画」の期間が終了することから、国及び茨城県の教育振興基本計画に定める基本的な方向性を踏まえつつ、社会情勢の変化、本市のこれまでの取り組み状況や課題等を踏まえ、令和8年度（2026年度）以降の5年間で取り組むべき施策の方向性を明らかにする「第4期つくば市教育振興基本計画」を策定します。

2 国の動向

第4期教育振興基本計画の閣議決定

(令和5年(2023年)6月16日 閣議決定)

令和5年(2023年)6月に中央教育審議会の答申に基づき、教育基本法第17条に基づく「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

総括的な基本方針・コンセプトとして、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。また、総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めています。

- ・グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ・教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ・計画の実効性確保のための基盤整備・対話

3 県の動向

茨城県では、令和元年(2019年)8月に、茨城県総合計画の教育、学術及び文化に関する部分をもって茨城県教育大綱としています。

また、令和4年(2022年)3月に、茨城県総合計画の教育に関する部分をいばらき教育プランとして位置付けています。

4 市の動向

つくば市では、令和2年(2020年)3月に、つくば市の教育の根幹となるつくば市教育大綱を策定しました。

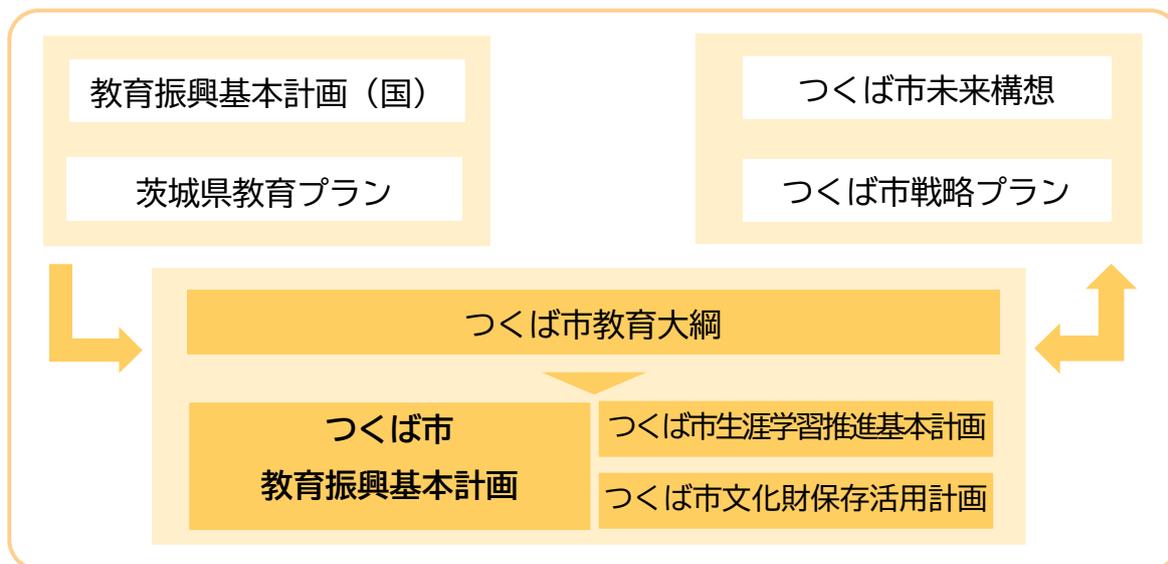
教育大綱では、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標としており、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される環境のもと、一人ひとりが自己実現し、社会力が育つことを目指し、つくばで目指す考え方の転換として以下の3つの柱を掲げています。

- ・「教え」から「学び」へ
一斉・一方向教育から個別・双方向の学びへ
- ・「管理」から「自己決定」へ
受動から能動へ
- ・「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ
知識偏重の教育から全人教育へ

5 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の第4期教育振興基本計画（令和5年（2023年）6月16日閣議決定）を参酌し、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。

また、本計画は、つくば市の目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」と、その実現のための「第3期つくば市戦略プラン」及び令和2年（2020年）3月に策定された「つくば市教育大綱」との整合性を確保し、策定するものです。



6 計画の対象

本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の視点に基づき、広く市民を対象とします。

7 計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

計画期間

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
つくば市 未来構想	未来構想								
	第2期戦略プラン		第3期戦略プラン					次期 戦略プラン	
教育大綱	つくば市教育大綱		つくば市教育大綱						
教育振興 基本計画	前期計画			第4期つくば市教育振興基本計画					

II

つくばが目指す教育

1 計画の基本理念・目標

(1) 基本理念

「つくば市教育大綱」では、本市教育が目指す最上位の目標を、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」としています。

この目標の達成に向けて本計画の基本理念は、第3期つくば市教育振興基本計画の理念を引き継ぎ『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』とし、各人の違いが受容され、人と人がつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成します。

【 基本理念 】

夢に向かってよりよい未来をひらく
「学び」の実現

(2) 基本目標

上記基本理念を踏まえ、本計画における基本目標を下記のとおり設定します。

基本目標1

共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本目標2

「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本目標3

地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

共に幸せな人生を送るために
一人ひとりの「学び」を大切
にする

「学び」の多様性に対応する
場と機会を整え、個性が花開
く教育を推進する

地域と共に学び合い育ち合う
教育を推進する

2 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本方針]

[施策]

夢に向かってよりよい未来をひらく

「学び」の実現

基本目標1
共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本目標2
「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本目標3
地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

1 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する

2 未来をひらく力を育む

3 豊かな心と健やかな体を育む

4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する

5 「学び」を保障する学校環境を整備する

6 ICTを活用した学びを推進する

7 「学び」を支える機会を広げる

8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する

9 「学び」を支える協働体制を充実する

1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障

2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

3 家庭への支援の充実

1 個別・双方向による多面的な学びの推進

2 幼児教育・遊びの充実

3 学校外の学びの充実

1 豊かな心の育成

2 健やかな体の育成

1 教職員への支援体制の充実

2 教職員の「働き方改革」の推進

1 学校施設・教育用備品等の充実

2 学校の安全体制の確立

3 学校等の適正配置

4 学校給食の充実

1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実

2 ICT教育環境の充実

1 図書館サービスの充実

2 誰もが学べる社会教育・生涯学習の推進

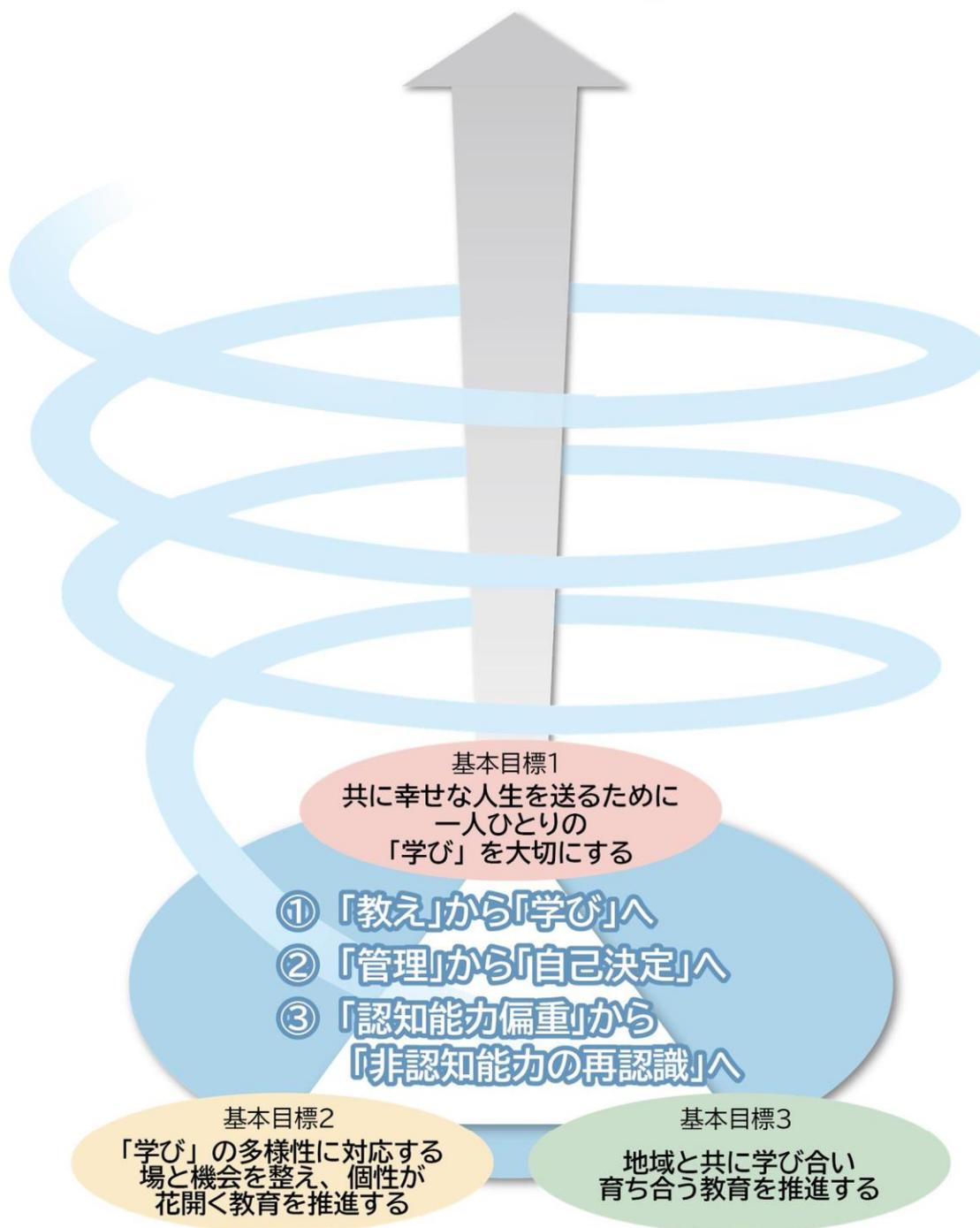
1 つくばの特性をいかした学びの推進

2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実

1 社会全体で大人も子どもも共に育つ学び

つくば市の教育が目指す「一人ひとりが幸せな人生を送ること」の実現に向けて、前ページの3つの基本目標の推進に、学校・家庭・地域が連携・協働し、豊かな学びを提供することで、社会全体で未来を担う子どもの成長を支えていきます。

一人ひとりが幸せな人生を送ること



Ⅲ

施策の展開

基本目標1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本方針1 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する

施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

○市独自の日本語学習支援員を配置

★子どもの権利の保障と福祉の視点が必要

★体系の中でも上位に上げるべきではないか

【 施策の方向性 】

共生社会とは、社会を構成する誰もがお互いの人格や個性を尊重し支え合い、それぞれの多様性を認め合える社会のことです。様々な心身の特性や考え方を持つ子どもたちを含めた全ての人が積極的に社会に参画し、地域の一員として活躍できる環境を整えるために、子どもの権利の保障や福祉の視点を重視しつつ、インクルーシブ教育を推進していきます。

合理的配慮に基づいた支援や工夫をし、「誰もが分かる」ユニバーサルデザイン授業を実施することや、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うことを通して、それぞれの違いや個性を認め合える心を育み、様々な形で社会に参加できる人を育てます。

併せて、日本語の理解が十分でない帰国・外国人児童生徒への支援を適切に行います。

さらに、共生社会について市民の理解を深めるために、権利の保障や福祉の視点を重要な位置付けとして強化し、人権尊重の啓発・教育活動を充実させていきます。

【 主な取組 】

- ◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実
- ◆ 児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流及び共同学習の充実
- ◆ 帰国・外国人児童生徒への支援
- ◆ 市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実

主な担当課等：学び推進課、特別支援教育推進室

特別支援教育を推進する上では「みんなが幸せになる特別支援教育」を目指し、全教職員で取り組むことを基本としています。そのために、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級といった学びの場に関わらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容や方法の理解を深めるための校内研修を充実させるとともに、担任や管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員等、子どもに関わる教職員が密に連携を図り、学校全体で支援体制を構築します。また、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている子どもたちがいることを前提に、学習環境や指導方法、授業をユニバーサルデザイン化するとともに、地域の特別支援学校や外部の専門家と連携した支援の検討やICTの活用を含む合理的配慮の提供を行います。

◆ 児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流及び共同学習の充実

主な担当課等：学び推進課、特別支援教育推進室

共生社会の形成に向けて、子どもたちがふれ合い、共に活動することにより経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育成するために、インクルーシブ教育の推進や、交流及び共同学習は重要です。様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合えるような「心のバリアフリー」を目指します。

通常の学級と特別支援学級との間の日常的な交流及び共同学習を推進することはもちろんのこと、特別支援学校に通う子どもたちとの相互理解の場として、特別支援学校が実施する「居住地校との間の交流及び共同学習」「学校間における交流及び共同学習」を支援していきます。

◆ 帰国・外国人児童生徒への支援

主な担当課等：学び推進課

日本語指導担当教員、日本語学習支援員（会計年度任用職員）及び日本語学習支援ボランティア（地域協力者）が、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かい指導を実施します。

また、児童生徒の学校生活を豊かなものにするために、日本語指導担当教員及び日本語学習支援員が、学級担任などと連携し、適切な支援を行います。

◆ 市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

主な担当課等：生涯学習推進課

家庭教育学級・出前講座など市民への人権尊重の啓発・教育活動を通じて、私たち一人ひとりが人権を自分自身に関わる身近な問題としてとらえ、気づき、考え、行動する、人権が尊重されるまちを目指します。また、障害者のための生涯学習講座などの実施を通して、誰もが生涯を通じて学習に取り組むことができるようにします。

施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）
○不登校の児童生徒への支援体制の充実（校内フリースクール等）
★不登校対策として、校内フリースクールが効果を上げている

【 施策の方向性 】

教育上の不安を抱える児童生徒や保護者に対し、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどによる教育相談体制の充実に加え、校内フリースクールの設置などにより、不登校児童生徒の居場所づくりを強化します。

また、平成28年（2016年）に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の充実や個に応じたきめ細かな支援の推進を目指していきます。

【 主な取組 】

- ◆ 保護者の抱える教育上の悩みへの対応
- ◆ いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

◆ 保護者の抱える教育上の悩みへの対応

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

教育相談センターでは、教育上の不安や悩み、心配事を抱える保護者に対し、専門的教育相談員による電話や対面による相談事業を実施します。また、学び推進課では学校教育指導員を配置し、保護者の相談を聞き取り、ケースによっては、その悩みを学校に伝え保護者と学校間の課題解決を支援するなど、保護者にとって相談しやすい体制の充実を図っていきます。

学校においては、心理的専門家であるスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校などの未然防止及び早期発見を図るため、児童生徒だけでなく保護者に対しても相談業務を行っていきます。

◆ いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

教育相談センターでは、いじめや不登校などの相談事業に加えて、学校生活相談員による学校生活支援推進事業など、教育上生じる様々な問題について援助、指導を行っています。その他、教育支援センター「つくしの広場」及び「ひだまり広場」を運営し、学校、家庭、関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の自立への指導助言を組織的に実施し、不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。

いじめ問題については、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた技能の習得や、いじめに対する具体的な対応方法についての研修内容の充実を図ります。これにより教職

員の理解を深め、教育相談センターと学校が連携し、いじめ防止と根絶に取り組みます。

また、児童生徒が学校や家庭での生活の中で抱えている様々な問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の置かれた環境に働きかけた支援を実施していきます。

さらに、不登校児童生徒が安心して通える居場所を確保し、個に応じた様々なきめ細かな支援を行うため、専任職員を配置した校内フリースクールを全ての市立学校に設置するとともに、民間の不登校児童生徒支援施設を利用する家庭への補助制度を導入するなど、児童生徒の学習環境や居場所の選択肢を増やすことで、子どもたちの社会的自立に向けた支援の充実を図っていきます。

施策3 家庭への支援の充実

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

- 地域に根差し、学校や生徒との信頼関係を築ける質の高い学習チューターの確保が必要
- ★貧困家庭の子どもへの支援の必要性
- ★社会の変化として相対的貧困率の上昇
- ★放課後の学習支援

【 施策の方向性 】

当市が目指す学びを実現するために、家庭における学習環境の充実を図ります。インターネットの活用により自宅での効果的な学習を可能とする学校家庭学習支援システム「インタラクティブスタディ」や、地域の人材を活用した「つくば未来塾」を通じて、家庭における学習支援を強化します。

加えて、地域に根差した質の高い学習チューターを確保し、学校や生徒との信頼関係を構築することで、より安定した学習環境を提供します。また、貧困家庭の子どもへの支援を充実させることが不可欠であり、社会の変化として相対的貧困率の上昇を考慮した支援策を推進します。

さらに、放課後の学習支援を行うことで、家庭での学習が難しい児童生徒への学びの機会を広げます。同時に、スクールソーシャルワーカーの配置や福祉分野との連携を強化し、教育と福祉が連携して包括的に支援します。

【 主な取組 】

- ◆ 放課後等の学習支援の充実
- ◆ スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化
- ◆ 福祉との連携による支援の充実

◆ 放課後等の学習支援の充実

主な担当課等：総合教育研究所、生涯学習推進課

学校や家庭でインターネットを使って授業の予習や復習を自分のペースで学習できる

「インタラクティブスタディ」や、地域人材をいかし生徒の基礎学力・学習意欲の向上と学習習慣の定着を目指す「つくば未来塾」などにより、放課後や夏季休業などの学習支援の充実を図ります。

◆ スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

社会環境の変化に伴い、課題が複雑・多様化している中、スクールソーシャルワーカーが、児童生徒の家庭を支援します。家庭訪問などの相談活動を実施し、必要に応じて家庭と学校・地域社会との橋渡しを行いながら、積極的に児童生徒や保護者のケアを行います。チーム制にしてスクールソーシャルワーカー同士が相談しやすい環境を整えたり、スーパーバイザーによる研修の機会を設定したりすることにより、スクールソーシャルワーカーの資質向上及びサポート強化を図ります。

また、福祉的ニーズを抱える子どもをよりよく支援できるよう民生委員、児童委員や福祉の関係機関などと連携するなど、教育と福祉が連携を図りながら、家庭それぞれの課題の解決や教育の機会均等などに向けて、子どもの学びを切れ目なく支援します。

基本方針2 未来をひらく力を育む

施策1 個別・双方向による多面的な学びの推進

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

- 学校ごとに異なる状況やニーズに対応するため、それぞれの学校に合ったアプローチが求められる

【 施策の方向性 】

つくば市では、近代公教育が抱えてきた課題を踏まえ、これまでの「教え」から「学び」へと考え方の転換を図るとともに、「管理（受動）」から「自己決定（能動）」への教育を展開することで、一斉・一方向ではない個別・双方向の学びを目指します。

問いから始める授業など魅力ある授業の展開に努めるとともに、つくばスタイル科などを中心に取り組んでいる新しい時代に対応した教育についてもより一層充実させます。

さらに、学校ごとに異なる状況やニーズに応じて、それぞれの学校に合わせた支援を取り入れることで、より効果的な学びの環境を整えます。

また、当市では小中一貫教育の実施を図り、学びの連続性と多様な異学年交流を実現させてきました。今後も、9年間の教育内容の系統性と連続性及び異学年交流の機会を確保し、各学校の特性をいかした学びの在り方を尊重しつつ、質の高い教育を実践します。

【 主な取組 】

- ◆ 問いから始める学びの充実

- ◆ 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現
- ◆ つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進
- ◆ 小中一貫教育の推進

◆ 問いから始める学びの充実

主な担当課等：学び推進課

子どもたちが新しい時代をよりよく生きる力を育むために、教えられた知識を覚えるだけではなく、子どもたち自身の中からわき上がってきた疑問を大切に、子ども主体の創造的な授業を展開します。そこで、つくば市では次のような授業の転換を目指します。

① 学習課題（子どもに問いかけ、引き出す）

示された学習課題にそって学ぶ授業から、問題や資料から子ども自身が考え、解決すべき学習課題を決定していく授業へと構成の変化を図ります。子どもたちが、学習課題を自分自身の課題としてとらえることができるようにすることで、主体的な学びにつなげます。

② 対話（考えを交流させる）

一人ひとりの考えを、お互いに交流させることで、深い学びにつなげます。

授業の中で、自分の考えをしっかりと持てるよう時間を確保すると同時に、場の設定を工夫することで、子どもたちが多様な考えを交流できるようにします。教員は、グループで話し合った意見を、全体の場へつなぐことで、子どもたちを深い学びへ導きます。

③ 振り返り（メタ認知※を促す）

自分の学びを自覚することで、学ぶ意欲を向上させます。1時間や1単元の学びについての振り返りの時間を確保し、学習活動の過程や思考を振り返ることで、子どもが自分自身の学びや課題、進捗状況を確認・評価し、身についた力を認識する、いわゆるメタ認知を促します。また、振り返りを行うことで、学習改善につなげるとともに、自己肯定感を高め、学習意欲を向上させます。これらのための授業改善を、学校訪問や研修を通して、積極的に進めていきます。

◆ 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現

主な担当課等：学び推進課

これからの学校教育には、子どもたち一人ひとりの特性や学習進度などに応じた指導及び学習活動の機会の提供により、一人ひとりの意欲を高め、主体的な学習を引き出す個別最適な学びと、児童生徒同士による学び合いや、地域など多様な他者との関わり合いから生まれる協働的な学びの特性をいかすことにより、全ての子どもたちの可能性を引き出すことが求められます。

子ども一人ひとりに寄り添うことのできる学習環境を取り入れ、個別最適な学びの実現を図ります。そのために、高学年における教科担任制※、小規模校におけるティーム・ティーチング※などの教員配置、「つくばチャレンジングスタディ※」による一人ひとりの学習履歴を活用した個別支援などを行います。さらに、対話や協働の場面を設定することで、子どもたちが多様な価値観に触れ、創造的に思考し、自身の答えにたどり着くことのできる協働的な学びの実現を図ります。

これらの学びの実現のために、つくば市では40年以上前からICTを活用した質の高い

授業を展開することで、より良い学びを実現してきました。また、課題解決学習モデルとして「つくば7C学習※」を教育活動にいかし、ICTを活用した7つの資質能力の育成を目指しています。今後もICT機器を積極的、効果的に活用し、子どもたちの可能性を引き出していきます。(昭和52年に日本で初めてのCAI※の教育利用、昭和63年に中学校での全教科利用を開始。)

学校における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るためには、授業改善が欠かせません。学校の個別の課題やニーズに合わせて、指導主事等が学校訪問や授業づくり伴走支援を行うことで、授業改善につながる教員個々の授業力の向上や学校組織全体の活性化、教育行政と学校現場の連携強化など多層的な効果を目指します。また、こうした取組の効果を把握するため、「幸せな学校づくりアンケート」を市内全児童生徒に実施し、分析結果を各学校にフィードバックすることで、児童生徒のより豊かな学びを創造していきます。

◆ つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進

主な担当課等：総合教育研究所

(つくば21世紀型能力の育成)

発信型プロジェクト学習である「つくばスタイル科※」では、市の有する教育資源を活用し、7つの内容(環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解)について、学びのステップIn(課題を見つける)・About(情報を集める)・For(何ができるか考え、発信する)による学習を展開し、「つくば21世紀型能力」の育成を図ります。

◆ 小中一貫教育の推進

主な担当課等：学び推進課

当市では、「子供の成長の連続性の保証」を実現すべく市内全学校で小中一貫教育を実施しています。義務教育9年間を系統的に行うことで、発達段階に応じた切れ目のない教育を目指します。また、多様な異学年交流を行うことで他者とかかわる力を高めます。さらに、発達段階を考慮し、教科担任制を導入するとともに、専門性をいかした小学校への中学校教員の乗り入れ授業など、質の高い授業づくりを行います。

義務教育卒業までを系統的に捉え、校種間接続の問題解決のため、幼・保・小中義務・高が連携した教育活動が実施できるよう、接続プログラムの作成に努めます。

施策2 幼児教育・遊びの充実

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

- 保育者が発達段階を理解し、日々の観察に基づいて適切な支援を行うことが求められる
- ★幼児期は非認知能力を育む大事な時期
- ★遊びの中の体験が将来の学びにつながる
- ★教育大綱や基本計画の周知が十分でないのが課題

【 施策の方向性 】

幼児期は「非認知能力」を育む重要な時期であり、遊びの中での自己表現や挑戦、そこから得られる自己肯定感などが、将来の学びにつながることから、子どもが周囲の人々から見守られる中で、日々、楽しく、安心して過ごし、そこでの遊びや生活などの直接的・具体的な体験を通じて生涯にわたる人間形成の基礎を養う幼児教育の充実を目指します。

また、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進を図るとともに、社会全体で子どもの育ちの場を支えるという考えから、幼稚園、認定こども園、保育所等の幼児教育施設・家庭・地域が連携して教育力の向上を目指します。

つくば市教育大綱をはじめとしたつくばの教育の理念を各関係者が共通に理解し、それぞれの特性をいかに補完し支え合う関係性を構築しながら、対話と協働による連携を図ります。

【 主な取組 】

- ◆ 多様な経験につながる豊かな遊びの推進
- ◆ 学びに向かう力を育む幼児教育
- ◆ 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進
- ◆ 幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上

◆ 多様な経験につながる豊かな遊びの推進

主な担当課等：学び推進課

幼児自らがやりたい遊びに取り組み、友達と夢中になって遊ぶ中で、挑戦したり試行錯誤したり、時には悔しさや葛藤などを味わったりできるよう、保育者は、日々の子供たちの様子をしっかりと把握し、発達段階や興味、関心を適切に理解して、子どもたちが遊び込めるような環境づくりを進めます。

また、様々な経験や遊び込む経験を通して、好奇心や探求心、集中力、想像力、コミュニケーション能力、困難を乗り越える力、最後までやり抜く力などを養います。

◆ 学びに向かう力を育む幼児教育

主な担当課等：学び推進課

小学校以降の生活習慣の基盤となる体力・運動能力や、文字・数・思考などの認知スキル、好奇心・協調性・忍耐力・自己抑制・自己主張などの「学びに向かう力」を育成し、将来の社会を生きる力を育みます。保育者が、子どもの自主性や創造性を損なわず、子ど

もたちの自発的な遊びを中心にした非認知能力を高める幼児教育を展開できるよう、研修等を実施します。

◆ 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進 主な担当課等：学び推進課

幼稚園のアプローチカリキュラム※と小学校のスタートカリキュラム※との接続性を高めます。

幼稚園教育要領（平成29年3月31日文科省告示第62号）で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※を、幼児教育施設、小学校双方が十分に理解し、この姿を方向目標として幼児教育施設での保育を実施し、小学校以降の教育ではその姿を意識して学びに向かう力の育成を図ることで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進します。

◆ 幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上 主な担当課等：学び推進課

子どもたちの健やかな育ちを支えるため、子どもたちを見守り育てる大人たちの連携・協働を推し進めます。研修会を開催するなどして、教育大綱の理念を共有しつつ、幼児教育施設・家庭・地域の連携による教育力の向上を目指します。

施策3 学校外の学びの充実

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

○「幸せな学校づくりに向けたアンケート」を継続して実施する

★学校外の学びの充実が非認知能力につながる

【 施策の方向性 】

当市では、「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」※へと考え方の転換を図るとともに、全人教育※を目指し、学校はもとより、学校外での学びが果たす役割を再認識し、その充実に努めます。特に、学校外の多様な体験が非認知能力の育成につながることを踏まえた取組を推進します。

多様な文化、質の高い芸術、豊かな自然、高度な科学技術などつくばの恵まれた環境をいかし、実物や実体験を通して学ぶことにより、子どもの好奇心を刺激し、子どもが持っている興味を広げ、掘り下げるなど、創造性と革新性を促す教育を推進します。

※ 非認知能力：「IQ（知能指数）」のように数値化できる能力を指す「認知能力」に対して、「やる気」、「リーダーシップ力」、「協調性」など数値で測れない能力のこと。

※ 全人教育：人間が持つ諸資質を、全面的かつ調和的に育成しようとする教育のこと。

【 主な取組 】

- ◆ 実体験を大切にする学びの充実
- ◆ 非認知能力を高める学びの充実

◆ 実体験を大切にする学びの充実

主な担当課等：生涯学習推進課

子どもたちが未来へ飛躍できる能力や意欲を育むためには、つくばの恵まれた環境をいかした実体験を通した学びが大切です。本市では、子どもたちの実体験の場として中学生や高校生が参画する青少年体験学習事業によって地域交流・多世代間交流事業の充実を図ります。さらに、子どもたちの好奇心を刺激し、子どもたちが持っている興味を広げる自然体験事業（キャンプ、自然観察など）、生活体験事業（料理体験、宿泊体験など）、伝統文化の継承事業（しめ縄づくり、太鼓の演奏体験など）、科学・工作体験活動など、地域における諸団体が主体となって行う活動の充実が図れるよう支援します。

◆ 非認知能力を高める学びの充実

主な担当課等：学び推進課、生涯学習推進課

子どもたちの社会力を育むためには、認知能力だけでなく、非認知能力の果たす役割が大きくなると考えられます。

非認知能力は、子どもたちの発達段階に応じて高めていくことが大切であり、幼児期では遊びを通して、協調性やコミュニケーション力、主体性の基礎を養います。この基礎の上に、初等中等期では、各教科や特別活動など学校教育全体を通して自己肯定感を高め、主体的に課題に挑戦したり、他人を思い、規範意識を持った行動をしたりすることができると考えています。

非認知能力を高めるために、学校外の学びも大切であり、学校では、職業体験学習やまち探検学習等を行い、地域や他者との関わりや様々な分野の体験活動の充実を図っていますが、保護者に対しては家庭教育学級などを活用しその重要性について周知を図ります。

今後は、家庭教育学級の活用をより一層推進し、保護者が非認知能力の重要性を深く理解できるよう、社会教育指導員がファシリテーターとなるワークショップを拡充していきます。保護者等の集まりがある場に社会教育指導員が出向き、家庭教育及び家庭教育学級について直接説明を行うことで、より深い理解へとつなげることを目指します。

基本方針3 豊かな心と健やかな体を育む

施策1 豊かな心の育成

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

- 読書活動における学校間で貸出数や利用者数に差があり、読書活動の推進のためより効果的な取組が必要
- ★教育の目的を知識の詰め込みだけでなく、もっと広くとらえる
- ★心の基礎体力、人間関係の力という言葉を使うか検討

【 施策の方向性 】

児童生徒の発達段階に応じた道徳教育と人権教育を推進します。教育の目的を単なる知識の詰め込みにとどめず、「心の基礎体力」や「人間関係を築く力」など、より広い視野で捉えることが求められています。そのため、ボランティア活動などを通して「心の耕し」を図り、情操教育を充実させるほか、芸術鑑賞会などの芸術文化活動を展開します。

また、中央図書館と学校図書館との連携による読書活動を推進するとともに、学校間で貸出数や利用者数に差がある現状を踏まえ、より効果的で実践的な読書活動の取組を進めます。

いじめ問題については、全ての児童生徒に関わる問題と捉え、「つくば市いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域・行政・関係機関が密接に連携し防止策を展開していきます。また、教職員のいじめ問題に関する理解を深めるため、継続的な研修を実施します。

【 主な取組 】

- ◆ 道徳教育の推進
- ◆ 人権教育の推進
- ◆ 情操教育の推進
- ◆ 芸術文化活動の推進
- ◆ 読書活動の推進
- ◆ いじめを防止する取組の充実

◆ 道徳教育の推進

主な担当課等：学び推進課

道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度などの道徳性の育成を目指し、教科化された道徳の時間を中心に、学校の教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。発達段階に応じ、道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、どのように解決していくかということを通して他者との対話を通して多面的・多角的に考えることで、自己の生き方についての考えを深める道徳の授業を推進します。

◆ 人権教育の推進

主な担当課等：学び推進課、教育総務課

各教科、道徳の授業、つくばスタイル科、特別活動などにおいて、児童生徒それぞれの発達段階に応じ、一人ひとりを大切にする人権意識を醸成する教育を推進します。学校及び地域の実態を踏まえ、人権フォーラムや人権集会の実施などを通じて人権教育の推進を図ります。

◆ 情操教育の推進

主な担当課等：学び推進課

ボランティア活動や自然体験活動などの奉仕活動・体験活動の推進や、あいさつ運動などを通じて児童生徒の「心の耕し」を図り、情操豊かな児童生徒の育成を目指します。

◆ 芸術文化活動の推進

主な担当課等：教育総務課

外部の団体や、地域で活動する人々の協力を得ながら、児童生徒が優れた芸術文化に触れる機会を提供します。芸術文化に触れる体験を通して、児童生徒の感性や創造力、自己表現力といった非認知能力の向上を目指します。

◆ 読書活動の推進

主な担当課等：学び推進課、中央図書館

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。学校図書館においては、全ての学校に学校司書(会計年度任用職員)を配置し、司書教諭等と連携して様々な図書、視聴覚資料、その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存するとともに、本を読むことの楽しさを教えることで、児童生徒の読書活動を推進します。また、中央図書館と連携して学校訪問ブックトークや自動車図書館事業を実施することで児童生徒がより多くの図書に触れられるようにします。

◆ いじめを防止する取組の充実

主な担当課等：学び推進課

教科担任制や相互乗入授業により、教員の子どもたちへの見守りと関わりを強化し、状況の把握を行うことで、いじめの早期発見と的確な対応に努めていきます。また、児童生徒を主体とした、いじめ防止のフォーラムの実施や、道徳などの授業において、いじめについて本音で語り合う活動を推進します。さらに、弁護士などによるいじめ防止授業などいじめを考える授業の充実を図り、いじめへの問題意識向上を目指します。

施策2 健やかな体の育成

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）
★教育の目的を知識の詰め込みだけでなく、もっと広くとらえる

【 施策の方向性 】

健康や運動について、定期健康診断や体力・運動能力調査などの結果をいかながら、学校の教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。食育の充実を図り、児童生徒の健全な食生活を実現します。

防災教育や避難訓練などを実施し、家庭や地域と連携した安全教育の充実と推進を図ります。

また、部活動の適正運営により、生徒の心身の健全な育成を目指します。併せて、少子化等により、部活動が学校単位で活動することが難しくなっていることから、部活動自体の在り方を見直すとともに、これまで部活動が担っていた活動を地域に展開することで、持続可能な生徒のスポーツ・芸術文化活動環境を構築していきます。

【 主な取組 】

- ◆ 保健学習・食育の充実
- ◆ 安全教育の充実と防災教育の推進
- ◆ 学校保健の充実
- ◆ 部活動改革と部活動地域展開

◆ 保健学習・食育の充実

主な担当課等：学び推進課、健康教育課

運動や健康について、児童生徒の発達段階を考慮しながら、学校の教育活動全体を通じた指導を行います。心の健康、薬物乱用、性に関する問題などについても指導を充実させます。

また、毎日の給食をはじめとして児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、心身の健全な発達に資するため、食育を推進します。

◆ 安全教育の充実と防災教育の推進

主な担当課等：学び推進課、教育総務課

児童生徒が健康・安全で活力ある生活を送るため、発達段階に応じた生活安全や交通安全の教育を行い、自己管理能力を育成します。また、家庭や地域と連携した避難訓練を始め、学校防災手帳の作成やつくばスタイル科の授業を通じて、平時の防災意識向上を図るとともに、災害時の判断力や危機回避能力を育成します。

◆ 学校保健の充実

主な担当課等：健康教育課

児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校医などを配置し、定期健康診断等を計画的に実施します。

また、プール、飲料水の水質、換気、採光、照明等の学校環境衛生検査を実施し、環境衛生の維持管理を行います。

さらに、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表等で構成する学校保健委員会を中心として児童生徒及び教職員の健康管理等の学校保健活動を推進します。

◆ 部活動改革と部活動地域展開

主な担当課等：学び推進課、教育総務課

令和元年（2019年）8月に策定した「つくば市部活動の運営方針」に基づき、部活動を適正に運営することで、生徒の心身の健全な育成を目指します。

また、顧問教員の代わりに単独で部活動の指導・引率などを行うことができ、専門的な技能を有する部活動指導員を配置し、部活動での指導体制の充実を図るとともに、地域で活動するスポーツ・芸術文化活動団体などとの連携や、これまでの部活動を地域全体で支える活動として展開する効果的な方向性の検討も進め、部活動の地域展開を推進します。

さらに、全国大会、関東大会等へ出場した児童生徒を対象として、出場に係る経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒に広くスポーツ及び文化活動の機会を提供し、心身ともに健康で人間性豊かな児童生徒の育成を図ります。

基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本方針4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する

施策1 教職員への支援体制の充実

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

○教育大綱の理念を実現するため、市独自の研修を実施

★教員のメンタルケアや校内の風土改善が課題

【 施策の方向性 】

教員の役割は、教え込みを中心とするティーチングから、問いを投げかけ主体性を引き出すコーチングへとシフトしています。そのためのカリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む「学び続ける教職員」への支援を行います。

当市では、教育大綱の理念を体現するために、市独自の研修を実施し、教職員一人ひとりの資質と指導力の向上を図ります。

また、学び推進課・総合教育研究所・教育相談センターに配置した指導主事の助言や、各種研修講座などを通じて、各学校の教育目標の達成や教職員の人材育成、学校組織の活性化を目指します。

一方で、教員のメンタルヘルスや職場風土の改善も重要な課題であり、安心して職務に専念できるよう職場環境の改善を進めるとともに、健康管理やメンタルヘルスケアを含む支援体制の充実を図ります。

【 主な取組 】

- ◆ 教職員研修の充実
- ◆ 教職員の人材育成と学校組織の活性化
- ◆ 教職員のメンタルヘルスケアの充実

◆ 教職員研修の充実

主な担当課等：総合教育研究所

当市独自の研修を実施し、「教え」から「学び」への転換を図るため、教員が児童生徒に最適解を指し示すのではなく、児童生徒自身の力で自分なりの答えを導き出せるよう、児童生徒と教員と一緒に考えていく授業を目指した各教科などの指導法研修を構築します。特にプログラミング学習や生成AIと向き合う学び等、新時代における先端技術・教育ビッグデータを効果的に活用した学びのあり方についての研修を充実させます。

また、対面・集合型研修とオンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）、訪問研修などの効果的な研修体制の構築に取り組めます。

◆ 教職員の人材育成と学校組織の活性化

主な担当課等：学び推進課

つくば市教育目標や学園教育目標をベンチマークとし、教職員一人ひとりの資質能力と指導力の向上を図りながら、現状にとらわれず問い続けることのできる教職員の育成を促すなど人材育成に努めます。

また、学校組織マネジメント力向上のためのプログラムを構築し、外部の有識者と連携しながら、管理職やミドルリーダーの研修を行い、学校組織の活性化を図ります。

◆ 教職員のメンタルヘルスケアの充実

主な担当課等：教育総務課、健康教育課、教育相談センター

セルフケアの促進、管理監督職員によるケアの充実、業務の縮減・効率化、相談体制の充実、良好な職場環境・雰囲気醸成などの取組により、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができる環境を整備します。

また、教職員のストレスチェックを実施し、必要に応じて産業医を活用したり、教育相談センターにおいて教職員の相談窓口を設けたりすることで、教職員のメンタルヘルスケアの充実を図ります。

施策2 教職員の「働き方改革」の推進

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）
●教職員の業務の負担軽減と労働環境の改善（部活動の地域展開等）

【 施策の方向性 】

当市の児童生徒への質の高い教育を実現するためには、教職員の働き方改革を行うことが不可欠です。働き方改革により業務の分量や比重を変えることは、教職員が教育に工夫を凝らし、児童生徒一人ひとりに向き合う時間を確保し、質の高い教育の基礎となる人間性や創造力を高めることにもつながります。

また、教職員の業務負担を軽減し、働きやすい労働環境を整えることが重要です。教育現場における持続可能な働き方の実現につながり、教職員が本来の力を発揮できる職場環境を構築します。

学校が、教職員以外の多様な主体が支える持続可能な勤務環境に変わること、さらに働きがいがあり、本来の能力を発揮できる職場となります。児童生徒の豊かな学びの実現を目指し、令和元年度（2019年度）に策定した「教員の働き方改革に関する実行計画」及び令和3年度（2021年度）に策定した「第2期教員の働き方改革に関する実行計画」に基づき、業務負担の見直しと職場環境の改善を両軸とした取組を今後も着実に進めていきます。

【 主な取組 】

- ◆ 教員の業務の適正化及び負担軽減
- ◆ サポートスタッフの充実
- ◆ 校務の効率化の推進

◆ 教員の業務の適正化及び負担軽減

主な担当課等：教育総務課、学び推進課

必ずしも教員が担う必要のない業務や教員の負担軽減が可能な業務について、学校や教員以外の主体への積極的な移行を継続して検討していきます。大学やNPO、部活動指導員、地域スポーツ・芸術文化団体などの外部人材との連携を強化し、教職員の業務の削減を図り、教育の質の向上を目指します。

◆ サポートスタッフの充実 主な担当課等：学び推進課、教育総務課、教育相談センター

教職員の「働き方改革」推進のため、様々な分野において専門性を持つサポートスタッフの配置・活用を図ります。

具体的には、授業の実施・補助を行うことができる外国語指導助手（ALT）や非常勤講師、教員業務の補助を行うことができる学校サポーターなどの人材の適正な配置や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校生活相談員などの児童生徒や保護者の悩みに専門的に対応できる人材の活用の充実を図ります。

◆ 校務の効率化の推進

主な担当課等：総合教育研究所、教育総務課

校務支援システムの導入や校務のデジタル化、生成AIの利活用により、校務の効率化を推進します。教職員の業務負担を軽減することで、児童生徒と接する時間や授業準備の時間を確保し、より質の高い学びの実践へとつなげます。

また、学校全体の情報基盤を一元管理及び共有することで、効率的な仕事ができ、質の高い学校運営に労力を注げるようにします。

さらに、学校事務の共同実施、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理の更なる効率化及び質の向上を図ります。

基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する

施策1 学校施設の改修及び教育用備品等の充実

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

- 各学校の教材や管理備品の優先順位をつけた計画的な整備
- ★老朽化している施設の改修等が必要

【 施策の方向性 】

学校等の教育環境の向上を図るため、児童生徒数の増加や施設の老朽化等を考慮しながら、計画的な整備及び管理を行っていきます。

【 主な取組 】

- ◆ 学校施設の計画的な整備及び施設の管理
- ◆ 教材及び管理備品の計画的な整備

◆ 学校施設の計画的な整備及び施設の管理

主な担当課等：教育施設課

児童生徒数の増加に対応するために、各学校の児童生徒数の推移を関係課などと連携を図りながら的確に把握し、増築校舎の建設や建替えなど学校施設の計画的な整備を進めます。各学校施設の管理については、法令を遵守するとともに、児童生徒の安心安全を第一に考え適切に行います。

施設の老朽が顕著な学校について、トイレや屋根・外壁、各種設備の大規模などを計画的に実施するとともに、法令による点検及び維持管理点検を確実に実施し、安全安心な教育環境を確保します。

また、学校施設の長寿命化に向けて計画的に改修を行うことで、より長く学校施設を使い続けられるようにするとともに、学校施設のバリアフリー化や体育館等への空調設備の設置を進めることで、児童生徒の教育環境の向上を図ります。

◆ 教材及び管理備品の計画的な整備

主な担当課等：教育施設課

各学校における教材備品や管理備品の計画的整備に対応すべく、学校からの要望をもとに備品の整備を進めます。また、各学校での児童生徒の増加に対応すべく、学校や関係部署との連携を図り、教育上必要な備品の整備を進めます。

施策2 学校の安全体制の確立

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

- 訓練や会議を通じて常に情報を更新することが必要

【 施策の方向性 】

保護者・学校・地域・行政が協力し、社会全体で子どもの育ちの場を支える観点から、各主体が連携して防犯、防災体制の充実を図り、学校の安全体制の確立につなげます。

さらに、避難訓練や引き渡し訓練を始め、学校防災推進委員会の開催を通じて最新の情報を共有・更新し、実効性のある安全対策を維持していきます。

また、自転車通学児童生徒に自転車用ヘルメットを配布するほか、学校統廃合により遠距離通学となった児童生徒にはスクールバスによる送迎を行うなど、日常の通学における安全確保にも継続的に取り組みます。

加えて、感染症の拡大を防止するための取組を継続していきます。

【 主な取組 】

- ◆ 防犯、防災体制の充実
- ◆ 通学の安全確保
- ◆ 感染症対策の充実

◆ 防犯、防災体制の充実

主な担当課等：学び推進課、教育総務課

関係機関や地域の防災ボランティアなどとの連携を強化し、児童生徒の防犯、防災体制の充実に努めます。

また、学校防災推進委員会を開催し、関係部署との連携を強化するとともに、学校で実施する学校防災連絡会議や、避難訓練・引き渡し訓練を通して、学校・地域・家庭の継続的な関係を強化することで、災害時の連携体制の確立及び学校防災力の強化を図ります。

◆ 通学の安全確保

主な担当課等：学務課

通学路安全推進会議において、通学路交通安全プログラムを基に、教育委員会、学校、PTA、警察・国・県・市それぞれの道路管理者などが合同で危険箇所の点検を行い、通学路のハード面の整備を進めるとともに、交通安全などのソフト面の充実を図り、通学の安全確保に努めます。

また、学校統廃合により遠距離通学となる児童生徒に対して、スクールバスの導入を図ります。

◆ 感染症対策の充実

主な担当課等：健康教育課

感染症対策として、手指用消毒液、小児用マスク、グローブ等の衛生医療用消耗品を購入し、計画的に各学校へ配布します。これらの物資を活用することで、児童生徒や教職員の感染リスクを低減し、安全かつ衛生的な教育環境を維持していきます。

また、健康観察アプリを活用し、児童生徒の検温結果や出欠連絡を学校ごとに集約することで、迅速かつ的確な体調管理を行い、感染症の早期発見と拡大防止に努めていきます。

施策3 学校等の適正配置

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

- 地域により様々な課題があり、地域住民との合意形成を図りながら検討を進めることが必要

【 施策の方向性 】

地域の実情に応じた学校等の適正配置を検討するにあたっては、地域ごとに異なる課題に丁寧に向き合い、地域住民との合意形成を図りながら慎重に進めていきます。

【 主な取組 】

- ◆ 学校等の適正配置の推進

◆ 学校等の適正配置の推進

主な担当課等：学務課

社会要因の変化による園児数・児童生徒数の推移状況を的確に把握するとともに、「つくば市学校等適正配置計画・指針」に基づき、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圏など地域の特性や、通学距離の拡大及び通学時間の増大に伴う児童生徒の負担軽減や安全性確保に留意し、地域住民との合意形成を図りながら学校などの適正配置を推進します。

なお、通学区域の設定や一部変更を行うにあたっては、関連する学校の保護者代表、地域の代表者、学識経験者などで構成される「つくば市学区審議会」を開催します。学区審議会答申後は、地域住民を対象に住民説明会を開催し、答申案についての意見・要望などを伺い、さらに教育局で協議し、教育委員会で審議の上、決定します。

施策4 学校給食の充実

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

- 地元産食材の利用促進のため、農産物の確保が必要

【 施策の方向性 】

地場産物を学校給食に積極的に活用し、食育と地域経済の振興につなげます。

また、次世代を担う子どもたちに安全、安心な給食を提供するとともに、環境への配慮や生産者への感謝の気持ちを養うことを目的に、学校給食における有機農産物の活用拡大を推進します。

これらの農産物を学校給食で活用するにあたっては、安定的な供給体制を構築するための農産物の確保が不可欠であるため、新規生産者の拡大や、給食レストランでの加工品開発を検討していきます。

【 主な取組 】

- ◆ 安全・安心な学校給食の提供
- ◆ 地場産物・有機農産物の活用
- ◆ 学校給食施設の整備

◆ 安全・安心な学校給食の提供

主な担当課等：健康教育課

安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食の栄養管理及び食育推進を図ること
 ことで、児童生徒の心身の健全な発達を後押しします。

また、各給食センターにおける衛生管理や施設の維持管理の徹底を図るとともに、学校
 給食に係る食物アレルギーに対応するため、「つくば市学校給食食物アレルギー対応マニ
 ュアル」などに基づいた取組を徹底します。

◆ 地場産物・有機農産物の活用

主な担当課等：健康教育課

「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき、地場産物を積極
 的に活用した食材選定を進め、「つくば地産地消の日献立」を提供する等、学校給食への地
 場産物の活用を推進していきます。

また、学校給食における有機米や有機野菜の活用を進めるとともに、「つくばのオーガニ
 ック給食デー」を実施し、有機農産物への理解を深めます。

◆ 学校給食施設の整備

主な担当課等：健康教育課

市の給食施設のさらなる向上を目指すことを目的に、給食食材における地場産物の利用
 拡大とフードロスに寄与する貯蔵庫及び加工施設、新たなコミュニティの場となり得る市
 民に向けた給食レストラン機能、学校ランチルームとして機能等を備えた複合的給食施設
 を整備します。

また、筑波学校給食センターにアレルギー食対応室を整備し、市内全ての給食センター
 においてアレルギー除去食を提供できる体制を整えます。

基本方針6 ICTを活用した学びを推進する

施策1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）
 ○学習用端末やネットワーク・クラウド環境の整備

【 施策の方向性 】

通常登校時、緊急時、休校時のいずれにおいても、双方向による問題解決型学習を展開
 できるよう、「GIGAスクール構想」のもとで整備された一人1台端末及びネットワー
 ク・クラウド環境を基盤としたインフラを活用し、ソフト・ハード両面から切れ目のない
シームレスな教育の充実を図ります。

また、クラウド型教育グループウェア等を活用して、教員と児童生徒、学校と家庭が常時つながる学習環境を整備し、対話的で深い学びや、個別最適化された学びの実現を目指します。

【 主な取組 】

- ◆ G I G Aスクール構想の推進
- ◆ 個別最適な学びの推進
- ◆ 学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進

◆ G I G Aスクール構想の推進

主な担当課等：総合教育研究所

文部科学省が掲げる「G I G Aスクール構想」の1人1台の学習端末整備、高速ネットワークやクラウド運用の整備を実現し、いつでもどこでもICTを活用した学びを可能にします。学校で使用している学習用端末の持ち帰りを推奨し、家庭でもICTを活用した学習ができるようにします。

これらの環境を活用することで、個別最適な学びや協働的な学びを推進します。

◆ 個別最適な学びの推進

主な担当課等：総合教育研究所

問題解決学習において、1人1台の学習者用端末を活用し、自分の問いや興味・関心に応じて、自分の方法やペースで多くの情報を収集・吟味しながら探求し、他の児童生徒の多様な意見に触れながらより考えを深め、自分なりの最適解を導く学習を目指します。

併せて、これらのICT活用を適切に進めていくために、情報リテラシー及び情報モラルに関する指導も計画的に行います。

また、教員は、ネットワークを活用し、生活の記録や学習履歴などのデジタルデータを分析し、自己の授業の振り返りを行い、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや理解度に応じた指導を行います。

◆ 学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進

な担当課等：総合教育研究所

「G I G Aスクール構想」により学校でも家庭でも学習者用端末が利用できるようにし、児童生徒が学びたいときに学びたい内容を切れ目なく学べるようにすることで、それぞれの興味やねらいに即した学びを自分なりに進めることができるようになります。

また、クラウド型教育グループウェアを活用することで児童生徒が課題について考え、書き込んだ意見が学校にいても家庭にいても、学級の児童生徒はもちろん、他校の児童生徒と意見を交換することができるようになり、学校の垣根を超えた協働学習が可能になります。

さらに、遠隔的な学びのシステムとして学校・家庭間の切れ目をなくすことで、感染症の拡大等により登校できない事態が生じた場合も、家庭においても学校と同じように学習ができるようになります。

これらの観点から、児童生徒の学びを深め、保障するために、学校と家庭をつなぐシームレスな学びを推進します。

施策2 ICT教育環境の充実

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

- プログラミング教材や生成AI活用事例資料の更新
- ★生成AIとの付き合い方についての検討が必要

【 施策の方向性 】

昭和52年（1977年）から進めているICT教育について、クラウド型協働学習グループウェア、個別最適化学習支援システム「インタラクティブスタディ」、電子掲示板及びテレビ会議システムなど、子どもたちの個別最適な学び、協働的な学びを促すICT環境の整備を進めます。

加えて、プログラミング教材や生成AIの活用事例に関する資料の更新を行い、学習内容の高度化や多様化に対応します。

また、電子黒板やデジタル教科書など、効率的に授業が展開できる環境を整備します。

さらに、生成AIなど新たな技術との向き合い方や活用方法についても検討を進め、児童生徒の安全かつ主体的な活用を促す教育の在り方を探ります。

このほか、教員の指導を充実させるためのコンテンツの整備や研修の充実を図り、変化の激しいICT環境に即応できるスキルや姿勢の向上を図ります。

併せて、ICT活用を支援する人員の配置を進め、学校現場での円滑な実践を支援します。

【 主な取組 】

- ◆ ICT環境の計画的な整備
- ◆ ICT活用を支援する人的配置
- ◆ ICT教育に関するコンテンツや研修の充実

◆ ICT環境の計画的な整備

主な担当課等：総合教育研究所

「GIGAスクール構想」に伴う環境整備とともに、その他、学習の充実に必要なICT環境の整備を推進します。

具体的には、ハード面では、市内全小・中・義務教育学校普通教室への電子黒板完全配備、学習者用端末全児童生徒1人1台配備、高速大容量インターネット環境の増強を、ソフト面では、クラウド型協働学習グループウェア、個別最適化学習支援システム、プログラミング教材、電子図書、テレビ会議システム、学習者用デジタル教科書の整備を進めます。

◆ ICT活用を支援する人的配置

主な担当課等：総合教育研究所

各学校のICT環境の整備、整備後のクラウド環境、ICT機器が円滑かつ効率的に運

用できるように、学校ICT指導員やICT支援員の配置を進めます。

◆ ICT教育に関するコンテンツや研修の充実 主な担当課等：総合教育研究所

教員が安心してICTを活用した授業を行うことができるようにするために、実践の事例集や必要な資料などのコンテンツの整備を進めます。

また、教員に対する研修については、スキルに応じた段階的な内容を準備するとともに、集合型、学校訪問型、オンライン型、オンデマンド型等、ニーズに応じて様々な形態で実施できるような体制を整えます。

基本方針7 「学び」を支える機会を広げる

施策1 図書館サービスの充実

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

○自動車図書館の増設及び更新

★自動車図書館の運営の見直しが必要

★電子図書館サービスの充実も掲げるとよい

【 施策の方向性 】

生涯学習の中心となる図書館の利用環境の維持・向上に努め、安全で利便性の高い図書館機能を提供します。

また、市民の知的好奇心を満たすため、公立図書館に求められる資料の質的充実による市民サービスの向上を図ります。

併せて、市民の「知る権利」を担保するため、いつでも、どこでも、誰でも図書館サービスを受けられるように整備していきます。

【 主な取組 】

- ◆ 安全で利便性の高い図書館サービスの提供
- ◆ 資料の質的充実による市民サービスの向上
- ◆ 図書館サービスの全域化

◆ 安全で利便性の高い図書館サービスの提供 主な担当課等：中央図書館

中央図書館のより快適な利用のためのリノベーションを行い、市民の憩いの場として滞在型図書館サービスを提供します。

また、図書館が多く市民にとって生涯学習の拠点となるよう、複合機能を持つ新たな図書館整備についての検討を進めます。

◆ 資料の質的充実による市民サービスの向上 主な担当課等：中央図書館

市民の知的好奇心を満たす教養・娯楽・趣味関連の図書に加えて、調査研究を目的とする要望に応えうる資料を収集・保存し、資料の質的充実を図ります。併せて、図書館職員の調査研究支援能力の向上を図り、市民サービスを拡充します。

さらに、電子図書館サービスの拡充にも取り組み、時間や場所にとらわれず、図書館に来館することが困難な方にも読書・学習に親しめる環境を整備します。

◆ 図書館サービスの全域化

主な担当課等：中央図書館

中央図書館と分室との一体的なサービスを充実させるとともに、閲覧所及び配本所、自動車図書館の整備、ブックポストの増設など地域の実情に応じた柔軟なサービスの提供を目指します。さらに、分室以外の交流センター図書室と連携することにより、図書館空白地帯をなくします。

施策2 誰もが学べる社会教育・生涯学習の推進

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

●社会教育施設の老朽化が進んでおり、計画的な更新が必要

【 施策の方向性 】

市民の誰もが輝き、幸せな人生を送るために、生涯にわたり社会のあらゆる領域で自主的・自発的に学習活動を行うことができる生涯学習社会を目指します。

その実現に向けて、社会教育関連施設の老朽化が進んでいる現状を踏まえ、計画的な更新や改修を通じて教育環境の整備を推進します。

また、当市の長寿社会を創造するため、社会教育の振興とあわせて、子どもの健全な育成に向けた家庭教育の支援を充実させます。学校や青少年育成団体などと連携し、未来のつくば市を担う青少年が健やかにたくましく成長できる健全育成事業を展開します。

【 主な取組 】

- ◆ 生涯学習社会の推進
- ◆ 生涯学習のための集いの場の提供
- ◆ 社会教育の振興
- ◆ 家庭教育の支援
- ◆ 青少年の健全育成事業の充実

◆ 生涯学習社会の推進

主な担当課等：生涯学習推進課

市民一人ひとりが、自分らしく生きることのできる生涯学習社会の実現を目指し、生涯を通じて学ぶことのできる環境を整え、多様な学習機会を提供します。

また、生涯学習の成果をいかし、人と人、地域と地域などを有機的につなぎ、地域や社会の課題に挑戦することのできる人材の育成を図ります。具体的には、「第4次つくば市生

生涯学習推進基本計画」をもとに各事業を実施します。

◆ 生涯学習のための集いの場の提供

主な担当課等：生涯学習推進課

市民誰もが生涯学習の機会を享受できるよう、生涯学習のための集いの場を提供します。具体的には、社会教育関連施設の管理運営を通して生涯学習の振興及び文化の向上を目指すほか、企業向けの生涯学習講座の実施や若者のための居場所づくりの検討など、新たな生涯学習のための集いの場の提供を目指します。

◆ 社会教育の振興

主な担当課等：生涯学習推進課

社会教育委員の助言や指導を元に市の社会教育施策を実施するとともに、社会教育主事及びこれを補佐する社会教育指導員を通じて、市の社会教育の振興・充実を図ります。また、学校や家庭以外での学びの場を広く提供することで、個人が社会生活を営む上で必要な知識や技術を必要に応じて学び続けることのできる環境づくりを目指します。

さらに、社会教育委員会議の開催回数を増やし、視察や研修の機会を拡充することで、社会教育行政の活性化を図ります。また、諮問機関としての役割を強化し、より幅広い視点からの助言を得ることで、地域の社会教育施策の充実や課題解決に貢献します。

◆ 家庭教育の支援

主な担当課等：生涯学習推進課

保護者向けに家庭教育学級の開催支援をすることで、家庭教育への理解を深めてもらうとともに、保護者同士のつながりを強化します。また、家庭の教育力向上を図ることで、子どもたちの健やかな成長を促し、豊かな人間性を育みます。

近年、仕事を持つ保護者が増加していることから、家庭教育学級の運営において役員の負担軽減が重要な課題となっています。そのため、各学級の実情に合わせ、従来の自主企画型に加え、社会教育指導員による提案型や学園単位での実施など、柔軟な運営方法を導入し、保護者が参加しやすい環境を整えます。また、開催曜日や時間帯を見直し、多様なライフスタイルに対応することで、より多くの保護者が学びに参加できる仕組みを構築します。

◆ 青少年の健全育成事業の充実

主な担当課等：生涯学習推進課

未来のつくば市を担う青少年が、健やかにたくましく成長できるように、学校や青少年育成団体と連携し、青少年の非行防止や青少年育成の各種事業を展開し、子どもたちの社会力や自己有用感を育み、青少年の健全育成事業に関する活動を広めます。

基本目標3 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

基本方針8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する

施策1 つくばの特性をいかした学びの推進

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

- デジタル化や業務フローの見直しとともに、効率化を図りながら学びの深さを増すコンテンツづくりが必要

【 施策の方向性 】

当市には、科学技術に基づく多くの知的財産と、それを担う人材が集まっている「科学のまち」という特性があり、それらをいかした学びの推進を図ります。

世界でも有数の最先端科学技術都市「筑波研究学園都市」として、大学や企業、研究機関との連携を強化し、子どもたちが科学に触れる場面を増やしていくことで、未来をひらいていく力を養成します。

また、当市には関東の名峰・筑波山をはじめ、市内を南北に走る桜川や小貝川などが存在しており、平成28年（2016年）には筑波山地域ジオパークが日本ジオパークに認定されました。子どもたちがつくばの伝統や文化を学び、自然や地域に親しむことで社会力とSDGsの視点を身につける施策を展開します。

あわせて、デジタル化や業務フローの見直しを通じ、教育の効率化と学びの深まりを両立させるコンテンツの充実を図ります。

【 主な取組 】

- ◆ 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進
- ◆ 豊かな自然・文化をいかした学びの推進

◆ 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進

主な担当課等：生涯学習推進課、学び推進課

最先端の研究・教育機関が集積する当市の特性をいかし、市内の大学・研究機関と連携することで、子どもたちの探究力を育むための教育を推進します。

子どもたちが、より先進的で高度な情報に触れられるよう、つくばちびっ子博士、つくば科学出前レクチャー、つくば科学フェスティバル、サイエンスキッズリーグなどの機会を提供します。

このような地域の力、行事をいかし、子どもが楽しく創造性を発揮できる問題解決学習を通じて、持続可能な社会の創り手としての力を育成するSTEAM※教育を推進します。

◆ 豊かな自然・文化をいかした学びの推進

主な担当課等：文化財課

身近にある豊かな自然の変化、その自然との関わりを通して、人と環境との関係性を学

び、持続可能で環境にやさしい社会づくりについて考えを深めていく活動を推進します。

また、地域における歴史や文化、社会生活を総合的に学ぶ地域学習やつくばの特徴に関する探究学習を通して、ふるさとつくばに対する誇りや愛着を醸成し、社会力豊かな児童生徒の育成を図ります。

この取組をさらに充実させるために、市内学校の教師を対象とした研修を継続し、指導力の向上を図ります。また、地域学習や環境学習を支援するため、教材となりうる資料を作成し、ウェブページ等で手軽に入手できるようにすることで、より多くの教育現場で活用できる仕組みを整えます。

施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）
●動画配信や体験的な学びの機会を増やす

【 施策の方向性 】

当市内に数多く所在する歴史文化に関する学びの場の充実を目指します。

動画配信や体験型の学習機会を拡充することで、子どもたちが時間や場所を問わず歴史や文化に親しむことができる環境を整えます。

つくばスタイル科の大きな柱である歴史・文化教育の中で、文化財の調査、研究、保存、展示、活用に関する授業を展開し、つくばを再発見することで、児童生徒の郷土愛を育む取組を進めます。

また、郷土の歴史や文化への理解を深めることで、自身と異なる歴史や文化に立脚する人々との相互理解を図ることができる人材を育てます。

【 主な取組 】

- ◆ 文化財の保存活用の推進
- ◆ 伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

◆ 文化財の保存活用の推進

主な担当課等：文化財課

当市内の文化財を市民が知り、次世代に伝えていくため、文化財の現状や価値を正確に把握する調査事業、文化財を適切に後世に伝える保存事業、文化財を多くの方に知ってもらう活用事業を進めます。また、市民参加により事業間の連携強化や好循環を図る文化財サポーター事業など、つくば市民の力をいかした施策を充実させます。

近年、埋蔵文化財調査の業務量が増加し、民間事業者や市民生活への影響が顕著になるため、体制の強化により、円滑な事業運営を図ります。また、活用事業においても外部機関や団体への委託や連携を拡充し、市民参加の機会を増やすことで、文化財の継承と地域活性化をより効果的に推進します。

◆ 伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

主な担当課等：文化財課

郷土の伝統・文化を学び、郷土を愛する心を育むため、各教科の学習やつくばスタイル科などにおいて、伝統文化に関する学習を充実させるとともに、地域行事への参加、遺跡や文化財などの体験的活動を充実します。

また、小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館などの文化財展示施設及び市内にある各種指定等文化財を適正に維持管理するとともに、出前授業や体験講座、教材の提供などを通じて、伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会を充実させます。

加えて、ウェブページを活用し多様な学習ニーズに応えられる環境を整え、これらを入口として展示施設での実物の見学や体験的活動へと誘導し、より深い理解を促します。展示施設についても、安全で分かりやすい見学ができるよう、展示内容や設備の更新を継続的に行い、市民にとって身近な学びの場となるよう努めます。

基本方針9 「学び」を支える協働体制を充実する

施策1 社会全体で大人も子どもも共に育つ学び

主な見直しの要素（○市の取組 ●市の課題 ★委員からの御意見）

○令和7年度末までに市内全学園でのコミュニティ・スクールの導入を目指す

★コミュニティ・スクールの可能性に期待しており、どうあるべきか社会教育の視点から考えてほしい

【 施策の方向性 】

学校・家庭・地域・行政がつながり、協働しながら運営する学校づくりを目指します。今まで以上に学校・家庭・地域・行政のコミュニケーションを活性化し、社会全体で子どもたちの学びを支えます。

また、これまでの家庭教育学級に加え、新しい形の家庭教育学級開催の支援を展開するとともに、より多くの地域・企業等にアウトリーチし、学校・家庭・地域・行政の結びつきの強化を図ります。

市内全学園で「コミュニティ・スクール」を導入し、学校運営協議会を核とした地域と学校の協働体制を構築します。社会教育の視点から、学校を地域の学びの拠点と位置づけ、地域資源を活用した双方向の学び合いを進めます。

さらに、各種地域スポーツクラブなど、様々な教育的資源を活用し、公民が連携する体制をつくります。

【 主な取組 】

- ◆ 学校・家庭・地域・行政の連携・協働
- ◆ 家庭や地域の教育力の向上

◆ 地域資源の活用

◆ 学校・家庭・地域・行政の連携・協働

主な担当課等：生涯学習推進課、教育総務課

地域とともにある学校を目指し、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、それぞれがコミュニケーションを図りながら緩やかにつながり、一緒に協働する体制づくりを進め、児童生徒たちの豊かな成長を支えていきます。

また、情報媒体を利用し、地域に対する情報発信の充実を図るとともに、多様なスタイルで地域の声を聴く機会の創出を目指します。

さらに、地域との連携をより強固なものにするため、市内全学園で導入したコミュニティ・スクールを活用し、学園やコミュニティ・スクール協議会委員に対する研修や情報提供を積極的に行い、好事例の共有を図ることで、地域と学校が一体となった教育活動の充実を促進します。

◆ 家庭や地域の教育力の向上

主な担当課等：生涯学習推進課

幼稚園、小・中・義務教育学校の保護者向けに家庭教育学級を開催することで、児童生徒の健全な成長を後押しする家庭の教育力の向上と活性化を図ります。

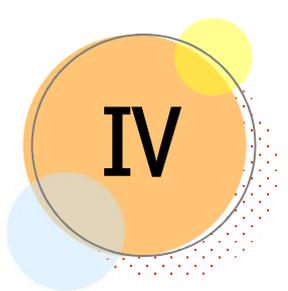
学校教育と密接な関係を持つ家庭と地域の教育力の向上により、社会全体で子どもたちの成長を促す体制を強化します。

家庭教育学級への参加が難しい働く保護者にむけて、職場での家庭教育学級などの新たな学びの場を拡充していきます。

◆ 地域資源の活用

主な担当課等：学び推進課、教育総務課

地域のスポーツ団体や大学などから専門性の高い人材を小学校に派遣し、専門的見地をいかして指導をサポートすることで、児童の健やかな体などの育成を図ります。部活動では、部活動指導員などでの外部人材の活用、部活動の地域展開では、地域スポーツ・芸術文化団体などとの連携を進め、地域全体で生徒の活動を支えることを目指します。



IV

計画の推進

1 計画の推進体制

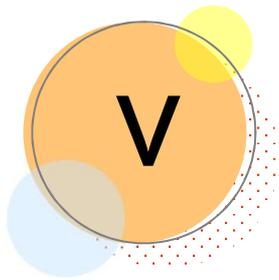
本計画を着実に推進するためには、各所管課のみならず、国・県の関係機関をはじめ、学校、家庭、地域など関係するあらゆる主体との連携が不可欠となります。

『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』に向けて、各関係者に対して、本計画の趣旨等を周知し、本計画への理解を働きかけるとともに、情報・課題の共有を図りながら事業の展開を進めていきます。

2 計画の進行管理

本計画に基づき実施される事業の進捗状況については、PDCAサイクルを回し、定期的に検証を行うとともに、外部の有識者の視点を取り入れながら点検・評価を通じて、効果的かつ効率的な教育行政の推進を図ります。

さらに、点検・評価の結果は報告書として取りまとめ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、議会への提出及び公表を行うことで、市民に対する説明責任を果たすこととします。

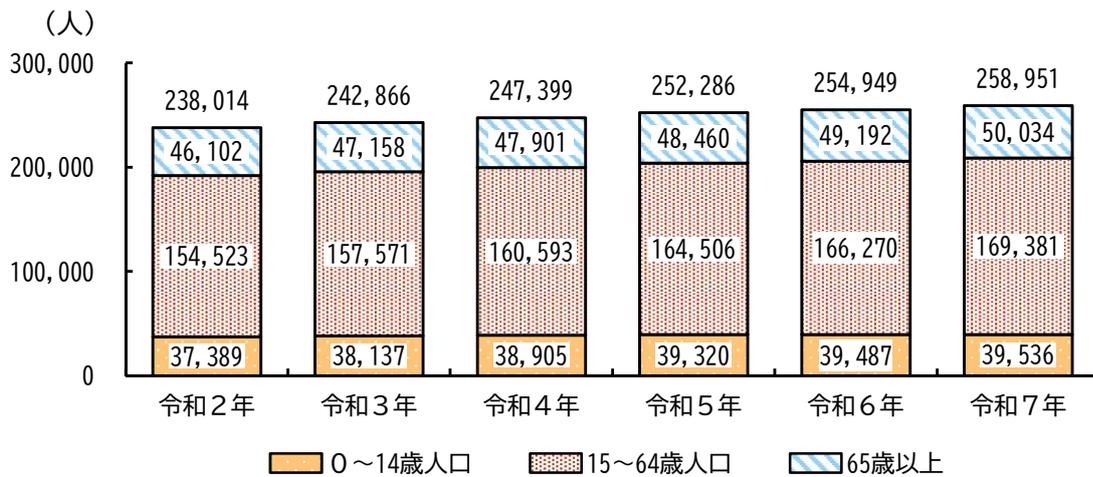


つくば市の教育の状況 (各種統計データ)

1 人口の推移

つくば市の総人口は、令和7年では、258,951人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、すべての年齢区分で年々増加しており、令和7年では、年少人口（0～14歳）が39,536人、生産年齢人口（15～64歳）が169,381人、老年人口（65歳以上）が50,034人となっています。

人口の推移

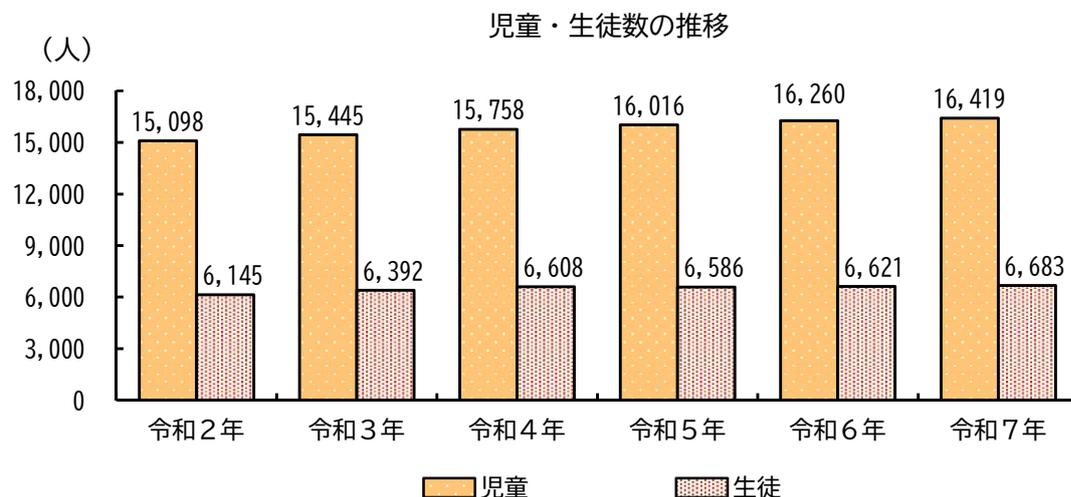


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

2 学校教育の状況

令和7年5月1日現在、小学校では、16,419人の児童が在学しており、中学校では、6,683人の生徒が在学しています。

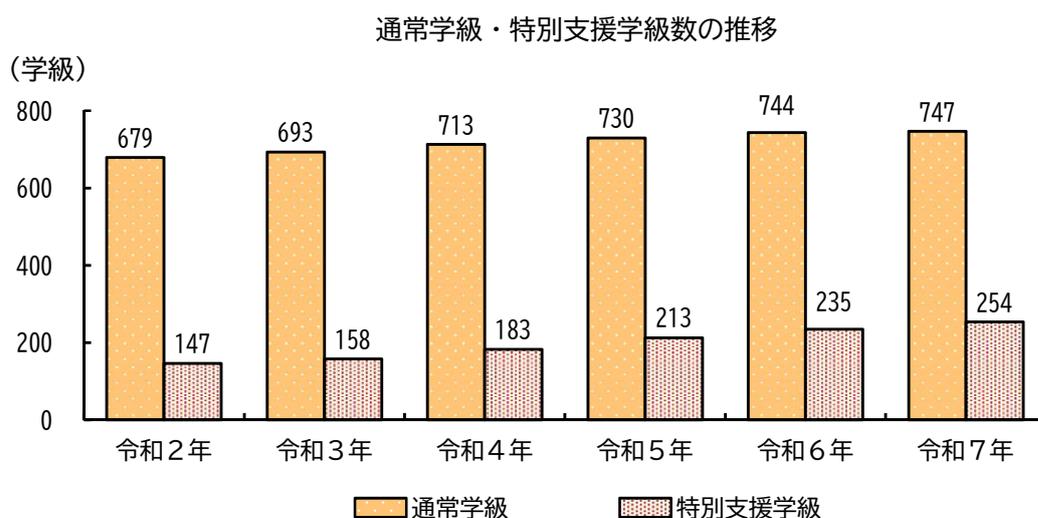
小学校児童数は増加しており、中学校生徒数も増加傾向にあります。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

3 学級数の推移

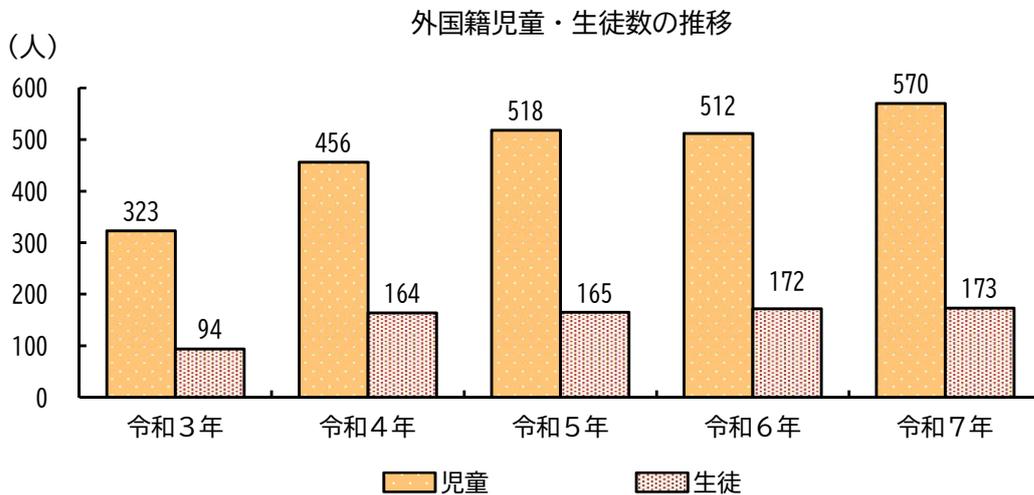
通常学級数・特別支援学級数は、令和2年以降増加しており、令和7年で通常学級は747学級、特別支援学級は254学級となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

4 外国籍児童数・生徒数の推移

外国籍児童数・生徒数は、令和3年以降増加傾向にあり、令和7年で児童数は570人、生徒数は173人となっています。

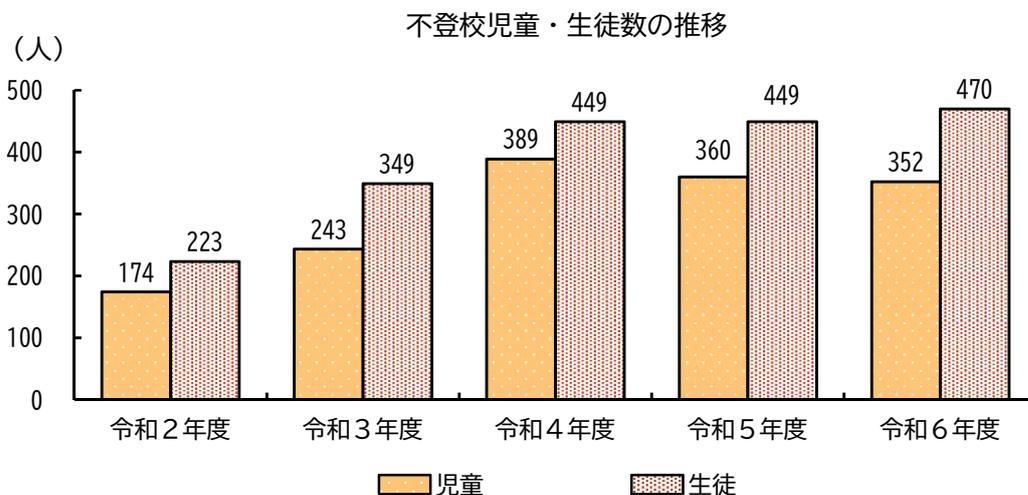


資料：帰国及び外国人幼児・児童生徒在籍状況等の調査（各年5月1日現在）

5 配慮を必要とする児童・生徒の状況

① 不登校児童・生徒数の推移

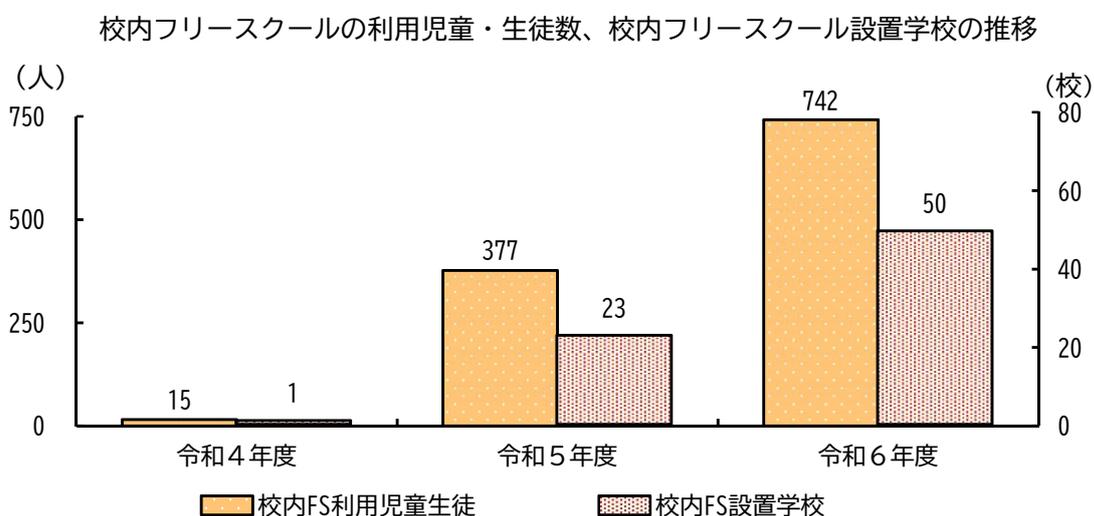
不登校児童数は令和2年度から増加傾向にありましたが、令和4年度以降減少しています。一方、不登校生徒数は、令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度には470人となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

② 校内フリースクールの利用児童・生徒数、校内フリースクール設置学校数の推移

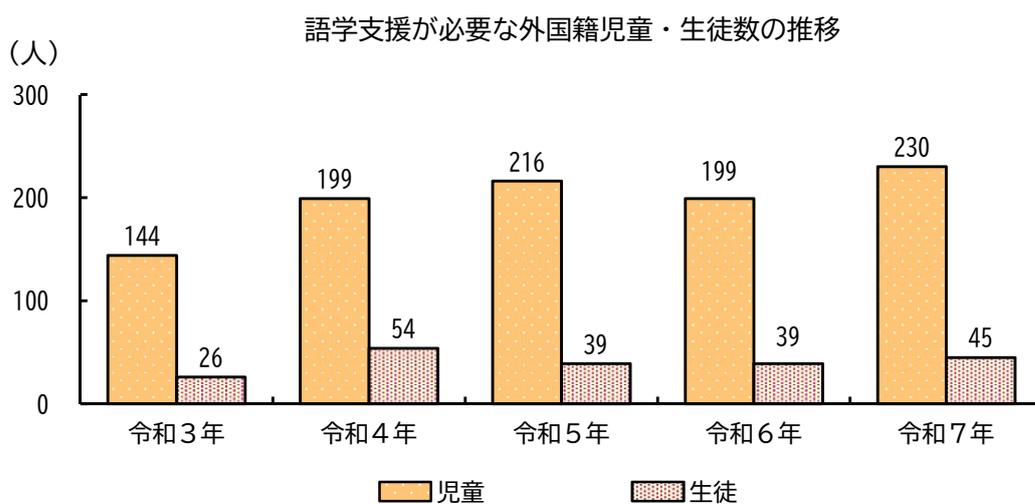
令和4年度以降、校内フリースクール設置学校は増加しており、令和6年度で50校となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

③ 語学支援が必要な外国籍児童・生徒数の推移

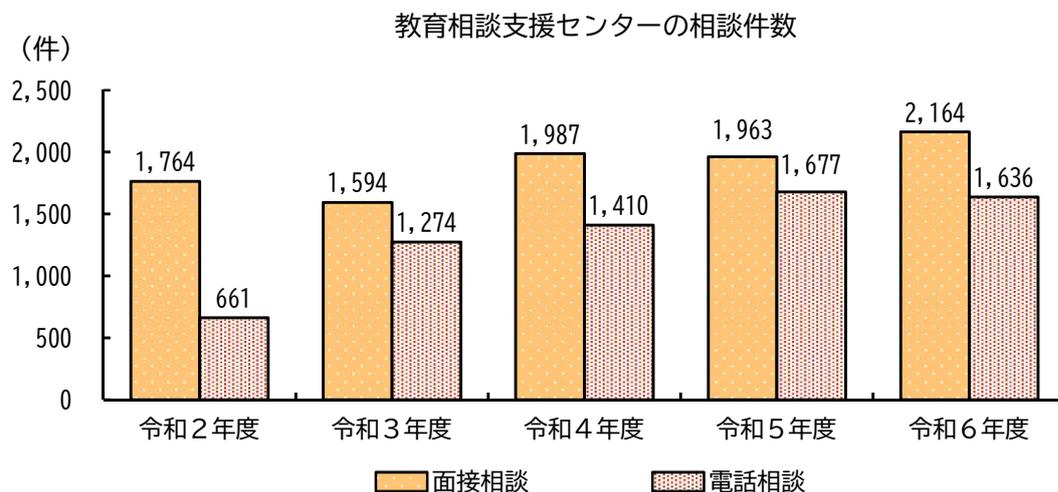
語学支援が必要な児童・生徒数の推移をみると、令和3年以降増加傾向にあり、令和7年で、児童は230人、生徒は45人となっています。



資料：帰国及び外国人幼児・児童生徒在籍状況等の調査（各年5月1日現在）

6 教育相談センターの相談件数

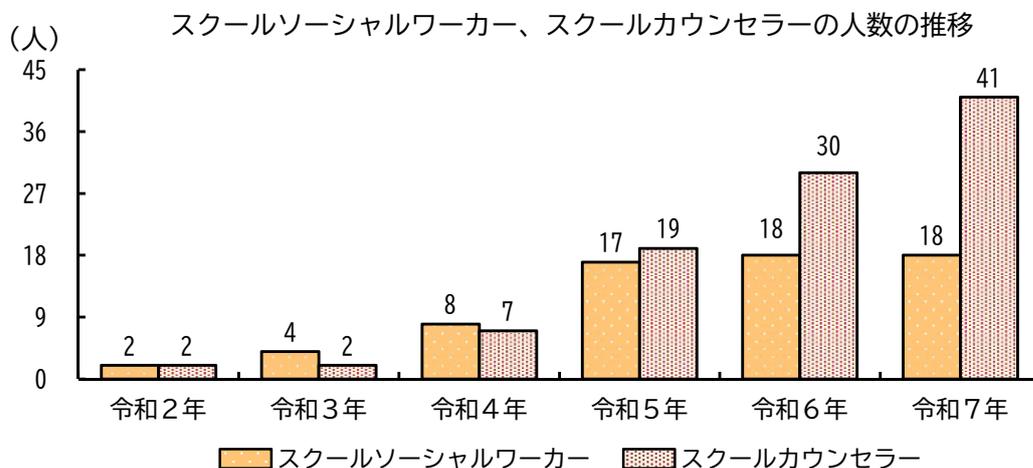
教育相談センターの相談件数の推移をみると、面接相談は令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度で2,164件となっています。電話相談は令和2年度以降増加しており、令和6年度で1,636件となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

7 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの人数の推移

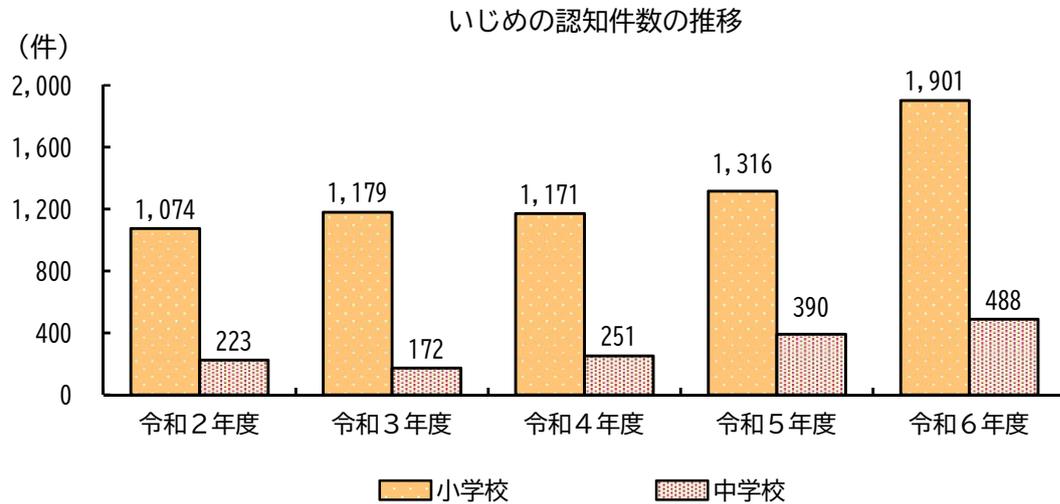
スクールソーシャルワーカーの人数の推移をみると、令和2年以降増加しており、令和7年で、スクールソーシャルワーカーは18人、スクールカウンセラーは41人となっています。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

8 いじめの認知件数の推移

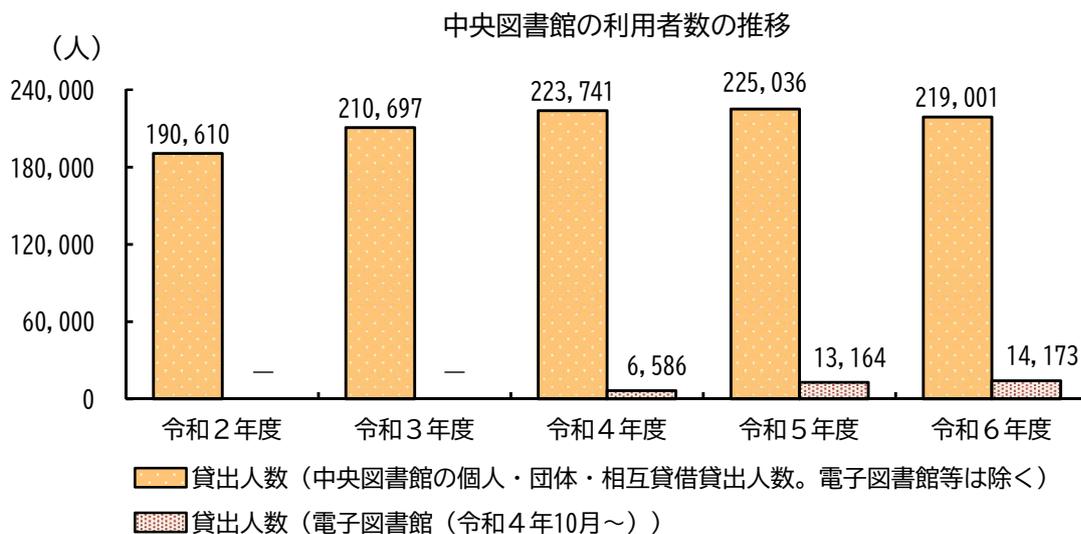
いじめの認知件数の推移をみると、小学校、中学校ともに増加傾向にあり、令和6年度で、小学校では1,901件、中学校では488件となっています。



資料：いじめ認知件数等報告（各年度末現在）

9 中央図書館の利用状況の推移

中央図書館の利用者数の推移をみると、令和2年度以降増加しており、電子図書館を除く貸出人数は、令和6年度で219,001人となっています。令和4年10月から開始した電子図書館の貸出人数は、令和6年度には14,173人となっています。



※ 電子図書館の貸出人数には、学校利用（令和6年度から実施）を含まない。
資料：つくば市立中央図書館発行『つくば市の図書館概要』（各年度末現在）

会 議 録

会議の名称		第5回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会		
開催日時		令和7年8月19日(火) 開会 14:00 閉会 16:00		
開催場所		つくば市消防庁舎3階 多目的ホール		
事務局(担当課)		教育局教育総務課		
出席者	委員	樋口委員、正保委員、森田委員、大村委員、富田委員、和泉委員、肥後委員、西村委員		
	事務局	森田教育長、久保田教育局長、柳町教育局次長兼健康教育課長、勝村教育局次長兼教育施設課長、森田教育局次長兼学務課長、山岡教育総務課長、飯村教育総務課長補佐、鈴木教育総務課係長、小川教育総務課主任、谷沢教育総務課主任、岡野学び推進課長、相田特別支援教育推進室指導主事、中祖特別支援教育推進室指導主事、小野学校教育政策監、増沢学校教育政策監、山口生涯学習推進課参事、瓜阪生涯学習推進課課長補佐、石橋文化財課長、柴原中央図書館館長		
	その他	株式会社名豊 若松		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について (2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について		
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について (2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について 3 閉会			

<審議内容>

1 開会

事務局：本日の会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づきまして公開とさせていただきます。なお、正確な会議録を作成するため、御発言の際は必ずマイクを使用していただきますよう御協

力をお願いいたします。また、本日の委員 10 名中 8 名が出席されており、半数以上が出席されていますので、当委員会は成立いたします。

それでは、第 5 回第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会を開会いたします。

ここからの進行は委員長をお願いいたします。

2 議事

(1) 第 4 期つくば市教育振興基本計画の素案について

委員長：それでは、議事に移りたいと思います。本日の議事ですが、お手元にある次第の通りで、1 番目が第 4 期つくば市教育振興基本計画の素案について、2 番目が小中学生を対象としたアンケート調査の実施についてとなっています。1 番目の議題については、前回と同様に一通り修正案を確認していきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。それでは、資料の 1 について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料 1 について説明）

委員長：ありがとうございました。今御説明ありました通り、大きいところと言うと 3 点、基本方針 1 と 2 の入れ替え、基本目標 2 の表現、それから基本方針 9 のところとなります。いかがでしょうか。後ほど詳細の取組についてはそれぞれ確認していきますが、基本方針 1 と 2 の入れ替えということで、一応元に戻した形になりますが、ひとまずこれで進めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、また何かありましたら審議をここに戻ってという形で進めていきたいと思います。

それでは、続いて資料 2 に進みたいと思います。こちらについては、前回の会議の議論を受けて、事務局の方で素案を修正いただきました。前回と同様に基本方針ごとに進めていきたいと思います。具体的には 8 ページからになるかと思います。基本目標 1 の基本方針 1 から順に事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（資料 2、基本方針 1 について説明）

委員長：ありがとうございました。8 ページから 14 ページまで一括して御質問、御意見等を承りたいと思います。

富田委員：基本方針の順番が変わり、すっと入ってくるような感じがしました。細かい点ですが、12 ページに「アプローチカリキュラム」と「スタートカリキュラム」とあり、その言葉の説明がありますが、同様に「架け橋カリキュラム」のところにも説明を入れていただくと分かり易いのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。この件につきましていかがでしょうか。

事務局：「架け橋カリキュラム」についても注釈も加えるよう検討します。

委員長：ありがとうございます。少し気になるのは、その下の「幼稚園教育要領（平成 29 年告示）」というのがあるのだろうかということで、今現在次の方針の検討が始まっており、おそらく来年早々に方針が出て、すぐに始まるので、この基本計画が出て、すぐに新しい教育要領が出ると、ずれが生じないかと気になっています。現在の検討内容を見た感じでは「架け橋カリキュラム」が幼稚園教育要領の中に入ってくる程度なので、それほど影響はないと思いますが、（ ）で告示日を入れるのは検討する必要があると思います。

他に幼稚園のことで何かありますでしょうか。

私から気になる点としては、「非認知能力」の話で、10 ページに新しく加わっていますが、14 ページにも「非認知能力を高める学びの充実」と元々あるので、どう住み分けるのか、あるいはまとめられるのか、学び推進課の方でお考えがあれば教えていただきたいです。

事務局：御指摘いただきました「非認知能力」の部分について、2 箇所に記載がありますが、10 ページの方は学校内の教育活動を中心に記載されています。それに対して 14 ページの方は学校以外での非認知能力の充実という流れで書かれています。この辺りをどのようにするとまとまりがいいかというところで、施策 3 に「学校外の学びの充実」とあるので、どうしてもそちらに学校外のこと、施策 1 の方では「個別・双方向」という学校内部での活動となっているので、同じようなことが 2 つになってしまうのが実状です。

委員長：これについて御意見等ありますでしょうか。目標に「非認知能力」

があり、その方向として学校内教育と学校外教育があるので、おっしゃる通りだと思いますが、見出しから見るとどちらも「非認知能力」となってしまうので、見出しだけ変えればいいのかもかもしれませんし、中身を少し濃くするとか入れ替えたりした方がいいかもしれません。そこは御検討いただければと思います。

肥後委員：12ページの「多様な経験につながる豊かな遊びの推進」のところにも「非認知能力」と入っていて、10ページの新しく加えた所と重なっていると思います。元々施策1は学校に入ってからで、施策2は幼児教育ということだと思いますが、10ページに幼児教育の話が入ったことによって重なってしまった感じがするので、1つの方法としては、10ページの「幼児期では～」というところを削除して、12ページに統一する方法があると思います。

委員長：確かに10ページにも「幼児期では遊びを通して～」とあるので、その部分だけを見ると、また幼児教育の方から見ても、同じ内容が入っていると思います。この辺りも合わせて整理ができればと思います。

他にはいかがでしょうか。それでは、また何かありましたら御発言をお願いします。よろしければ、基本方針2に行きたいと思います。基本方針2について事務局の方から御説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針2について説明）

委員長：ありがとうございます。それでは、15ページから19ページまでの範囲で御質問、御意見をいただければと思います。

和泉委員：私自身はまだ基本方針1と2の入れ替えにまだ完全に消化できておらず、もう少し過去5年間の実態を踏まえて吟味してもいいのではないかと考えています。とりあえず基本方針2の詳細を見ていくと、施策1「共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障」のところで、インクルーシブ教育というどうしても矮小化されてしまうというか、国籍や人種、言語、性差などと頭に付け加えても、やはり障害のある特別な支援が必要な子供のための教育という理解が広くなされていることがあり、この施策1と4行目の「インクルーシブ」を削除した方がいいのではないかと思います。その後、主な取組に降ろしていくときに、インクル

ーシブ教育として特別支援教育を記述すると、いわゆるインクルーシブ教育として限定させない表現であれば、子供が真ん中であるとか、特別な支援が今は必要としていない子供も全て対象であるということが伝わるのではないかと思います。また、「子どもの権利の保障」というのは新しいことで大人にもまだ知られていない状況がありますが、子どもの権利条約などについて子供自身が学ぶことができる取組があってもいいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

大村委員：15 ページの「子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成」の6 行目、「それを受けて、学校教育では、教育活動全体を通して、相手の話を否定せずに聴いたり、自分と異なる考え方を尊重したりする風土」のところで、相手の話を否定せずに聴くと書いてしまうと、鵜呑みのように捉えてしまう気がして、自分の意見をしっかり持ちながら、比較しながら受容するというようなニュアンスが入るといいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

和泉委員：16 ページの「帰国・外国人児童生徒への支援」のところで、帰国とはどのような意味でしょうか。

事務局：海外から日本に帰国されたお子さんのことです。

委員長：帰国とは日本人で海外から帰国された生徒ということで、外国人というのは、いわゆる外国国籍の生徒という理解でよろしいでしょうか。

事務局：おっしゃる通りです。

委員長：他はいかがでしょうか。最初の和泉委員の意見が一番難しい問題かと思えます。インクルーシブ的な話と、後ろの方に出てくる不登校やいじめの話を入れた方が良いのかという問題が出てきますが、色んな状況で教育を受けるという子供達の多様性に応じるということと、どのような機会を設けるのか、その子のニーズに応じた教育をするのか、幅広い選択肢を設けているというその組み合わせをどう出していくのかというところ

で、基本方針1としてそのような方向でいこうとしたが、上手くいかず結果的にここに落ち着いているという形だと思います。とりあえずここに置いたときに、先ほど言ったようなことがどう入ってくるのか、「インクルーシブ」という言葉を入れると、その上にある目的に集約されている言葉が中心になり、結果的に不登校やいじめの話は別のところで出てくることになるので、そこをつくば市として私達がどう考えて、骨子の中に入れていくのがポイントになると思います。この考え方も間違っているということではないと思いますが、よりつくば市らしさを出すか出さないかが鍵になると思います。

正保委員：基本方針の1と2の入れ替えについて和泉委員から御指摘がありました。私もまだ迷っています。ただ、基本方針2を今の書き振りでいきますと、最初にインクルーシブ教育が出てくることに違和感があるのは、私も同感です。その次にある「子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成」のところ、小学校などでは子供同士の相互理解や人間関係をきちんと営んでいくというのは、喫緊の課題になっていると思います。それが今現場でとても大事な問題になっているというところは、見逃すことができないのではないかと思います。話が戻りますが、基本目標1のところキーワードになっている「非認知能力」というのは、未来をひらくものなのだろうかと思えます。非認知能力を高めることによって、子供達の現在がより豊かになるという観点もあるのではないかと思います。基本方針2で何を書くかというところが上手く収まっていないので、順番が何となく違って見えているのではないのでしょうか。例えば不登校の子供が今つくば市で800人以上いるというデータがありますが、不登校の子供というのは今が大変で、明日のこと明後日のことが考えられないから家にいる訳です。その子たちの今が満たされて、未来へ進むことができるようになると思うので、その子たちの今をどのようにサポートしてあげるか、豊かにしてあげるかということになると思いますので、順番としてまだ検討の余地はあると思います。

委員長：基本方針1と2のお話ですね。他に御意見いかがでしょうか。

少し角度を変えて、先ほどの子供の権利の話で、施策1の「共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進」との問題を一緒に扱うかどうかというところで、子供自身に子供の権利について積極的に伝えていく場を設けるとか、ここ数年やっているルールメイキングというものも、ここに書くかは

別として、自分たちで主体的に活動していくということにつながってくると思います。そうするとインクルーシブとは独立して書いた方がいいのではないかと思います。

和泉委員：今ルールメイキングというプロジェクト名が出たところで、8ページで教育大綱の1つ目の「個別・双方向による多面的な学びの推進」と、3つ目の「非認知能力の再認識」は出てくるのですが、2つ目の「管理から自己決定へ」が抜け落ちているので、基本方針にあるように子供が真ん中でいられるように、子供自身が管理されるのではなく、自己決定できるという取組の1つとしてルールメイキングが実践された背景を考えると、ここで教育大綱の2つ目の「管理から自己決定へ」に対してどのような取組をするのかという記述があってもいいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょうか。17ページ以降の「教育相談、いじめ、不登校、家庭への支援」の辺りはいかがでしょうか。いじめについては基本方針3の21ページにも出てきますが、その辺りの調整を考える必要があると思います。そのような意味では、不登校の話といじめの話を今は一緒に扱っていますが、別々に扱うこともできるのではないかと思います。それから、「家庭」という言葉も後ろの方でも出てくるので、区別するか集約するのもも含めて、家庭の位置付けも考える必要があると思います。

それでは、20ページからの基本方針3について事務局から御説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針3について説明）

委員長：ありがとうございます。今御説明いただいた部分について、御意見等あればお願いします。まず、「心の基礎体力」についてはどうでしょうか。一般的な用語なのかということもありますし、載せるか載せないのか、載せた場合に注釈をつけるのか、付けた場合にこの形でいいのかということですが、いかがでしょうか。

正保委員：これは私が勝手に触れて回っている言葉なのでこだわりはありません。すでに市内10数校の小中学校の研修会や講演会で触れて回っていますので、既成事実になっている状況ではあります。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

和泉委員：この「MIKSY」まで落とし込んであるのは初めて見ましたが、ソーシャル・エモーショナル・ラーニングは日本だけでなくグローバルにこれが大事だと言われていることなので、社会性と情動について触れることは大事だと思います。ただ、「心の基礎体力」については、私もよく分からないというか、どのくらい使用されているのかどうか、これを元にしてつくば市として何をどのように取り組めるのかということまでもう少し想像できるのであれば、入れ込めたらいいと思います。

正保委員：ソーシャル・エモーショナル・ラーニングでは、社会性の基盤を重視します。それは対人関係の基本的な在り方を育てていくことがベースになっていて、その上に思いやりなどを乗せていくということになります。言葉遣いは違いますが、「心の基礎体力」も同じで、これも社会性の基盤ということになります。対象としていることは同じことで、その言葉遣いが違うというだけですので、私はそれをこだわるものではありません。ただ、大事な点は他者との人間関係の基本的な在り方というものを抜きにしては語れないということは両方とも共通しているところだと思います。

委員長：他にいかがでしょうか。載せるのであれば正保先生から御助言をいただきながら載せる、載せないなら載せない方がいいと思います。

肥後委員：先ほどから出ている「非認知能力」との関係性がよく分かりません。普通に考えれば非認知能力の一部として、「心の基礎体力」というのがあると思いますが、例えば目標に向かって頑張る力などもある中で、この「MIKSY」は主にコミュニケーションに関係する能力を指していると思うので、「心の基礎体力」という言葉を「コミュニケーション能力」などの言葉に置き換えてもといいと思いましたが、難しいでしょうか。

正保委員：それでもいいと思います。要するに人間と人間との基本的な関係性の力ということなので。

委員長：他にいかがでしょうか。

西村委員：私は初めて聞いた言葉ではあるものの、「心の基礎体力」という言葉がすごく心に落ちて、いい言葉だと思っています。内容も自分の子供がこれを全部持ってくれたらいいなと思いましたので、ぜひ入れて欲しいと思います。それから、この基本目標1の基本方針1から3を何も知識がない一般市民の感覚で読んだ時に、ポジティブな気持ちになれるというか、つくば市がこんなに子供の未来を考えてくれていると思えるような順番にしていただけると嬉しいと思います。具体的に言うと、2番の互いを認め合うところは、いじめとか不登校とか色々書いてありますが、私の感覚だと若干ネガティブな話に聞こえるので、それよりも明るい話を前に持ってきた方が、一市民として素晴らしい計画だと思えるのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。とても大事な事だと思います。先ほどの15ページの基本方針2の施策1あるいはその取組の順番ということかもしれません。他はいかがでしょうか。

大村委員：「非認知能力」という言葉について、あちこちに出てきていたり、「心の基礎体力」という人間関係を築く力を「非認知能力」と考えていくと、今まである言葉を「非認知能力の再認識」と「再」がついているので、今まであるものを精選していき、ここが非認知能力だから、意義づけていこうという意味での再認識という言葉だと思いますので、あちこちに同じような言葉が出てくるところは、すっきりするように整理した方が良いと思います。

和泉委員：20ページにある「豊かな心」とは何だろうと気になっていまして、形容詞はすごく難しい表現だと思う中で、豊かな心の中にも、共感力や感動する心や正義感、公正さを重んじるとか自己肯定感など、豊かな心の実態がそのようなものとするならば、これもまた「非認知能力」とどのように書き分けたらいいのかと思います。大事なことはよく分かりますが、何度も出てくるので、そこは整理した方が良いと思います。

委員長：「豊かな心」は、学校教育ではよく使う言葉で、「知・徳・体」の「徳」の部分が豊かな心になると思います。非認知能力というのは、認知能力に対して非認知能力なので、必ずしも「徳」に直結するかというと、少し違う気がします。そのような意味で、「豊かな心」のところに「非認知能

力」が出てくると、混乱すると思います。今、次の学習指導要領の議論をしているところで、成績評価の評定というのが、これからは人間性の部分は個人評価として、優れているところに丸をつけるのではなく、日ごろの学校生活などの中で、知識とか思考の判断に関係する部分が見えた場合は、そちらの方にフォーカスしようという議論がされています。教員の働き方改革の問題もあるのですが、それを抜きにしても、純粹に評定を点数化しにくいと言われていることをより強く出して、個人内の評価に落とし込んでいこうということだと思います。そうすると、非認知能力に近いところは、思考や判断という形で評定ができるので、より人間性的な部分は個人内の記述を通して良いところを探していくというような評価で住み分けをしていくと思います。そのような意味で繋がっていれば、筋は通るのではないかと思います。従って、「非認知能力」という言葉はどこにでも入れていい訳ではなく、入れるべきところと入れるべきではないところは分けた方が良くと思います。

18 ページと 21 ページに出てくるいじめの部分はどうでしょうか。担当課が 18 ページは教育相談センターと学び推進課で、21 ページが学び推進課とありますが、この辺りの書き分けなど教えていただけますか。

事務局：教育相談センターです。18 ページのいじめの記載につきましては、つくば市なりの教育相談体制の充実と多様な教育への支援ということで、相談センターの方で取り組んでいる内容の 1 つとしていじめを取り上げて、書かせていただいています。21 ページのいじめについては、学校の教育活動の中でのいじめ防止の取組という形になっています。

委員長：ありがとうございます。ここは基本方針の 2 と 3 に当たるところで、内容が似ているようであれば、方針のどちらかに寄せた方が良くはないかと思います。もう 1 度御検討いただければと思います。

正保委員：今おっしゃられた「いじめ」と「非認知能力」というのは、大きな関連性があると思います。昔の統計だと、いじめの要因の 6 割以上は、冷やかしかからかいや不用意な一言が原因となっています。殴ったり蹴ったり金品を恐喝したりという悪質なものは 3 % です。なぜ不用意な一言を言うかという、非認知能力が低いからで、これを言ったら相手がどう受け取るかという従来の認知能力では抑えきれなかった能力が弱いので不用意に一言言ってしまっ、結果的にそれがいじめになるというところがあり

ます。非認知能力をどうしたらいいのかわかりませんが、いじめについては関連するところもあるということは、考慮いただけるといいかと思いません。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょうか。「非認知能力」「豊かな心」「いじめ」とキーワードが増えてきているので、どこでどのように整理していくか、表現的なことも大事なことで、できるだけ1つのキーワードは1つの方針でまとめて出てくる方が計画としても分かりやすいのではないかと思いますので、次の修正のところで検討していきたいと思えます。それでは、基本方針の4について事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針4について説明）

委員長：ありがとうございます。何か御意見ありますでしょうか。「整える」という表現はいかがですか。基本目標1が「大切にする」、基本目標3が「推進する」とありますが、もしこれより良い言葉があれば御意見いただきたいと思えます。

それでは、基本方針5について事務局より御説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針5について説明）

委員長：ありがとうございます。この部分につきましてはいかがでしょうか。

正保委員：27ページの「学校施設の計画的な整備及び施設の管理」の1行目に「児童生徒数の増加に対応するために」とありますが、市の中心部は増えています、周辺部は減っているという現実があるのではないかと思います。増加ではなく変化という言葉ではいかがでしょうか。

事務局：委員がおっしゃる通りですので、変化で問題ないと思えます。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

それでは、基本方針6について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針6について説明）

委員長：ありがとうございます。この部分につきましてはいかがでしょうか。改めて ICT で何ができるのか、つくば市としてどのようなところがいきっていくのかということが、この中に込められていればいいと思いますが、そのような観点から問題ありませんでしょうか。

それでは、基本方針7について事務局より御説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針7について説明）

委員長：ありがとうございます。この部分につきましてはいかがでしょうか。

18 ページの施策3は「家庭への支援の充実」で、35 ページは「家庭教育の支援」と似たような言葉が出てきます。もっと言うと、基本方針9で何を書くかということも考えるといいと思います。特に「家庭教育学級」なのか「家庭教育」なのか、文部科学省では家庭の教育力という家での教育、しつけや基本的な生活リズムなどが書いてある家庭教育手帳みたいなものが昔から作られています。そこの大事さが言われている割には、振興基本計画になるとその支援という話になっていて、家庭教育の重要性みたいなことが直接出てきません。こちらの中身もそれに類するような感じがしていて、18 ページでは家庭学習の方になるし、35 ページは家庭教育学級となっているので、どこかで家庭の教育力みたいな話は入れたいと個人的には思っています。どちらにしても「家庭」というのが、意味が違うと言えは違いますが、違うのであればもっと違いをはっきりと出した方がいいと思います。18 ページだと、場所としての家庭で、学校ではないところでの学習を支援する家庭という形になっていて、35 ページは、家庭内での教育という話なので、次に出てくる「学校・家庭・地域」の「家庭」と結び付けていくのがいいと思います。

34 ページの生涯学習のための集いの場について、体育館はどのような位置づけになりますか。

事務局：教育施設課です。学校の体育館の開放については、スポーツの振興という観点で貸し出しが行われているものになりますので、敢えてここには入っていない状況です。

委員長：そうするとスポーツは生涯学習ではないのかということになるし、特別教室や図書室だけ書くと体育館はどうなのかという印象を受けてしまいます。

和泉委員：特別教室や図書室等の地域開放はここ数年の新しい取組なので追記したらどうかと私が以前述べたので、今回追記されたのだと思います。確かに体育館もこれまで地域のために開放されていたので、例えばここでの記載に、「これまでの体育館開放に加えて」みたいなことを加えると全部含めて表現できるのではないかと思います。

委員長：その辺りについては御検討いただければと思います。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に基本目標3に入ります。基本方針8について、事務局から御説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針8について説明）

委員長：ありがとうございます。こちらの部分についてはいかがでしょうか。それでは、最後に基本方針9について事務局より御説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針9について説明）

委員長：ありがとうございます。こちらの部分については新しいところなので御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。先ほども申し上げましたが、「家庭」、「コミュニティ・スクール」、「地域」の3つはこの2つの施策で住み分けるといいのではないかと個人的には思っています。先ほどの質問の続きになりますが、40ページで「家庭や地域の教育力の向上」とここでも「家庭」が出てくるので、35ページの「家庭教育の支援」とどのような違いがあるのか教えていただけますか。

事務局：生涯学習推進課です。35ページの「家庭教育の支援」というのは、「家庭教育学級」の実施という部分がメインになります。40ページにも「家庭教育学級」について記載されていますが、「家庭や地域の教育力の向上」という項目になっており、こちらの方がより広い範囲での教育力の向上を目指しているということになります。

委員長：ありがとうございます。先ほども申し上げたように、ここにも「家庭や地域の教育力の向上」があるので、大きな目標として学校ではない場所

としての家庭あるいは地域の教育力の向上をするということなので、そこをもう少し書き込んだ方がいいのではないかと思います。そうなった場合に施策1の方がいいという感じはしますが、大きい目標で家庭や地域の教育を高めましようとするので、それが施策1で、施策2でより地域にと位置付ける方がいいのではないかと思います。もっと言えば、35ページに「家庭教育学級」の話があり、「家庭や地域の教育力の向上」が後ろで出てくるのを逆にして、家庭の教育力を上げるための手段として家庭教育学級があり、家庭教育力を向上するための情報交換の場として家庭教育学級があるというのが、昔からの家庭教育学級の理念なので、それでいいのですが、「家庭や地域の教育力の向上」というのは、もう少し前でもいいのではないかと思います。そうすると、地域の方は、「地域資源の活用・育成」だけでもいいし、コミュニティ・スクールを入れて、学校を核とした地域づくりまで入れると、地域と連携した活動という形でいいのかなと思います。他にはいかがでしょうか。

大村委員：今のお話を聞いて、基本方針9の施策1は家庭に絞って、施策2は地域に広げていくとすると、35ページの「家庭教育の支援」も基本方針9に持ってくると、すっきりすると思います。35ページの内容を見ると、家庭教育力を向上するためには、家庭教育学級が重要であるという捉え方ができるような文章なので、家庭教育力を向上する手段として家庭教育学級があり、地域としても皆で共に育てていこうという機能を高めれば家庭教育力も高まるので、35ページの「家庭教育の支援」の文章を、選択肢の1つという形にして、基本方針9に持ってくるといいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。それは可能でしょうか。35ページの「家庭教育の支援」について、基本方針9の方に動かせるようであれば、いいと思います。他にはいかがでしょうか。

富田委員：35ページの「家庭教育の支援」だけを移行するのは難しいと思います。34ページの施策2で「誰もが学べる社会教育・生涯学習の推進」があり、それを広げた形で主な取組の中に「家庭教育の支援」があると思います。ここから続いているので、移行は難しいと思います。

委員長：34ページに5つの主な取組があり、その前段に「当市の長寿社会を

創造するため、社会教育の振興とあわせて、子どもの健全な育成に向けた家庭教育の支援を充実させます。」とあります。私も詳しくありませんが、社会教育の中には必ず家庭教育が入ってくるものでしょうか。その辺りは御検討いただければと思います。他にはいかがでしょうか。

肥後委員：基本方針9については、13ページの「幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上」と似たようなことが書いてあり、施策9にも学校と書いてあるので、幼児教育と分けるということもあるかもしれませんが、似たようなことなので、無くしてもいいのではないかと思います。

委員長：おっしゃる通りで、ここは学校・家庭・地域の連携の学校の部分を幼稚園に変えて位置付けがされているので、特別な意味があれば、ここに残す必要があるし、38ページの施策1に組み込めるのであれば、そちらに同化してもいいと思います。こちらも御検討いただけたらと思います。他にはいかがでしょうか。

それでは、方針を一通り見ていただきまして、改めて全体を通してお気付きになった点や御意見はありますでしょうか。

大村委員：先ほど和泉委員がおっしゃっていた教育大綱にある「管理から自己決定」というのを基本目標1の基本方針1のどこかに上手く入れると、教育大綱と結びつく気がします。9ページか10ページに差し込めるといいかなと思います。

委員長：確かに大綱との連続性という点では必要かと思います。先ほど施策2でとおっしゃいましたが、施策2でなくても、自己決定というのを何らかの形で施策か取組のどちらかに入れた方がすっきりするのかなと思います。

和泉委員：「管理から自己決定へ」を具体的に学校で何を取り組んでいるかという、対話や合意形成に基づく多様な自己決定を行う機会つくる取組が小中学校でされていると思います。どこまで期待すべきかは難しいのですが、対話を重視してきているということ、もう1つ◆マークで増やす形だと分かりやすいと思います。

委員長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

西村委員：28 ページの「防犯、防災体制の充実」のところで、既にやっていたら恐縮ですが、防犯カメラは子供や教師を守るという点で役立つと思いますが、防犯カメラは学校の中にありますか。

大村委員：本校であれば4つあります。

西村委員：その辺りを防犯の面に入れるのであれば、全ての学校に入れると
か考えていただければ、誰にとってもメリットになると思います。

事務局：教育施設課です。幼稚園も含めて全ての学校に防犯カメラが設置されて
いますので、そのような記述を追加することは可能です。

委員長：ありがとうございます。「充実」の中身がどのような言葉でいくのか
という問題だと思います。学校の校門をオートロックにして防犯カメラを
設置している自治体もあるようなので、つくば市も考えていくことではな
いかと思います。他にはいかがでしょうか。

森田委員：色々と整理していただいた中で、文言の重複について意見が出て
いましたが、基本目標や基本方針があり、結果的に複数の施策が出てくる
ということもあって、そのような意味では多少の重複感は仕方がないと全
体を通して思いました。その中で、基本目標1の施策1の「個別・双方向に
よる多面的な学びの推進」のところで「小規模特認校の設置」を入れてい
ただいたのですが、中身を見ると、個別・双方向というよりは学びの多
様性に対応するような感じに見えるのかなと思いました。

委員長：ありがとうございます。どちらをとるかという問題もありますが、
確かに方針と施策が独立し過ぎて、1つ1つが良くてもつながりが悪いと
いうことがあるかもしれません。その辺りも最終的に確認しながら作って
いただければと思います。他にはいかがでしょうか。

スケジュールとしましては、次回が9月でその時が最終的な素案になり、
それがパブコメの原案になります。そして11月中にパブコメを行い、最終
的に修正をして最終案を出していくという形になります。今回も1回多く
場を設定していただいていますので、これ以上ということにはならないと思
いますが、場合によっては事前に資料を御覧いただいて御意見いただくと

ということと、また必要に応じて委員長に一任という形にさせていただきたいと思います。その間改めてお気付きの点がありましたら、事務局の方にお知らせいただければと思います。それでは、この件につきましてはよろしいでしょうか。

(2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について

委員長：それでは、議題(2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について、事務局の方から御説明をお願いします。

事務局：(資料3に沿って説明)

委員長：ありがとうございます。今の御説明について御質問の方よろしくお願いします。

森田委員：設問の(3)と(4)は、せっかく(3)を選んでもらうので、(4)はなぜそれを選んだのかという設問でもいいのかなと思います。

大村委員：選択肢の5「きれいで使いやすい学校にする」の「きれい」というと、子供達は綺麗で新しい学校をイメージしてしまうと思うので、「安心安全な」という言葉の方がいいのではないかと思います。

正保委員：選択肢4の「先生たちがはたらきやすい学校にする」というのは、子供達はこの設問をどう受け止めるのかが気になります。それから、設問(4)「こんな学校になったらいいな」ということを聞かせてください。とありますが、選択肢7で「学校ではない場所でも学べるまちにする」とあり、聞いていることがまちの話になっているので、子供達が戸惑うのではないかと思います。子供達が答えやすいようにしていただきたいと思います。

和泉委員：学年ごとに表現の言葉遣いを分けてもいいのかなと思います。それから、つくば市は児童生徒合わせて22,000人くらいになると思いますが、回収率を上げるために、学校の方で時間を取ったり工夫する必要があると思います。また、子供の声をどのように反映させるのかが、聴くことより難しいと思います。子供の意見を全部聞くことが子供の最大の利益ではないこともありますし、3つ挙げてもらって、そうなんだで終わるのか、それはここに課された大きな課題になるかと思います。

西村委員：選択肢5の「おいしい給食をつくる」というのは「おいしい給食を食べる」ではないでしょうか。

肥後委員：選択肢9の「地域の人とイベントをやる」というのはぼんやりしていて、9を選択する人はいないのではないかと思います。だからといってこれが重要ではないという捉え方をするようなアンケートは良くないと思います。また、選択肢1の「大人になって役に立つ力をつける」で、大人が読めば、基本方針の「未来を開く力を育む」が背景にあると分かると思いますが、子供は分からないので、役に立つためにたくさん学ぶとか具体的にしないとイメージがつかないのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。一括して事務局の方から返答をお願いしますか。

事務局：言葉の表現については、今いただいた御意見を踏まえて、どのような表現にするか見直したいと思います。それから(4)の自由記述のところ、なぜこの3つを選んだのかというように(3)と結び付けた設問にすると、何千件と回答があった場合に分析するのが困難になる可能性もあるため、あえて自由記述にしたという背景があります。例えば何千件と自由記述が集まった場合には、テキストマイニングのような形でお示しできれば、自由記述の傾向も見やすいのではないかと想定しています。ただ、森田委員からいただいた意見も踏まえて、事務局内で検討していきたいと思えます。

委員長：ありがとうございます。基本的にはこのようなアンケートの形でやっていただいて、最終的に計画に反映していくという方向性でよろしいでしょうか。もし他に御意見があるようでしたら、おっしゃっていただきたいと思えます。この方向性で進めるということであれば、精査したものを次回御提案いただければと思えます。

委員の皆様から他に御意見ありますでしょうか。

和泉委員：西村委員が基本方針を未来志向のある明るい気持ちにさせて欲しいとおっしゃった部分については、どうしても対策が不十分なところがあり、つくば市は大丈夫なのかと不安を抱かせてしまっているところがあり、

私も今すぐどうにかしたいという気持ちでいます。5年前に不登校についてのアンケートを見て驚きました。コロナがあったので一過性のものと思っていたのですが、そうではなく、教育や学校を本質的に大人が考え直さないといけないと痛感しながら不登校支援を考えてきました。嫌な事もあるけれど何となく学校に行くという前提条件のようなものが、今は崩れてしまっているのではないかと思います。どのようにしていけばいいのかを西村委員にもお聞きしたいと思いましたが、色々考えて取り組んでいきたいと思えます。

委員長：ありがとうございます。それでは、本日の議事は以上になります。円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局：樋口委員長ありがとうございました。委員の皆様も長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。次回の会議は、9月下旬を予定しています。詳細につきましては、後日メールにて御連絡いたします。よろしくお願ひいたします。

3 閉会

事務局：以上をもちまして、第5回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

第5回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時：令和7年（2025年）8月19日（火）

午後2時から午後4時まで

場 所：つくば市消防庁舎3階 多目的ホール

1 開会

2 議事

- (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について
- (2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について

3 閉会

配布資料

資料番号	資料名
資料1	つくば市教育振興基本計画施策体系（第3期・第4期）
資料2	第4期つくば市教育振興基本計画（素案）
資料3	第4期つくば市教育振興基本計画策定に係る小中学生を対象としたアンケート調査の実施について
参考資料	第4回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会会議録

第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿
(任期：令和6年(2024年)12月19日から令和8年(2026年)3月31日まで)

No.	選出区分	役職名	氏名	備考
1	(1) 学識経験者	筑波大学教授	樋口 直宏	
2	(1) 学識経験者	茨城大学名誉教授	正保 春彦	
3	(2) 保護者	つくば市PTA連絡協議会顧問	森田 修司	
4	(3) 学校長	学園の森義務教育学校長	永井 英夫	
5	(3) 学校長	並木小学校長	大村 千博	
6	(4) 幼稚園長	島名幼稚園長	富田 昌生	
7	(5) 教育委員	つくば市教育委員	和泉 なおこ	
8	(6) 市民	—	肥後 範行	
9	(6) 市民	—	西村 結美	
10	(6) 市民	—	中郡 奈々	

つくば市教育振興基本計画施策体系（第3期・第4期）

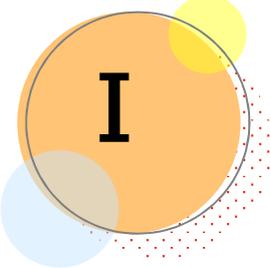
「第3期つくば市教育振興基本計画」の施策体系				「第4期つくば市教育振興基本計画」の施策体系（案）				
基本理念	基本目標	基本方針	施策	基本理念	基本目標	基本方針	施策	
夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現	基本目標1 幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	1 未来をひらく力を育む	1 個別・双方向の学びの推進	夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現	基本目標1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	1 未来をひらく力を育む	1 個別・双方向による多面的な学びの推進	
			2 幼児教育の充実				2 幼児教育・遊びの充実	
			3 学校外の学びの充実				3 学校外の学びの充実	
		2 豊かな心と健やかな体を育む	1 豊かな心の育成				2 互いを認め合い、だれもが輝く学びを推進する	1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障
			2 健やかな体の育成					2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援
			3 学びの場の感染症対策の徹底					3 家庭への支援の充実
		3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する	1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進				3 豊かな心と健やかな体を育む	1 豊かな心の育成
			2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援					2 健やかな体の育成
			3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進					
	基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する	4 学び続ける教職員を支援する	1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援	4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する	1 教職員への支援体制の充実			
			2 教職員の「働き方改革」の推進		2 教職員の「働き方改革」の推進			
		5 「学び」を保障する学校環境を整備する	1 学校施設・教育用備品等の充実	5 「学び」を保障する学校環境を整備する	1 学校施設・教育用備品等の充実			
2 学校の安全体制の確立			2 学校の安全体制の確立					
3 学校等の適正配置			3 学校等の適正配置					
4 学校給食の充実			4 学校給食の充実					
6 ICTを活用した教育を推進する		1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実	6 ICTを活用した学びを推進する	1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実				
	2 ICT教育環境の充実	2 ICT教育環境の充実						
7 「学び」を支える施設を整備する	1 図書館サービスの充実	7 「学び」を支える機会を広げる	1 図書館サービスの充実					
	2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備		2 誰もが学べる社会教育・生涯学習の推進					
基本目標3 地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する	8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	1 つくばの特性をいかした学びの推進	8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	1 つくばの特性をいかした学びの推進				
		2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実		2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実				
9 「学び」を支える協働体制を充実する	9 「学び」を支える協働体制を充実する	1 社会全体で支える子どもたちの学び	9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する	1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実				
		2 家庭への支援の充実		2 地域と連携した活動の充実				

第4期つくば市教育振興基本計画（素案）

つくば市教育委員会

【対象期間】

令和8年度（2026年度）から
令和12年度（2030年度）まで



I

教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和3年（2021年）3月に、令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とした「第3期つくば市教育振興基本計画」を策定し、「夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現」を基本理念に掲げ、各人の違いが受容され、人と人とがつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成してきました。

この間、人口減少や少子・高齢化、グローバル化の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展等、社会情勢が急速に変化する中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴といえる事態が発生しました。

また、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをつめる「ウェルビーイング（Well-being）」という考え方が重視されてきています。

そのような中、子どもたちの「生きる力」をさらに伸ばし、社会の急速な変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが重要になっています。

また、いじめ・不登校など課題を抱える子どもたちへの支援、部活動改革、学校における働き方改革、施設の老朽化への対応などの課題に対応した施策の展開が求められています。

こうした社会の急速な変化や課題への対応が求められる中、令和7年度（2025年度）で「第3期つくば市教育振興基本計画」の期間が終了することから、国及び茨城県の教育振興基本計画に定める基本的な方向性を踏まえつつ、社会情勢の変化、本市のこれまでの取り組み状況や課題等を踏まえ、令和8年度（2026年度）以降の5年間で取り組むべき施策の方向性を明らかにする「第4期つくば市教育振興基本計画」を策定します。

2 国の動向

第4期教育振興基本計画の閣議決定

(令和5年(2023年)6月16日 閣議決定)

令和5年(2023年)6月に中央教育審議会の答申に基づき、教育基本法第17条に基づく「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

総括的な基本方針・コンセプトとして、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。また、総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めています。

- ・グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ・教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ・計画の実効性確保のための基盤整備・対話

3 県の動向

茨城県では、令和元年(2019年)8月に、茨城県総合計画の教育、学術及び文化に関する部分をもって茨城県教育大綱としています。

また、令和4年(2022年)3月に、茨城県総合計画の教育に関する部分をいばらき教育プランとして位置付けています。

4 市の動向

つくば市では、令和2年(2020年)3月に、つくば市の教育の根幹となるつくば市教育大綱を策定しました。

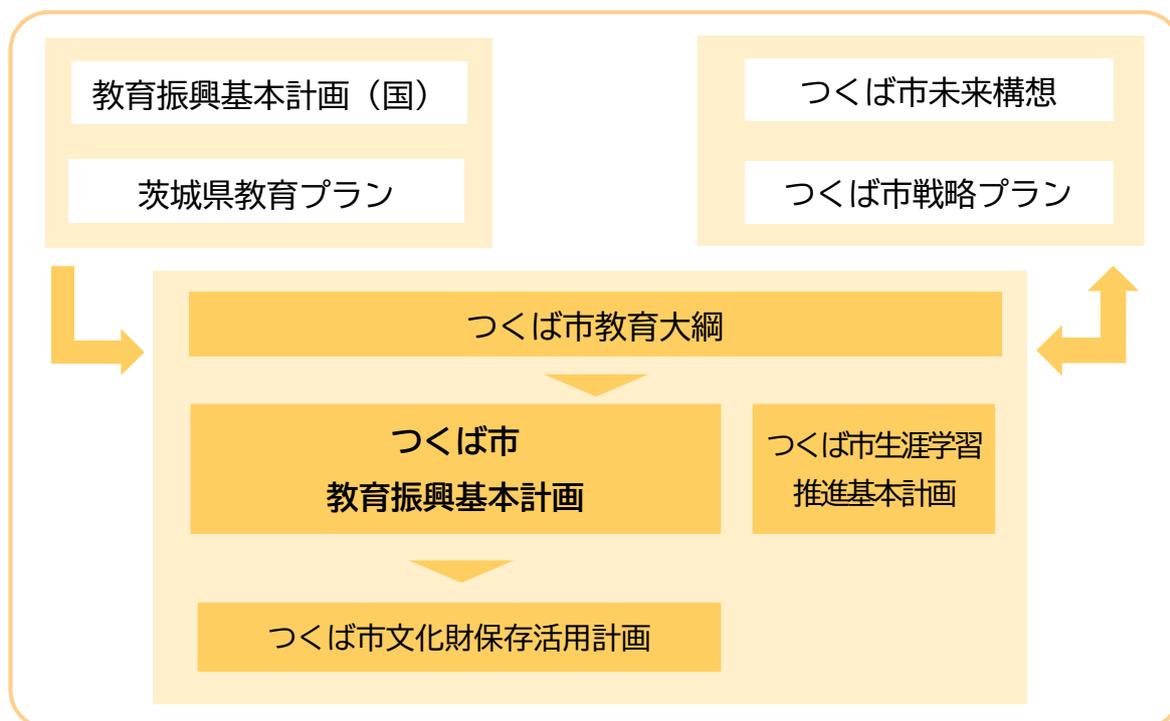
教育大綱では、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標としており、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される環境のもと、一人ひとりが自己実現し、社会力が育つことを目指し、つくばで目指す考え方の転換として以下の3つの柱を掲げています。

- ・「教え」から「学び」へ
一斉・一方向教育から個別・双方向の学びへ
- ・「管理」から「自己決定」へ
受動から能動へ
- ・「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ
知識偏重の教育から全人教育へ

5 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の第4期教育振興基本計画（令和5年（2023年）6月16日閣議決定）を参酌し、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。

また、本計画は、つくば市の目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」と、その実現のための「第3期つくば市戦略プラン」及び令和2年（2020年）3月に策定された「つくば市教育大綱」との整合性を確保し、策定するものです。



6 計画の対象

本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の視点に基づき、広く市民を対象とします。

7 計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

計画期間

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
つくば市 未来構想	未来構想								
	第2期戦略プラン		第3期戦略プラン					次期 戦略プラン	
教育大綱	つくば市教育大綱		つくば市教育大綱						
教育振興 基本計画	前期計画			第4期つくば市教育振興基本計画					

II

つくばが目指す教育

1 計画の基本理念・目標

(1) 基本理念

「つくば市教育大綱」では、本市教育が目指す最上位の目標を、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」としています。

この目標の達成に向けて本計画の基本理念は、第3期つくば市教育振興基本計画の理念を引き継ぎ『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』とし、各人の違いが受容され、人と人がつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成します。

【 基本理念 】

夢に向かってよりよい未来をひらく
「学び」の実現

(2) 基本目標

上記基本理念を踏まえ、本計画における基本目標を下記のとおり設定します。

基本目標1

共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本目標2

「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本目標3

地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

2 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本方針]

[施策]

夢に向かってよりよい未来をひらく

「学び」の実現

基本目標1
共に幸せな人生を送るために
一人ひとりの「学び」を大切に
する

基本目標2
「学び」の多様性に対応する場
と機会を整える

基本目標3
地域と共に学び合い育ち合う
教育を推進する

1 未来をひらく
力を育む

2 互いを認め合い、
誰もが輝く
学びを推進する

3 豊かな心と
健やかな体を育む

4 教職員が安心して
学び・働き続けら
れる環境を
整備する

5 「学び」を保障す
る学校環境を
整備する

6 ICTを活用した
学びを推進する

7 「学び」を支える
機会を広げる

8 つくばらしさを
いかした「学び」
を推進する

9 社会全体で大人も
子どもも共に育つ
学びを推進する

- 1 個別・双方向による多面的な学びの推進
- 2 幼児教育・遊びの充実
- 3 学校外の学びの充実

- 1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障
- 2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援
- 3 家庭への支援の充実

- 1 豊かな心の育成
- 2 健やかな体の育成

- 1 教職員への支援体制の充実
- 2 教職員の「働き方改革」の推進

- 1 学校施設・教育用備品等の充実
- 2 学校の安全体制の確立
- 3 学校等の適正配置
- 4 学校給食の充実

- 1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実
- 2 ICT教育環境の充実

- 1 図書館サービスの充実
- 2 誰もが学べる社会教育・生涯学習の推進

- 1 つくばの特性をいかした学びの推進
- 2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実

- 1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実
- 2 地域と連携した活動の充実

つくば市の教育が目指す「一人ひとりが幸せな人生を送ること」の実現に向けて、前ページの3つの基本目標の推進に、学校・家庭・地域が連携・協働し、豊かな学びを提供することで、社会全体で未来を担う子どもの成長を支えていきます。

一人ひとりが幸せな人生を送ること



Ⅲ

施策の展開

基本目標1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本方針1 未来をひらく力を育む

施策1 個別・双方向による多面的な学びの推進

【 施策の方向性 】

つくば市では、近代公教育が抱えてきた課題を踏まえ、これまでの「教え」から「学び」へと考え方の転換を図るとともに、「管理（受動）」から「自己決定（能動）」への教育を展開することで、一斉・一方向ではない個別・双方向の学びを目指します。さらに、「認知能力偏重」から「非認知能力※の再認識」へと考え方を転換し、知識偏重の教育ではなく、全人教育※を目指します。

問いから始める授業など魅力ある授業の展開に努めるとともに、つくばスタイル科などを中心に取り組んでいる新しい時代に対応した教育についてもより一層充実させます。

さらに、学校ごとに異なる状況やニーズに応じて、それぞれの学校に合わせた支援を取り入れることで、より効果的な学びの環境を整えます。

また、当市では小中一貫教育の実施を図り、学びの連続性と多様な異学年交流を実現させてきました。今後も、9年間の教育内容の系統性と連続性及び異学年交流の機会を確保し、各学校の特性をいかした学びの在り方を尊重しつつ、質の高い教育を実践します。

※非認知能力：「IQ（知能指数）」のように数値化できる能力を指す「認知能力」に対して、「やる気」、「リーダーシップ力」、「協調性」など数値で測れない能力のこと。

※全人教育：人間が持つ諸資質を、全面的かつ調和的に育成しようとする教育のこと。

【 主な取組 】

- ◆ 問いから始める学びの充実
- ◆ 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現
- ◆ 非認知能力を意識した教育の推進
- ◆ つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進
- ◆ 小中一貫教育の推進
- ◆ 小規模特認校の設置

◆ 問いから始める学びの充実

主な担当課等：学び推進課

子どもたちが新しい時代をよりよく生きる力を育むために、教えられた知識を覚えるだけでなく、子どもたち自身の中からわき上がってきた疑問を大切に、子ども主体の創造的な授業を展開します。そこで、つくば市では次のような授業の転換を目指します。

① 学習課題（子どもに問いかけ、引き出す）

示された学習課題にそって学ぶ授業から、問題や資料から子ども自身が考え、解決すべき学習課題を決定していく授業へと構成の変化を図ります。子どもたちが、学習課題を自分自身の課題としてとらえることができるようにすることで、主体的な学びにつなげます。

② 対話（考えを交流させる）

一人ひとりの考えを、お互いに交流させることで、深い学びにつなげます。

授業の中で、自分の考えをしっかりと持てるよう時間を確保すると同時に、場の設定を工夫することで、子どもたちが多様な考えを交流できるようにします。教員は、グループで話し合った意見を、全体の場へつなぐことで、子どもたちを深い学びへ導きます。

③ 振り返り（メタ認知※を促す）

自分の学びを自覚することで、学び意欲を向上させます。1時間や1単元の学びについての振り返りの時間を確保し、学習活動の過程や思考を振り返ることで、子どもが自分自身の学びや課題、進捗状況を確認・評価し、身についた力を認識する、いわゆるメタ認知を促します。また、振り返りを行うことで、学習改善につなげるとともに、自己肯定感を高め、学習意欲を向上させます。これらのための授業改善を、学校訪問や研修を通して、積極的に進めていきます。

※メタ認知：自分の思考や行動を客観的な視点から把握し、認識・評価する力。

メタは「高次」を意味する。

◆ 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現

主な担当課等：学び推進課

これからの学校教育には、子どもたち一人ひとりの特性や学習進度などに応じた指導及び学習活動の機会の提供により、一人ひとりの意欲を高め、主体的な学習を引き出す個別最適な学びと、児童生徒同士による学び合いや、地域など多様な他者との関わり合いから生まれる協働的な学びの特性をいかすことにより、全ての子どもたちの可能性を引き出すことが求められます。

子ども一人ひとりに寄り添うことのできる学習環境を取り入れ、個別最適な学びの実現を図ります。そのために、高学年における教科担任制※、小規模校におけるティーム・ティーチング※などの教員配置、「インタラクティブスタディ※」による一人ひとりの学習履歴を活用した個別支援などを行います。さらに、対話や協働の場面を設定することで、子どもたちが多様な価値観に触れ、創造的に思考し、自身の答えにたどり着くことのできる協働的な学びの実現を図ります。

これらの学びの実現のために、つくば市では40年以上前からICTを活用した質の高い授業を展開することで、より良い学びを実現してきました。また、課題解決学習モデルとして「つくば7C学習※」を教育活動にいかし、ICTを活用した7つの資質能力の育成

を目指しています。今後もICT機器を積極的、効果的に活用し、子どもたちの可能性を引き出していきます。

学校における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るためには、授業改善が欠かせません。学校の個別の課題やニーズに合わせて、指導主事等が学校訪問や授業づくり伴走支援を行うことで、授業改善につながる教員個々の授業力の向上や学校組織全体の活性化、教育行政と学校現場の連携強化など多層的な効果を目指します。また、こうした取組の効果を把握するため、「幸せな学校づくりアンケート」を市内全児童生徒に実施し、分析結果を各学校にフィードバックすることで、児童生徒のより豊かな学びを創造していきます。

※教科担任制：つくば市の小中一貫教育で5学年以上に実施している教科ごとの担任制度。

※チーム・ティーチング：授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力して一人ひとりの子どもおよび集団指導の展開を図り、責任を持つ指導方法および形態。

※インタラクティブスタディ：家庭等からインターネットを使って学習できるeラーニングシステム。

※つくば7C学習：従来のICT教育の「C」が意味する「Communication」だけではなく、「C」に7つの意味を持たせたものです。7C学習の7Cとは、Cooperation（協働力）・Communication（コミュニケーション力）・Critical thinking（批判的思考力）・Computational thinking（プログラミング的思考）・Comprehension（知識・理解力）・Creativity（創造力）・Citizenship（市民性（社会力））を指します。

◆ 非認知能力を意識した教育の推進

主な担当課等：学び推進課

子どもたちの社会力を育むためには、認知能力だけでなく、非認知能力の果たす役割が大きくなると考えられます。

非認知能力は、子どもたちの発達段階に応じて高めていくことが大切であり、幼児期では遊びを通して、協調性やコミュニケーション力、主体性の基礎を養います。この基礎の上で、初等中等期では、各教科や特別活動など学校教育全体を通して自己肯定感を高め、主体的な課題への挑戦や、他人を思い、規範意識を持った行動から、他者への信頼感や自己有用感が実感できる教育に取り組みます。

◆ つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進

主な担当課等：総合教育研究所

（つくば21世紀型能力の育成）

発信型プロジェクト学習である「つくばスタイル科※」では、市の有する教育資源を活用し、7つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）について、学びのステップIn（課題を見つける）・About（情報を集める）・For（何ができるか考え、発信する）による学習を展開し、「つくば21世紀型能力」の育成を図ります。

※つくばスタイル科：平成24年度（2012年度）、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け創設した、つくば市ならではの9年間を貫く次世代型カリキュラム。7つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）をもとに3つのステップ（In-About-

For) で構成された発信型プロジェクト学習を行い、次世代型スキルを育成する。

◆ 小中一貫教育の推進

主な担当課等：学び推進課

当市では、「子供の成長の連続性の保証」を実現すべく市内全学校で小中一貫教育を実施しています。中学校区を単位として学園を形成し、義務教育9年間を系統的に行うことで、発達段階に応じた切れ目のない教育を目指します。また、多様な異学年交流を行うことで他者とかがわる力を高めます。さらに、発達段階を考慮し、教科担任制を導入するとともに、専門性をいかした小学校への中学校教員の乗り入れ授業など、質の高い授業づくりを行います。

義務教育卒業までを系統的に捉え、校種間接続の問題解決のため、幼・保・小中義務・高が連携した教育活動が実施できるよう、接続プログラムの充実に努めます。

◆ 小規模特認校の設置

主な担当課等：学務課、学び推進課

当市では、小規模校の特色を活かした質の高い教育を提供し、多様な教育機会を創出するために、令和8年度より谷田部南小学校、栗原小学校を小規模特認校として設置します。これらの学校では、つくば市教育大綱の理念と共通するイェナプラン教育の考え方を参考に「子どもが自ら問いを立て、探究する学び」や「異学年学習による社会性の育成」を重視した教育活動を展開し、児童一人ひとりの探究心や主体性を育てていきます。

施策2 幼児教育・遊びの充実

【 施策の方向性 】

幼児期は「非認知能力」を育む重要な時期であり、遊びの中での自己表現や挑戦、そこから得られる自己肯定感などが、将来の学びにつながることから、子どもが周囲の人々から見守られる中で、日々、楽しく、安心して過ごし、そこでの遊びや生活などの直接的・具体的な体験を通じて生涯にわたる人間形成の基礎を養う幼児教育の充実を目指します。

また、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進を図るとともに、社会全体で子どもの育ちの場を支えるという考えから、幼稚園、認定こども園、保育所等の幼児教育施設・家庭・地域が連携して教育力の向上を目指します。

つくば市教育大綱をはじめとしたつくばの教育の理念を各関係者が共通に理解し、それぞれの特性をいかし補完し支え合う関係性を構築しながら、対話と協働による連携を図ります。

【 主な取組 】

- ◆ 多様な経験につながる豊かな遊びの推進
- ◆ 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進
- ◆ 幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上

◆ 多様な経験につながる豊かな遊びの推進

主な担当課等：学び推進課

幼児自らがやりたい遊びに取り組み、友達と夢中になって遊ぶ中で、挑戦したり試行錯誤したり、時には悔しさや葛藤などを味わったりできるよう、保育者は、日々子どもたちの様子をしっかりと把握し、発達段階や興味、関心を適切に理解して、子どもたちが遊び込めるような環境づくりを進めます。

子どもの自主性や創造性を尊重し、子どもたちの自発的な遊び込みを中心とした幼児教育を展開することで、非認知能力を高め、好奇心や探求心、集中力、想像力、コミュニケーション能力、困難を乗り越える力、最後までやり抜く力などを養います。

◆ 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進

主な担当課等：学び推進課

幼児教育施設ではアプローチカリキュラム※を、小学校ではスタートカリキュラム※を着実に実行するとともに、これらを生かしながら幼児教育と小学校教育の学びと育ちの連続性により重点を置き、幼児教育施設と小学校が共通の理念をもって作成する架け橋カリキュラムについての検討を進め、その接続性の向上に努めます。

幼稚園教育要領（平成29年3月31日文科省告示第62号）で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※を、幼児教育施設、小学校双方が十分に理解し、この姿を方向目標として幼児教育施設での保育を実施し、小学校以降の教育ではその姿を意識して学びに向かう力の育成を図ることで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進します。

※アプローチカリキュラム：就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前（5歳児の10月～3月）のカリキュラム。

※スタートカリキュラム：小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。

※幼児期の終わりまでに育ってほしい姿：健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現

◆ 幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上 主な担当課等：学び推進課

子どもたちの健やかな育ちを支えるため、子どもたちを見守り育てる大人たちの連携・協働を推し進めます。研修会を開催するなどして、教育大綱の理念を共有しつつ、幼児教育施設・家庭・地域の連携による教育力の向上を目指します。

施策3 学校外の学びの充実

【 施策の方向性 】

当市では、「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へと考え方の転換を図るとともに、全人教育を目指し、学校はもとより、学校外での学びが果たす役割を再認識し、その充実に努めます。学校外の多様な体験が非認知能力の育成につながることを踏まえた取組を推進します。

多様な文化、質の高い芸術、豊かな自然、高度な科学技術などつくばの恵まれた環境をいかし、実物や実体験を通して学ぶことにより、子どもの好奇心を刺激し、子どもが持っている興味を広げ、掘り下げるなど、創造性と革新性を促す教育を推進します。

【 主な取組 】

- ◆ 実体験を大切にする学びの充実
- ◆ 非認知能力を高める学びの充実

◆ 実体験を大切にする学びの充実 主な担当課等：生涯学習推進課

子どもたちが未来へ飛躍できる能力や意欲を育むためには、つくばの恵まれた環境をいかした実体験を通じた学びが大切です。当市では、子どもたちの実体験の場として中学生や高校生が参画する青少年体験学習事業によって地域交流・多世代間交流事業の充実を図ります。さらに、子どもたちの好奇心を刺激し、子どもたちが持っている興味を広げる自然体験事業（キャンプ、自然観察など）、生活体験事業（料理体験、宿泊体験など）、伝統文化の継承事業（しめ縄づくり、太鼓の演奏体験など）、科学・工作体験活動など、地域における諸団体が主体となって行う活動の充実が図れるよう支援します。

◆ 非認知能力を高める学びの充実 主な担当課等：学び推進課、生涯学習推進課

非認知能力を高めるために、学校外の学びも大切であり、学校では、職業体験学習やまち探検学習等を行い、地域や他者との関わりや様々な分野の体験活動の充実を図っていますが、保護者に対しては家庭教育学級などを活用しその重要性について周知を図ります。

今後は、家庭教育学級の活用をより一層推進し、保護者が非認知能力の重要性を深く理解できるよう、社会教育指導員がファシリテーターとなるワークショップを拡充していきます。保護者等の集まりがある場に社会教育指導員が出向き、家庭教育及び家庭教育学級について直接説明を行うことで、より深い理解へとつなげることを目指します。

基本方針2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する

施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障

【 施策の方向性 】

共生社会とは、社会を構成する誰もがお互いの人格や個性を尊重し支え合い、それぞれの多様性を認め合える社会のことです。子どもの権利の保障や福祉の視点を重視しつつ、国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしに関わらず、すべての子どもが共に学び、育ち合うインクルーシブ教育を推進していきます。

合理的配慮に基づいた支援や工夫をし、「誰もが分かる」ユニバーサルデザイン授業を実施することや、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うことを通して、それぞれの違いや個性を認め合える心を育み、様々な形で社会に参加できる人を育てます。

併せて、日本語の理解が十分でない帰国・外国人児童生徒への支援を適切に行います。

さらに、共生社会について市民の理解を深めるために、権利の保障や福祉の視点を重要な位置付けとして強化し、人権尊重の啓発・教育活動を充実させていきます。

【 主な取組 】

- ◆ 子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成
- ◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と交流及び共同学習の充実
- ◆ 帰国・外国人児童生徒への支援
- ◆ 市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

◆ 子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成

主な担当課等：学び推進課

共生社会の形成に向けて、豊かな人間性が醸成され、子どもたちがともに学び、ともに育つことのできる教育環境を整えます。

幼児教育では、遊びの中で子どもが多様な他者とふれ合い、一緒に活動する楽しさを味わう体験を数多く重ねます。その中で、互いの持ち味やよさを認めることができるよう援助することにより、人と関わる力の基礎を培います。

それを受けて、学校教育では、教育活動全体を通して、相手の話を否定せずに聴いたり、自分と異なる考え方を尊重したりする風土を大切に、思いやり、感謝、相互理解、寛容の心を育てていきます。

◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と交流及び共同学習の充実

主な担当課等：学び推進課、特別支援教育推進室

「みんなが幸せになる特別支援教育」を目指し、全教職員で特別支援教育に取り組みます。一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の理解を深めるために研修を

行い、教職員の密な連携により、学校全体で支援体制を構築します。また、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている子どもたちがいることを前提に、学習環境や授業をユニバーサルデザイン化するとともに、地域の特別支援学校や外部の専門家と連携した支援方法の検討やICTの活用を含む合理的配慮の提供を行います。

様々な心身の特性や考え方をもつ子どもたちがふれ合い、共に活動することにより、経験を広め、社会性を養えるよう、通常の学級と特別支援学級との間の交流及び共同学習を推進します。そして、特別支援学校に通う子どもたちとの相互理解の場として、特別支援学校が実施する「居住地校との間の交流及び共同学習」「学校間における交流及び共同学習」を支援します。

◆ 帰国・外国人児童生徒への支援

主な担当課等：学び推進課

日本語指導担当教員、日本語学習支援員（会計年度任用職員）及び日本語学習支援ボランティア（地域協力者）が、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かい指導を実施します。

また、児童生徒の学校生活を豊かなものにするために、日本語指導担当教員及び日本語学習支援員が、学級担任などと連携し、適切な支援を行います。

◆ 市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

主な担当課等：生涯学習推進課

家庭教育学級・出前講座など市民への人権尊重の啓発・教育活動を通じて、私たち一人ひとりが人権を自分自身に関わる身近な問題としてとらえ、気づき、考え、行動する、人権が尊重されるまちを目指します。また、障害者のための生涯学習講座などの実施を通して、誰もが生涯を通じて学習に取り組むことができるようにします。

施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

【 施策の方向性 】

教育上の不安を抱える児童生徒や保護者に対し、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどによる教育相談体制の充実に加え、校内フリースクールの設置などにより、不登校児童生徒の居場所づくりを強化します。

また、平成28年（2016年）に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の充実や個に応じたきめ細かな支援の推進を目指していきます。

【 主な取組 】

- ◆ 保護者の抱える教育上の悩みへの対応
- ◆ いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

◆ 保護者の抱える教育上の悩みへの対応

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

教育相談センターでは、教育上の不安や悩み、心配事を抱える保護者に対し、専門の教育相談員による電話や対面による相談事業を実施します。また、学び推進課では学校教育指導員を配置し、保護者の相談を聞き取り、ケースによっては、その悩みを学校に伝え保護者と学校間の課題解決を支援するなど、保護者にとって相談しやすい体制の充実を図っていきます。

学校においては、心理的専門家であるスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校などの未然防止及び早期発見を図るため、児童生徒だけでなく保護者に対しても相談業務を行っていきます。

◆ いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

教育相談センターでは、いじめや不登校などの相談事業に加えて、学校生活相談員による学校生活支援推進事業など、教育上生じる様々な問題について援助、指導を行っています。その他、教育支援センター「つくしの広場」及び「ひだまり広場」を運営し、学校、家庭、関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の自立への指導助言を組織的に実施し、不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。

いじめ問題については、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた技能の習得や、いじめに対する具体的な対応方法についての研修内容の充実を図ります。これにより教職員の理解を深め、教育相談センターと学校が連携し、いじめ防止と根絶に取り組みます。

また、児童生徒が学校や家庭での生活の中で抱えている様々な問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の置かれた環境に働きかけた支援を実施していきます。

さらに、不登校児童生徒が安心して通える居場所を確保し、個に応じた様々なきめ細かな支援を行うため、専任職員を配置した校内フリースクールを全ての市立学校に設置するとともに、民間の不登校児童生徒支援施設を利用する家庭への補助制度を導入するなど、児童生徒の学習環境や居場所の選択肢を増やすことで、子どもたちの社会的自立に向けた支援の充実を図っていきます。

施策3 家庭への支援の充実

【 施策の方向性 】

当市が目指す学びを実現するために、家庭における学習環境の充実を図ります。インターネットの活用により自宅での効果的な学習を可能とする学校家庭学習支援システム「インタラクティブスタディ」や、地域の人材を活用した「つくば未来塾」を通じて、家庭における学習支援を強化します。

加えて、地域に根差した質の高い学習チューターを確保し、学校や生徒との信頼関係を構築することで、より安定した学習環境を提供します。また、貧困家庭の子どもへの支援を充実させることが不可欠であり、社会の変化として相対的貧困率の上昇を考慮した支援策を推進します。

さらに、放課後の学習支援を行うことで、家庭での学習が難しい児童生徒への学びの機会を広げます。同時に、スクールソーシャルワーカーの配置や福祉分野との連携を強化し、教育と福祉が連携して包括的に支援します。

【 主な取組 】

- ◆ 放課後等の学習支援の充実
- ◆ スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化

◆ 放課後等の学習支援の充実 主な担当課等：総合教育研究所、生涯学習推進課

学校や家庭でインターネットを使って授業の予習や復習を自分のペースで学習できる「インタラクティブスタディ」や、地域人材をいかし生徒の基礎学力・学習意欲の向上と学習習慣の定着を目指す「つくば未来塾」などにより、放課後や夏季休業などの学習支援の充実を図ります。

◆ スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

社会環境の変化に伴い、課題が複雑・多様化している中、スクールソーシャルワーカーが、児童生徒の家庭を支援します。家庭訪問などの相談活動を実施し、必要に応じて家庭と学校・地域社会との橋渡しを行いながら、積極的に児童生徒や保護者のケアを行います。チーム制にしてスクールソーシャルワーカー同士が相談しやすい環境を整えたり、スーパーバイザーによる研修の機会を設定したりすることにより、スクールソーシャルワーカーの資質向上及びサポート強化を図ります。

また、福祉的ニーズを抱える子どもをよりよく支援できるよう民生委員、児童委員や福祉の関係機関などと連携するなど、教育と福祉が連携を図りながら、家庭それぞれの課題の解決や教育の機会均等などに向けて、子どもの学びを切れ目なく支援します。

基本方針3 豊かな心と健やかな体を育む

施策1 豊かな心の育成

【 施策の方向性 】

児童生徒の発達段階に応じた道徳教育と人権教育を推進します。教育の目的を単なる知識の詰め込みにとどめず、「心の基礎体力※」や「人間関係を築く力」など、より広い視野で捉えることが求められています。そのため、ボランティア活動などを通して、豊かな情操と道徳心を培うことを目指し、情操教育を充実させるほか、芸術鑑賞会などの芸術文化活動を展開します。

また、中央図書館と学校図書館との連携による読書活動を推進するとともに、学校間で貸出数や利用者数に差がある現状を踏まえ、より効果的で実践的な読書活動の取組を進めます。

いじめ問題については、全ての児童生徒に関わる問題と捉え、「つくば市いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域・行政・関係機関が密接に連携し防止策を展開していきます。また、教職員のいじめ問題に関する理解を深めるため、継続的な研修を実施します。

※心の基礎体力：心の基礎体力（MIKSY）とは、他者との関係を築くための5つの能力を指します。

M（見る）：相手をよく見る力

I（言う）：相手に言葉で自分の気持ちを伝える力

K（聞く）：相手の話を聞く力

S（する）：言葉以外で自分の気持ちを表現する力

Y（読む）：相手の気持ちや場の空気を察する

【 主な取組 】

- ◆ 道徳教育の推進
- ◆ 人権教育の推進
- ◆ 情操教育の推進
- ◆ 芸術文化活動の推進
- ◆ 読書活動の推進
- ◆ いじめを防止する取組の充実

◆ 道徳教育の推進

主な担当課等：学び推進課

特別の教科である道徳の時間を中心に、道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度などの道徳性の育成を目指し、学校の教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。児童生徒の発達段階に応じ、道徳的な課題を一人ひとりが自分自身の問題と捉え、どのように解決していくかということ自ら考え、他者との議論を通して多面的・多角的に考えることで、自己の生き方についての考えを深めることができますようにします。

◆ 人権教育の推進

主な担当課等：学び推進課、教育総務課

各教科、道徳の授業、つくばスタイル科、特別活動などにおいて、児童生徒それぞれの発達段階に応じ、一人ひとりを大切にする人権意識を醸成する教育を推進します。学校及び地域の実態を踏まえ、人権フォーラムや人権集会の実施などを通じて人権教育の推進を図ります。

◆ 情操教育の推進

主な担当課等：学び推進課

ボランティア活動や自然体験活動などの奉仕活動・体験活動の推進や、あいさつ運動などを通じて、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うことを目指します。

◆ 芸術文化活動の推進

主な担当課等：教育総務課

外部の団体や、地域で活動する人々の協力を得ながら、児童生徒が優れた芸術文化に触れる機会を提供します。質の高い芸術文化に触れる体験を通して、児童生徒の感性や創造力、自己表現力といった非認知能力の向上を目指します。

◆ 読書活動の推進

主な担当課等：学び推進課、中央図書館

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。学校図書館においては、全ての学校に学校司書（会計年度任用職員）を配置し、司書教諭等と連携して様々な図書、視聴覚資料、その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存するとともに、本を読むことの楽しさを教えることで、児童生徒の読書活動を推進します。また、中央図書館と連携して学校訪問ブックトークや自動車図書館事業を実施することで児童生徒がより多くの図書に触れられるようにします。

◆ いじめを防止する取組の充実

主な担当課等：学び推進課

道徳の授業、特別活動などにおいて、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決力等の育成に重点を置き、児童生徒同士が尊重しあい、助け合える人間関係づくりに努めるとともに、児童生徒を主体としたいじめ防止フォーラムなど、いじめについて考える取組を行い、いじめの未然防止に努めます。また、教科担任制や相互乗入授業などにより、教員の子どもたちへの見守りと関わりを強化し、状況の把握を行うことで、いじめ見逃しゼロを目指し、早期発見と的確な対応に努めていきます。

施策2 健やかな体の育成

【 施策の方向性 】

健康や運動について、定期健康診断や体力・運動能力調査などの結果をいかしながら、学校の教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。食育の充実を図り、児童生徒の健全な食生活を実現します。

防災教育や避難訓練などを実施し、家庭や地域と連携した安全教育の充実と推進を図ります。

また、部活動の適正運営により、生徒の心身の健全な育成を目指します。併せて、少子化等により、部活動が学校単位で活動することが難しくなっていることから、部活動自体の在り方を見直すとともに、これまで部活動が担っていた活動を地域に展開することで、持続可能な生徒のスポーツ・芸術文化活動環境を構築していきます。

【 主な取組 】

- ◆ 保健学習・食育の充実
- ◆ 安全教育の充実と防災教育の推進
- ◆ 学校保健の充実
- ◆ 部活動改革と部活動地域展開

◆ 保健学習・食育の充実

主な担当課等：学び推進課、健康教育課

運動や健康について、児童生徒の発達段階を考慮しながら、学校の教育活動全体を通じた指導を行います。心の健康、薬物乱用、性に関する問題などについても指導を充実させます。

また、毎日の給食をはじめとして児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、心身の健全な発達に資するため、食育を推進します。

◆ 安全教育の充実と防災教育の推進

主な担当課等：学び推進課、教育総務課

児童生徒が健康・安全で活力ある生活を送るため、発達段階に応じた生活安全や交通安全の教育を行い、自己管理能力を育成します。また、[危機管理マニュアルの更新](#)や家庭と地域が連携した避難訓練を始め、学校防災手帳の作成やつくばスタイル科の授業を通じて、平時の防災意識向上を図るとともに、災害時の判断力や危機回避能力を育成します。

◆ 学校保健の充実

主な担当課等：健康教育課

児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校医などを配置し、定期健康診断等を計画的に実施します。

また、プール、飲料水の水質、換気、採光、照明等の学校環境衛生検査を実施し、環境衛生の維持管理を行います。

さらに、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表等で構成する学校保健委員会を中心として児童生徒及び教職員の健康管理等の学校保健活動を推進します。

◆ 部活動改革と部活動地域展開

主な担当課等：学び推進課、教育総務課

令和元年（2019年）8月に策定した「つくば市部活動の運営方針」に基づき、部活動を適正に運営することで、生徒の心身の健全な育成を目指します。

また、顧問教員の代わりに単独で部活動の指導・引率などを行うことができ、専門的な技能を有する部活動指導員を配置し、部活動での指導体制の充実を図るとともに、地域で活動するスポーツ・芸術文化活動団体などとの連携や、これまでの部活動を地域全体で支える活動として展開する効果的な方向性の検討も進め、部活動の地域展開を推進します。

さらに、全国大会、関東大会等へ出場した児童生徒を対象として、出場に係る経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒に広くスポーツ及び文化活動の機会を提供し、心身ともに健康で人間性豊かな児童生徒の育成を図ります。

基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本方針4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する

施策1 教職員への支援体制の充実

【 施策の方向性 】

教員の役割は、教え込みを中心とするティーチングから、問いを投げかけ主体性を引き出すコーチングへとシフトしています。そのためのカリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む「学び続ける教職員」への支援を行います。

当市では、教育大綱の理念を体現するために、市独自の研修を実施し、教職員一人ひとりの資質と指導力の向上を図ります。

また、学び推進課・総合教育研究所・教育相談センターに配置した指導主事の助言や、各種研修講座などを通じて、各学校の教育目標の達成や教職員の人材育成、学校組織の活性化を目指します。

一方で、教員のメンタルヘルスや職場風土の改善も重要な課題であり、安心して職務に専念できるよう職場環境の改善を進めるとともに、健康管理やメンタルヘルスケアを含む支援体制の充実を図ります。

【 主な取組 】

- ◆ 教職員研修の充実
- ◆ 教職員の人材育成と学校組織の活性化
- ◆ 教職員のメンタルヘルスケアの充実

◆ 教職員研修の充実

主な担当課等：総合教育研究所

当市独自の研修を実施し、「教え」から「学び」への転換を図るため、教員が児童生徒に最適解を指し示すのではなく、児童生徒自身の力で自分なりの答えを導き出せるよう、児童生徒と教員と一緒に考えていく授業を目指した各教科などの指導法研修を構築します。特にプログラミング学習や生成AIと向き合う学び等、新時代における先端技術・教育ビッグデータを効果的に活用した学びのあり方についての研修を充実させます。

また、対面・集合型研修とオンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）、訪問研修などの効果的な研修体制の構築に取り組めます。

◆ 教職員の人材育成と学校組織の活性化

主な担当課等：学び推進課

つくば市教育目標や学園教育目標をベンチマークとし、教職員一人ひとりの資質能力と指導力の向上を図りながら、現状にとらわれず問い続けることのできる教職員の育成を促すなど人材育成に努めます。

また、学校組織マネジメント力向上のためのプログラムを構築し、外部の有識者と連携しながら、管理職やミドルリーダーの研修を行い、学校組織の活性化を図ります。

◆ 教職員のメンタルヘルスケアの充実

主な担当課等：教育総務課、健康教育課、教育相談センター

セルフケアの促進、管理監督職員によるケアの充実、業務の縮減・効率化、相談体制の充実、良好な職場環境・雰囲気醸成などの取組により、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができる環境を整備します。

また、教職員のストレスチェックを実施し、必要に応じて産業医を活用したり、教育相談センターにおいて教職員の相談窓口を設けたりすることで、教職員のメンタルヘルスケアの充実を図ります。

施策2 教職員の「働き方改革」の推進

【 施策の方向性 】

当市の児童生徒への質の高い教育を実現するためには、教職員の働き方改革を行うことが不可欠です。働き方改革により業務の分量や比重を変えることは、教職員が教育に工夫を凝らし、児童生徒一人ひとりに向き合う時間を確保し、質の高い教育の基礎となる人間性や創造力を高めることにもつながります。

また、教職員の業務負担を軽減し、働きやすい労働環境を整えることが重要です。教育現場における持続可能な働き方の実現につながり、教職員が本来の力を発揮できる職場環境を構築します。

学校が、教職員以外の多様な主体が支える持続可能な勤務環境に変わることによって、さらに働きがいがあり、本来の能力を発揮できる職場となります。児童生徒の豊かな学びの実現を目指し、令和元年度（2019年度）に策定した「教員の働き方改革に関する実行計画」及び令和3年度（2021年度）に策定した「第2期教員の働き方改革に関する実行計画」に基づき、業務負担の見直しと職場環境の改善を両軸とした取組を今後も着実に進めていきます。

【 主な取組 】

- ◆ 教員の業務の適正化及び負担軽減
- ◆ サポートスタッフの充実
- ◆ 校務の効率化の推進

◆ 教員の業務の適正化及び負担軽減

主な担当課等：教育総務課、学び推進課

必ずしも教員が担う必要のない業務や教員の負担軽減が可能な業務について、学校や教員以外の主体への積極的な移行を継続して検討していきます。大学やNPO、部活動指導員、地域スポーツ・芸術文化団体などの外部人材との連携を強化し、教職員の業務の削減を図り、教育の質の向上を目指します。

◆ サポートスタッフの充実 主な担当課等：学び推進課、教育総務課、教育相談センター

教職員の「働き方改革」推進のため、様々な分野において専門性を持つサポートスタッフの配置・活用を図ります。

具体的には、授業の実施・補助を行うことができる外国語指導助手（ALT）や非常勤講師、教員業務の補助を行うことができる学校サポーターなどの人材の適正な配置や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校生活相談員などの児童生徒や保護者の悩みに専門的に対応できる人材の活用の充実を図ります。

◆ 校務の効率化の推進 主な担当課等：総合教育研究所、教育総務課

校務支援システムの導入や校務のデジタル化、生成AIの利活用により、校務の効率化を推進します。教職員の業務負担を軽減することで、児童生徒と接する時間や授業準備の時間を確保し、より質の高い学びの実践へとつなげます。

また、学校全体の情報基盤を一元管理及び共有することで、効率的な仕事ができ、質の高い学校運営に労力を注げるようにします。

さらに、学校事務の共同実施、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理の更なる効率化及び質の向上を図ります。

基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する

施策1 学校施設の改修及び教育用備品等の充実

【 施策の方向性 】

学校等の教育環境の向上を図るため、児童生徒数の増加や施設の老朽化等を考慮しながら、計画的な整備及び管理を行っていきます。

【 主な取組 】

- ◆ 学校施設の計画的な整備及び施設の管理
- ◆ 教材及び管理備品の計画的な整備

◆ 学校施設の計画的な整備及び施設の管理 主な担当課等：教育施設課

児童生徒数の増加に対応するために、各学校の児童生徒数の推移を関係課などと連携を図りながら的確に把握し、増築校舎の建設や建替えなど学校施設の計画的な整備を進めます。各学校施設の管理については、法令を遵守するとともに、児童生徒の安心安全を第一に考え適切に行います。

施設の老朽が顕著な学校について、トイレや屋根・外壁、各種設備の大規模改修などを計画的に実施するとともに、法令による点検及び維持管理点検を確実に実施し、安全安心な教育環境を確保します。

また、学校施設の長寿命化に向けて計画的に改修を行うことで、より長く学校施設を使い続けられるようにするとともに、学校施設のバリアフリー化や体育館等への空調設備の設置を進めることで、児童生徒の教育環境の向上を図ります。

◆ 教材及び管理備品の計画的な整備 主な担当課等：教育施設課

各学校における教材備品や管理備品の計画的整備に対応すべく、学校からの要望をもとに備品の整備を進めます。また、各学校での児童生徒の増加に対応すべく、学校や関係部署との連携を図り、教育上必要な備品の整備を進めます。

施策2 学校の安全体制の確立

【 施策の方向性 】

保護者・学校・地域・行政が協力し、社会全体で子どもの育ちの場を支える観点から、各主体が連携して防犯、防災体制の充実を図り、学校の安全体制の確立につなげます。

さらに、避難訓練や引き渡し訓練を始め、学校防災推進委員会の開催を通じて最新の情報を共有・更新し、実効性のある安全対策を維持していきます。

また、通学路交通安全プログラム等を通じて、日常の通学における安全確保にも継続的に取り組みます。

加えて、感染症の拡大を防止するための取組を継続していきます。

【 主な取組 】

- ◆ 防犯、防災体制の充実
- ◆ 通学の安全確保
- ◆ 感染症対策の充実

◆ 防犯、防災体制の充実

主な担当課等：学び推進課、教育総務課

関係機関や地域の防災ボランティアなどとの連携を強化し、児童生徒の防犯、防災体制の充実に努めます。

また、学校防災推進委員会を開催し、関係部署との連携を強化するとともに、学校で実施する学校防災連絡会議や、避難訓練・引き渡し訓練を通して、学校・地域・家庭の継続的な関係を強化することで、災害時の連携体制の確立及び学校防災力の強化を図ります。

◆ 通学の安全確保

主な担当課等：学務課

通学路安全推進会議において、通学路交通安全プログラムを基に、教育委員会、学校、PTA、警察・国・県・市それぞれの道路管理者などが合同で危険箇所の点検を行い、通学路のハード面の整備を進めるとともに、交通安全などのソフト面の充実を図り、通学の安全確保に努めます。

◆ 感染症対策の充実

主な担当課等：健康教育課

感染症対策として、手指用消毒液、小児用マスク、グローブ等の衛生医療用消耗品を購入し、計画的に各学校へ配布します。これらの物資を活用することで、児童生徒や教職員の感染リスクを低減し、安全かつ衛生的な教育環境を維持していきます。

また、健康観察アプリを活用し、児童生徒の検温結果や出欠連絡を学校ごとに集約することで、迅速かつ的確な体調管理を行い、感染症の早期発見と拡大防止に努めていきます。

施策3 学校等の適正配置

【 施策の方向性 】

地域の実情に応じた学校等の適正配置を検討するにあたっては、地域ごとに異なる課題に丁寧に向き合い、地域住民との合意形成を図りながら慎重に進めていきます。

【 主な取組 】

- ◆ 学校等の適正配置の推進

◆ 学校等の適正配置の推進

主な担当課等：学務課

社会要因の変化による園児数・児童生徒数の推移状況を的確に把握するとともに、「つくば市学校等適正配置計画・指針」に基づき、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圏など地域の特性や、通学距離の拡大及び通学時間の増大に伴う児童生徒の負担軽減や安全性確保に留意し、地域住民との合意形成を図りながら学校などの適正配置を推進します。

なお、通学区域の設定や一部変更を行うに当たっては、関連する学校の保護者代表、地域の代表者、学識経験者などで構成される「つくば市学区審議会」を開催します。学区審議会答申後は、地域住民を対象に住民説明会を開催し、答申案についての意見・要望などを伺い、さらに教育局で協議し、教育委員会で審議の上、決定します。

施策4 学校給食の充実

【 施策の方向性 】

地場産物を学校給食に積極的に活用し、食育と地域経済の振興につなげます。

また、次世代を担う子どもたちに安全、安心な給食を提供するとともに、環境への配慮や生産者への感謝の気持ちを養うことを目的に、学校給食における有機農産物の活用拡大を推進します。

これらの農産物を学校給食で活用するに当たっては、安定的な供給体制を構築するための農産物の確保が不可欠であるため、新規生産者の拡大や、給食レストランでの加工品開発を検討していきます。

【 主な取組 】

- ◆ 安全・安心な学校給食の提供
- ◆ 地場産物・有機農産物の活用
- ◆ 学校給食施設の整備

◆ 安全・安心な学校給食の提供

主な担当課等：健康教育課

安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食の栄養管理及び食育推進を図ることで、児童生徒の心身の健全な発達を後押しします。

また、各給食センターにおける衛生管理や施設の維持管理の徹底を図るとともに、学校給食に係る食物アレルギーに対応するため、「つくば市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」などに基づいた取組を徹底します。

◆ 地場産物・有機農産物の活用

主な担当課等：健康教育課

「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき、地場産物を積極的に活用した食材選定を進め、「つくば地産地消の日献立」を提供する等、学校給食への地場産物の活用を推進していきます。

また、学校給食における有機米や有機野菜の活用を進めるとともに、「つくばのオーガニ

ック給食デー」を実施し、有機農産物への理解を深めます。

◆ 学校給食施設の整備

主な担当課等：健康教育課

市の給食施設のさらなる向上を目指すことを目的に、給食食材における地場産物の利用拡大とフードロスの対策に寄与する貯蔵庫及び加工施設、新たなコミュニティの場となり得る市民に向けた給食レストラン機能、学校ランチルームとして機能等を備えた複合的給食施設を整備します。

また、筑波学校給食センターにアレルギー食対応室を整備し、市内全ての給食センターにおいてアレルギー除去食を提供できる体制を整えます。

基本方針6 ICTを活用した学びを推進する

施策1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実

【 施策の方向性 】

「GIGAスクール構想第2期」の方針のもとで更新・整備された1人1台端末及び高速ネットワーク、クラウド環境を基盤としたインフラを活用し、教育の充実を図ります。

また、クラウド型教育グループウェアやソフトウェア等を活用して、データの利活用による個別最適な学びやシームレスな学びの充実を図ります。

【 主な取組 】

- ◆ GIGAスクール構想第2期の推進
- ◆ 個別最適な学びを目指したICT活用の推進
- ◆ シームレスな学びの推進

◆ GIGAスクール構想第2期の推進 主な担当課等：総合教育研究所

「GIGAスクール構想第2期」の1人1台端末の更新・整備、より高速なネットワークやクラウド運用の整備や、必要なソフトウェアの導入を行い、いつでもどこでもICTを活用した学びを可能にします。この環境を生かし、一人ひとりの興味・関心や特性に合わせた探究的な学びを推進します。

◆ 個別最適な学びを目指したICT活用の推進 主な担当課等：総合教育研究所

クラウド型協働学習グループウェアやソフトウェア等の活用履歴が、端末に生活データや学習データとして自動的に蓄積されます。

児童生徒は、それらのデータを確認したり、データから生活や学習を振り返って新たな目標を考えたりして、自己認知やキャリア形成にいかします。また、教員は、生活の様子などのデータや、学習履歴・活動状況などのデータを活用し、多様な児童生徒をより深く理解し、一人ひとりの教育的ニーズや学習の習熟度に合った適切な支援に役立てます。

◆ シームレスな学びの推進 主な担当課等：総合教育研究所

クラウド型教育グループウェアを活用することで児童生徒が課題について考え、書き込んだ意見が学校にいても家庭にいても、学級の児童生徒はもちろん、他校の児童生徒と意見を交換することができるようになり、学校の垣根を超えた協働学習が可能になります。

また、高速ネットワークやクラウド環境の整備拡大やアプリケーションの導入により、校内フリースクールにしながら所属学級の授業を受けられるようにしていきます。さらに、病気療養中の児童生徒や特別な配慮を要する児童生徒も、オンラインで学習支援や教育相談が行えるようにしていきます。このように、誰一人とり残すことなく、児童生徒が学びたいときに学びたい内容を切れ目なく学ぶことができるシームレスな学びを進めます。

施策2 ICT教育環境の充実

【 施策の方向性 】

1人1台端末を効果的に活用するために、高速ネットワークのさらなる増強を計画的に行います。また、クラウド型協働学習グループウェア、個別最適化学習支援システム「インタラクティブスタディ」、電子掲示板等のICT環境の整備に加え、プログラミングや生成AIなど新たな技術を活用できるICT教育環境の充実を計画的に進めます。特に、生成AIについては、生成AIとの向き合い方やよりよい活用方法について検討を進め、活用事例に関する資料の更新を行い、学習内容の高度化や多様化を図っていきます。

【 主な取組 】

- ◆ ICT環境の計画的な整備
- ◆ ICT活用を支援する人的配置
- ◆ ICT教育に関するコンテンツや研修の充実

◆ ICT環境の計画的な整備 主な担当課等：総合教育研究所

「GIGAスクール構想第2期」に伴う環境整備とともに、その他、学習の充実に必要なICT環境の整備を推進します。

具体的には、ハード面では、市内全小・中・義務教育学校普通教室への電子黒板完全配備、学習者用端末全児童生徒1人1台配備、高速大容量インターネット環境の増強や校務におけるクラウド環境の構築を、ソフト面では、クラウド型協働学習グループウェア、個別最適化学習支援システム、プログラミング教材、電子図書、学習者用デジタル教科書、生成AI等を利用できる環境の整備を進めます。

◆ ICT活用を支援する人的配置 主な担当課等：総合教育研究所

各学校のICT環境の整備、整備後のクラウド環境やICT機器が円滑かつ効率的に運用できるように、学校ICT指導員やICT支援員の配置を進めます。

◆ ICT教育に関するコンテンツや研修の充実 主な担当課等：総合教育研究所

教員が安心してICTを活用した授業を行うことができるようにするために、プログラミングや生成AIの実践の事例集や必要な資料などのコンテンツの整備を進めます。

また、教員に対する研修については、スキルに応じた段階的な内容を準備するとともに、集合型、学校訪問型、オンライン型、オンデマンド型等、ニーズに応じて様々な形態で実施できるような体制を整えます。

基本方針7 「学び」を支える機会を広げる

施策1 図書館サービスの充実

【 施策の方向性 】

生涯学習の中心となる図書館の利用環境の維持・向上に努め、安全で利便性の高い図書館機能を提供します。

また、市民の知的好奇心を満たすため、公立図書館に求められる資料の質的充実による市民サービスの向上を図ります。

併せて、市民の「知る権利」を担保するため、いつでも、どこでも、誰でも図書館サービスを受けられるように整備していきます。

【 主な取組 】

- ◆ 安全で利便性の高い図書館サービスの提供
- ◆ 資料の質的充実による市民サービスの向上
- ◆ 図書館サービスの全域化

◆ 安全で利便性の高い図書館サービスの提供 主な担当課等：中央図書館

中央図書館のより快適な利用のためのリノベーションを行い、市民の憩いの場として滞在型図書館サービスを提供します。

また、図書館が多くの人にとって生涯学習の拠点となるよう、複合機能を持つ新たな図書館整備についての検討を進めます。

◆ 資料の質的充実による市民サービスの向上 主な担当課等：中央図書館

市民の知的好奇心を満たす教養・娯楽・趣味関連の図書に加えて、調査研究を目的とする要望に応えうる資料を収集・保存し、資料の質的充実を図ります。併せて、図書館職員の調査研究支援能力の向上を図り、市民サービスを拡充します。

さらに、電子図書館サービスの拡充にも取り組み、時間や場所にとらわれず、図書館に来館することが困難な方にも読書・学習に親しめる環境を整備します。

◆ 図書館サービスの全域化 主な担当課等：中央図書館

中央図書館と分室との一体的なサービスを充実させるとともに、閲覧所及び配本所、自動車図書館の整備、ブックポストの増設など地域の実情に応じた柔軟なサービスの提供を目指します。さらに、分室以外の交流センター図書室と連携することにより、図書館空白地帯をなくします。

施策2 誰もが学べる社会教育・生涯学習の推進

【 施策の方向性 】

市民の誰もが輝き、幸せな人生を送るために、生涯にわたり社会のあらゆる領域で自主的・自発的に学習活動を行うことができる生涯学習社会を目指します。

その実現に向けて、社会教育関連施設の老朽化が進んでいる現状を踏まえ、計画的な更新や改修を通じて教育環境の整備を推進します。

また、当市の長寿社会を創造するため、社会教育の振興とあわせて、子どもの健全な育成に向けた家庭教育の支援を充実させます。学校や青少年育成団体などと連携し、未来のつくば市を担う青少年が健やかにたくましく成長できる健全育成事業を展開します。

【 主な取組 】

- ◆ 生涯学習社会の推進
- ◆ 生涯学習のための集いの場の提供
- ◆ 社会教育の振興
- ◆ 家庭教育の支援
- ◆ 青少年の健全育成事業の充実

◆ 生涯学習社会の推進

主な担当課等：生涯学習推進課

市民一人ひとりが、自分らしく生きることのできる生涯学習社会の実現を目指し、生涯を通じて学ぶことのできる環境を整え、多様な学習機会を提供します。

また、生涯学習の成果をいかし、人と人、地域と地域などを有機的につなぎ、地域や社会の課題に挑戦することのできる人材の育成を図ります。具体的には、「第4次つくば市生涯学習推進基本計画」をもとに各事業を実施します。

◆ 生涯学習のための集いの場の提供

主な担当課等：生涯学習推進課、中央図書館

市民誰もが生涯学習の機会を享受できるよう、生涯学習のための集いの場を提供します。具体的には、社会教育関連施設の管理運営を通して生涯学習の振興及び文化の向上を目指すほか、企業向けの生涯学習講座の実施や若者のための居場所づくりの検討など、新たな生涯学習のための集いの場の提供を目指します。

さらに、特別教室や図書室等の学校施設について、学校教育に支障のない範囲において開放し市民の利用に供することで、生涯学習の場としての活用を図ります。

◆ 社会教育の振興

主な担当課等：生涯学習推進課

社会教育委員の助言や指導を元に市の社会教育施策を実施するとともに、社会教育主事及びこれを補佐する社会教育指導員を通じて、市の社会教育の振興・充実を図ります。また、学校や家庭以外での学びの場を広く提供することで、個人が社会生活を営む上で必要な知識や技術を必要に応じて学び続けることのできる環境づくりを目指します。

さらに、社会教育委員の視察や研修の機会を拡充することで、社会教育行政の活性化を図ります。また、諮問機関としての役割を強化し、より幅広い視点からの助言を得ることで、地域の社会教育施策の充実や課題解決に貢献します。

◆ 家庭教育の支援

主な担当課等：生涯学習推進課

保護者向けに家庭教育学級の開催支援をすることで、家庭教育への理解を深めてもらうとともに、保護者同士のつながりを強化します。また、家庭の教育力向上を図ることで、子どもたちの健やかな成長を促し、豊かな人間性を育みます。

近年、仕事を持つ保護者が増加していることから、家庭教育学級の運営において、PTA等組織から選出された家庭教育学級担当の役員の負担軽減が重要な課題となっています。そのため、各学級の実情に合わせ、従来の自主企画型に加え、社会教育指導員による提案型や学園単位での実施など、柔軟な運営方法を導入し、保護者が参加しやすい環境を整えます。また、開催曜日や時間帯を見直し、多様なライフスタイルに対応することで、より多くの保護者が学びに参加できる仕組みを構築します。

◆ 青少年の健全育成事業の充実

主な担当課等：生涯学習推進課

未来のつくば市を担う青少年が、健やかにたくましく成長できるように、学校や青少年育成団体と連携し、青少年の非行防止や青少年育成の各種事業を展開し、子どもたちの社会力や自己有用感を育み、青少年の健全育成事業に関する活動を広めます。

基本目標3 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

基本方針8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する

施策1 つくばの特性をいかした学びの推進

【 施策の方向性 】

当市には、科学技術に基づく多くの知的財産と、それを担う人材が集まっている「科学のまち」という特性があり、それらをいかした学びの推進を図ります。

世界でも有数の最先端科学技術都市「筑波研究学園都市」として、大学や企業、研究機関との連携を強化し、子どもたちが科学に触れる場を増やしていくことで、未来をひらいていく力を養成します。

また、当市には関東の名峰・筑波山をはじめ、市内を南北に走る桜川や小貝川などが存在しており、平成28年（2016年）には筑波山地域ジオパークが日本ジオパークに認定されました。子どもたちがつくばの伝統や文化を学び、自然や地域に親しむことで社会力とSDGsの視点を身につける施策を展開します。

あわせて、デジタル化や業務フローの見直しを通じ、教育の効率化と学びの深まりを両立させるコンテンツの充実を図ります。

【 主な取組 】

- ◆ 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進
- ◆ 豊かな自然・文化をいかした学びの推進

◆ 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進

主な担当課等：生涯学習推進課、学び推進課

最先端の研究・教育機関が集積する当市の特性をいかし、市内の大学・研究機関と連携することで、子どもたちの探究力を育むための教育を推進します。

子どもたちが、より先進的で高度な情報に触れられるよう、つくばちびっ子博士、つくば科学出前レクチャー、つくば科学フェスティバル、サイエンスキッズリーグなどの機会を提供します。

このような地域の力、行事をいかし、子どもが楽しく創造性を発揮できる問題解決学習を通じて、持続可能な社会の創り手としての力を育成するSTEAM※教育を推進します。

※STEAM：STEAMとは、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Arts（芸術）、Mathematics（数学）の頭文字をとったもの。

◆ 豊かな自然・文化をいかした学びの推進

主な担当課等：文化財課

身近にある豊かな自然の変化、その自然との関わりを通して、人と環境との関係性を学び、持続可能で環境にやさしい社会づくりについて考えを深めていく活動を推進します。

また、地域における歴史や文化、社会生活を総合的に学ぶ地域学習やつくばの特徴に関する探究学習を通して、ふるさとつくばに対する誇りや愛着を醸成し、社会力豊かな児童生徒の育成を図ります。

この取組をさらに充実させるために、市内学校の教師を対象とした研修を継続し、指導力の向上を図ります。また、地域学習や環境学習を支援するため、教材となりうる資料を作成し、ウェブページ等で手軽に入手できるようにすることで、より多くの教育現場で活用できる仕組みを整えます。

施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実

【 施策の方向性 】

当市内に数多く所在する歴史文化に関する学びの場の充実を目指します。

動画配信や体験型の学習機会を拡充することで、子どもたちが時間や場所を問わず歴史や文化に親しむことができる環境を整えます。

つくばスタイル科の大きな柱である歴史・文化教育の中で、文化財の調査、研究、保存、展示、活用に関する授業を展開し、つくばを再発見することで、児童生徒の郷土愛を育む取組を進めます。

また、郷土の歴史や文化への理解を深めることで、自身と異なる歴史や文化に立脚する人々との相互理解を図ることができる人材を育てます。

【 主な取組 】

- ◆ 文化財の保存活用の推進
- ◆ 伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

◆ 文化財の保存活用の推進

主な担当課等：文化財課

当市内の文化財を市民が知り、次世代に伝えていくため、文化財の現状や価値を正確に把握する調査事業、文化財を適切に後世に伝える保存事業、文化財を多くの方に知ってもらう活用事業を進めます。また、市民参加により事業間の連携強化や好循環を図る文化財サポーター事業など、つくば市民の力をいかした施策を充実させます。

近年、埋蔵文化財調査の業務量が増加し、民間事業者や市民生活への影響が顕著になるため、体制の強化により、円滑な事業運営を図ります。また、活用事業においても外部機関や団体への委託や連携を拡充し、市民参加の機会を増やすことで、文化財の継承と地域活性化をより効果的に推進します。

◆ 伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

主な担当課等：文化財課

郷土の伝統・文化を学び、郷土を愛する心を育むため、各教科の学習やつくばスタイル科などにおいて、伝統文化に関する学習を充実させるとともに、地域行事への参加、遺跡や文化財などの体験的活動を充実します。

また、小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館などの文化財展示施設及び市内にある各種指定等文化財を適正に維持管理するとともに、出前授業や体験講座、教材の提供などを通じて、伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会を充実させます。

加えて、ウェブページを活用し多様な学習ニーズに応えられる環境を整え、これらを入力として展示施設での実物の見学や体験的活動へと誘導し、より深い理解を促します。展示施設についても、安全で分かりやすい見学ができるよう、展示内容や設備の更新を継続的に行い、市民にとって身近な学びの場となるよう努めます。

基本方針9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する

施策1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実

【 施策の方向性 】

学校・家庭・地域・行政がつながり、協働しながら運営する学校づくりを目指します。市内全校において、コミュニティ・スクールの推進を図り、コミュニティ・スクール協議会を核として学校・家庭・地域・行政が協働する体制を整えます。これにより、学校運営に地域や保護者等が主体的に参画し、意見を反映できる仕組みを強化します。

学校・家庭・地域・行政が一体となり、コミュニケーションを活性化させることで、社会全体で子どもたちの学びを支える学校運営体制を構築します。

【 主な取組 】

- ◆ 学校・家庭・地域・行政の連携・協働
- ◆ 地域に対する情報発信の充実

◆ 学校・家庭・地域・行政の連携・協働

主な担当課等：生涯学習推進課、教育総務課

地域とともにある学校を目指し、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、それぞれがコミュニケーションを図りながら緩やかにつながり、一緒に協働する体制づくりを進め、児童生徒たちの豊かな成長を支えていきます。

教育活動やコミュニティ・スクールの運営については、教職員のみ依存することなく、地域住民が主体的に役割を担える仕組みを作ることで、持続可能な体制を築きます。

◆ 地域に対する情報発信の充実

主な担当課等：生涯学習推進課、教育総務課

コミュニティ・スクールの認知度向上を図るため、保護者や地域住民に対する周知活動を積極的に推進します。ホームページや区会回覧等の各種媒体を活用し、コミュニティ・スクールの目的や取組について広く周知します。また、コミュニティ・スクールに関する出前講座を活用してもらえよう、地域住民や学校に対し積極的に広報活動を行います。

これらの取組を通じて、地域住民がコミュニティ・スクールの意義を理解し、主体的に関わる意識を高めます。

また、情報媒体を利用し、地域に対する情報発信の充実を図るとともに、多様なスタイルで地域の声を聴く機会の創出を目指します。

施策2 地域と連携した活動の充実

【 施策の方向性 】

学校を地域の学びの拠点と位置づけ、地域資源を活用した双方向の学び合いを推進します。学校・家庭・地域・企業など幅広い主体との多様な協働の形を創出します。

さらに、地域スポーツクラブなど教育的資源の活用を進め、公と民が連携した体制を構築することで、子どもたちだけでなく地域住民も共に学び成長できる「学びの地域づくり」を実現します。また、既存の家庭教育学級に加えて新しい形態の家庭教育学級の開催を支援し、学校と家庭の連携をさらに深めます。

地域と学校の信頼関係の構築を図り、地域人材との連携を通じた教育活動の充実を目指します。

【 主な取組 】

- ◆ 地域資源の活用・育成
- ◆ 家庭や地域の教育力の向上

◆ **地域資源の活用・育成** 主な担当課等：生涯学習推進課、学び推進課、教育総務課

地域の資源と校区での学びのニーズを把握し、コーディネートする人材の育成を図ります。また、学園やコミュニティ・スクール協議会委員に対する研修や情報提供を積極的に行い、好事例の共有を図ることで、地域と学校が一体となった教育活動の充実を促進します。このような支援をとおし、地域と学校が対等な立場で連携・協働して行う地域学校協働活動の活性化を図ります。

さらに、コミュニティ・スクール協議会での話し合いを具現化するために、学校の実情に応じた多様な活動を支援します。

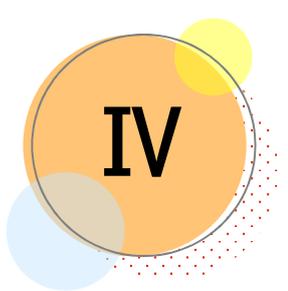
地域のスポーツ団体や大学などから専門性の高い人材を小学校に派遣し、専門的見地をいかして指導をサポートすることで、児童の健やかな体などの育成を図ります。部活動では、部活動指導員などでの外部人材の活用、部活動の地域展開では、地域スポーツ・芸術文化団体などとの連携を進め、地域全体で生徒の活動を支えることを目指します。

◆ **家庭や地域の教育力の向上** 主な担当課等：生涯学習推進課

幼稚園、小・中・義務教育学校の保護者向けに家庭教育学級を開催することで、児童生徒の健全な成長を後押しする家庭の教育力の向上と活性化を図ります。

学校教育と密接な関係を持つ家庭と地域の教育力の向上により、社会全体で子どもたちの成長を促す体制を強化します。

家庭教育学級への参加が難しい働く保護者にむけて、職場での家庭教育学級などの新たな学びの場を拡充していきます。



IV

計画の推進

1 計画の推進体制

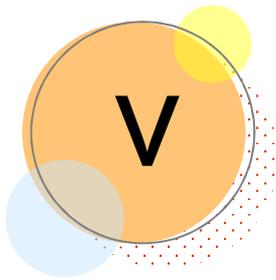
本計画を着実に推進するためには、各所管課のみならず、国・県の関係機関をはじめ、学校、家庭、地域など関係するあらゆる主体との連携が不可欠となります。

『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』に向けて、各関係者に対して、本計画の趣旨等を周知し、本計画への理解を働きかけるとともに、情報・課題の共有を図りながら事業の展開を進めていきます。

2 計画の進行管理

本計画に基づき実施される事業の進捗状況については、PDCAサイクルを回し、定期的に検証を行うとともに、外部の有識者の視点を取り入れながら点検・評価を通じて、効果的かつ効率的な教育行政の推進を図ります。

さらに、点検・評価の結果は報告書として取りまとめ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、議会への提出及び公表を行うことで、市民に対する説明責任を果たすこととします。

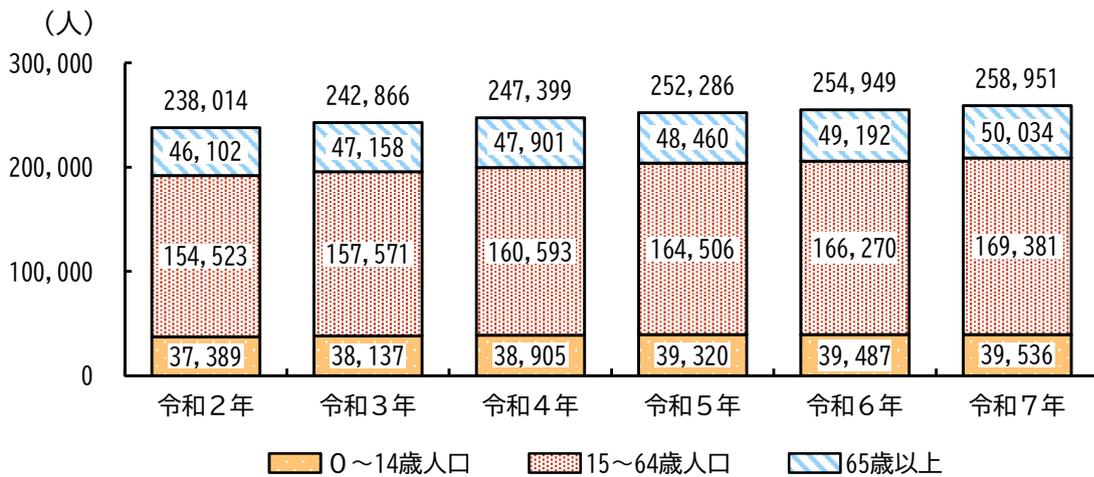


つくば市の教育の状況 (各種統計データ)

1 人口の推移

つくば市の総人口は、令和7年では、258,951人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、すべての年齢区分で年々増加しており、令和7年では、年少人口（0～14歳）が39,536人、生産年齢人口（15～64歳）が169,381人、老年人口（65歳以上）が50,034人となっています。

人口の推移

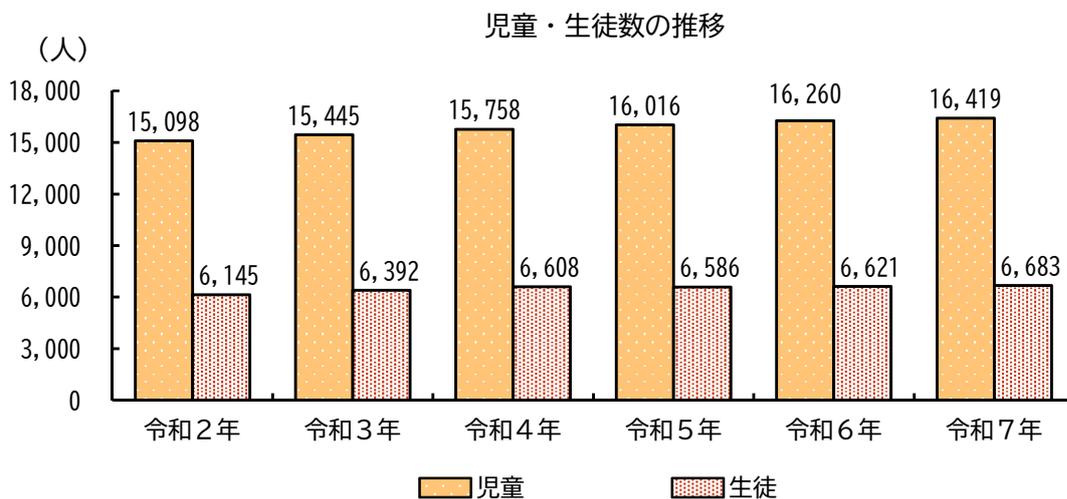


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

2 学校教育の状況

令和7年5月1日現在、小学校では、16,419人の児童が在学しており、中学校では、6,683人の生徒が在学しています。

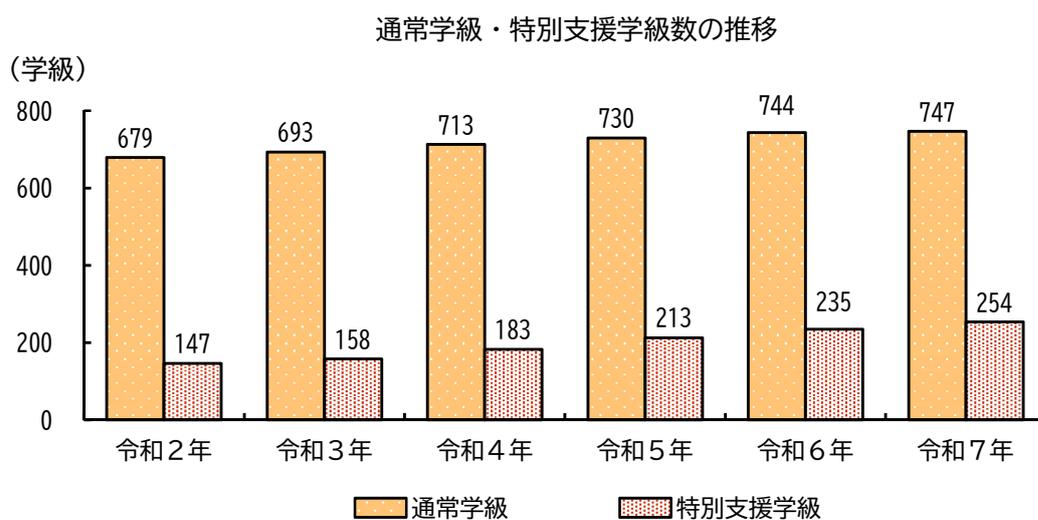
小学校児童数は増加しており、中学校生徒数も増加傾向にあります。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

3 学級数の推移

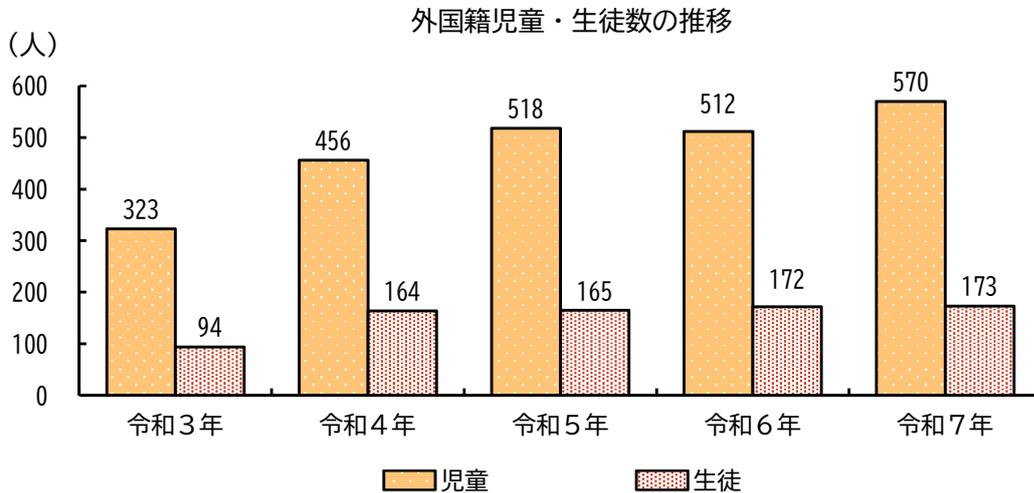
通常学級数・特別支援学級数は、令和2年以降増加しており、令和7年で通常学級は747学級、特別支援学級は254学級となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

4 外国籍児童数・生徒数の推移

外国籍児童数・生徒数は、令和3年以降増加傾向にあり、令和7年で児童数は570人、生徒数は173人となっています。

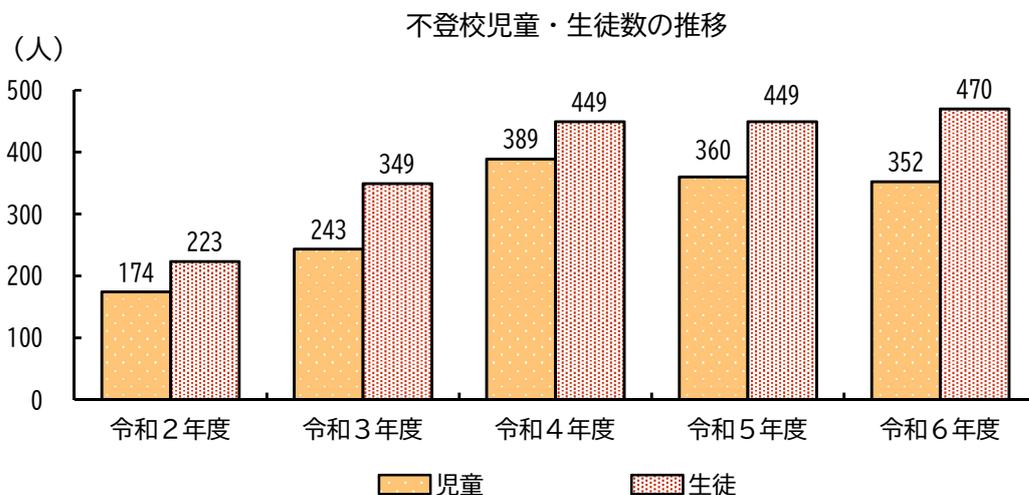


資料：帰国及び外国人幼児・児童生徒在籍状況等の調査（各年5月1日現在）

5 配慮を必要とする児童・生徒の状況

① 不登校児童・生徒数の推移

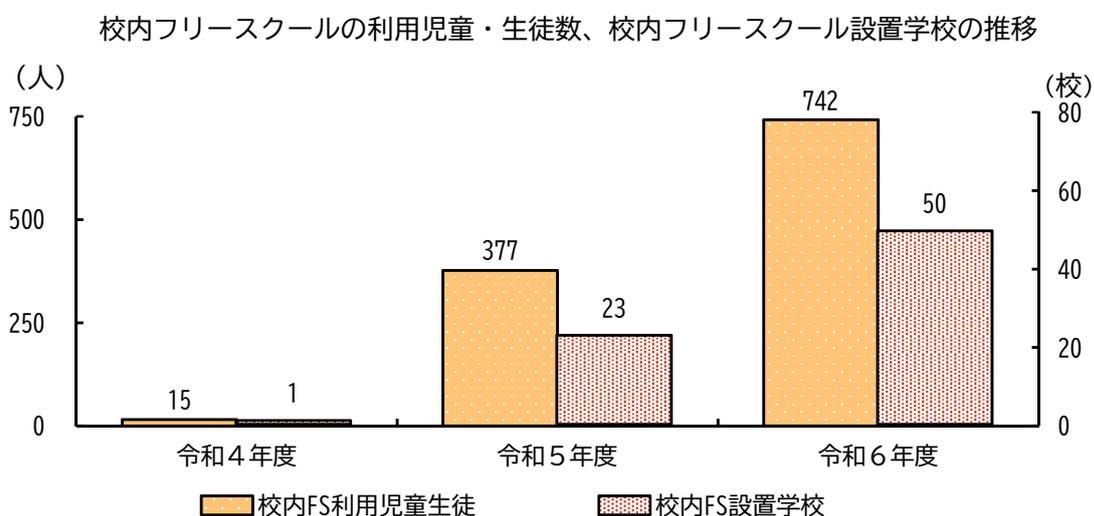
不登校児童数は令和2年度から増加傾向にありましたが、令和4年度以降減少しています。一方、不登校生徒数は、令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度には470人となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

② 校内フリースクールの利用児童・生徒数、校内フリースクール設置学校数の推移

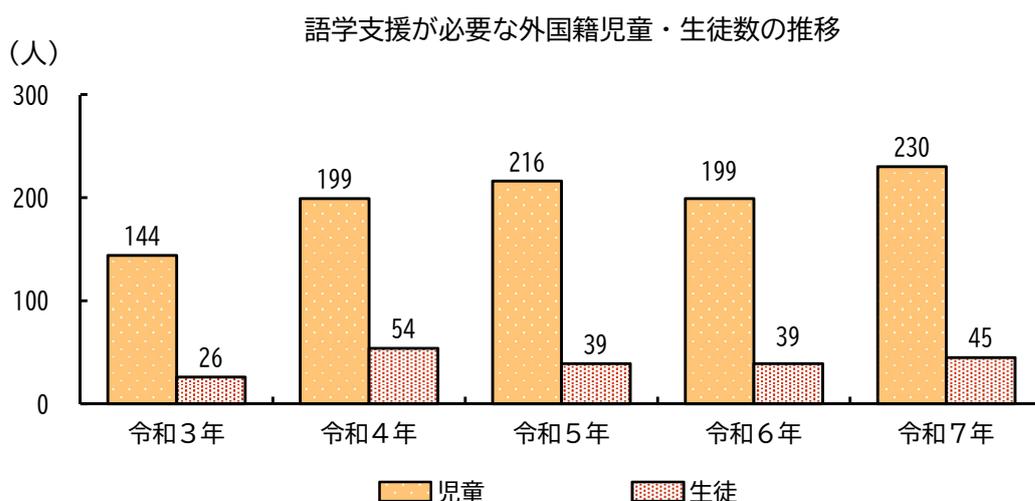
令和4年度以降、校内フリースクール設置学校は増加しており、令和6年度で50校となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

③ 語学支援が必要な外国籍児童・生徒数の推移

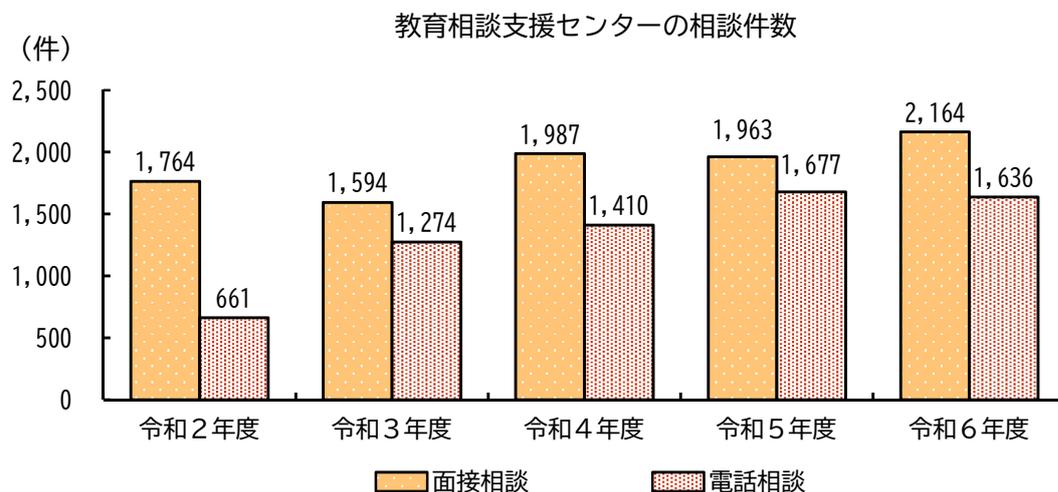
語学支援が必要な児童・生徒数の推移をみると、令和3年以降増加傾向にあり、令和7年で、児童は230人、生徒は45人となっています。



資料：帰国及び外国人幼児・児童生徒在籍状況等の調査（各年5月1日現在）

6 教育相談センターの相談件数

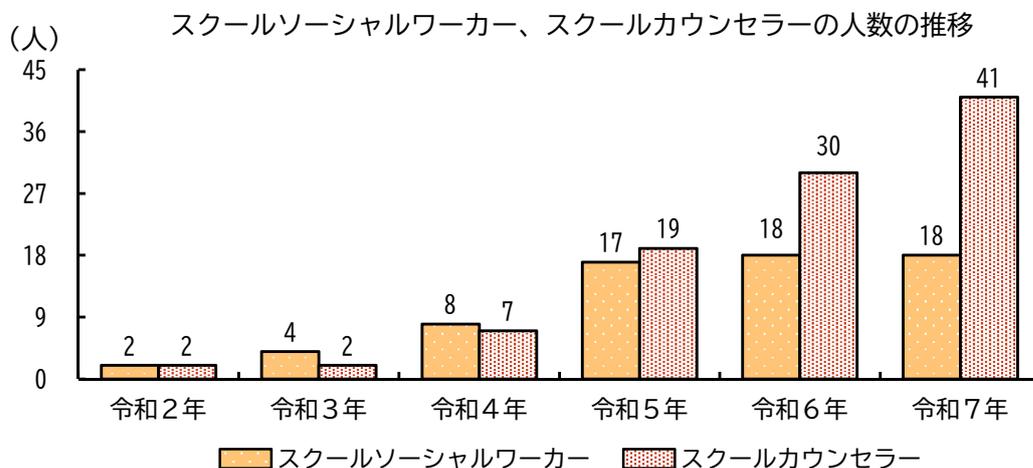
教育相談センターの相談件数の推移をみると、面接相談は令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度で2,164件となっています。電話相談は令和2年度以降増加しており、令和6年度で1,636件となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

7 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの人数の推移

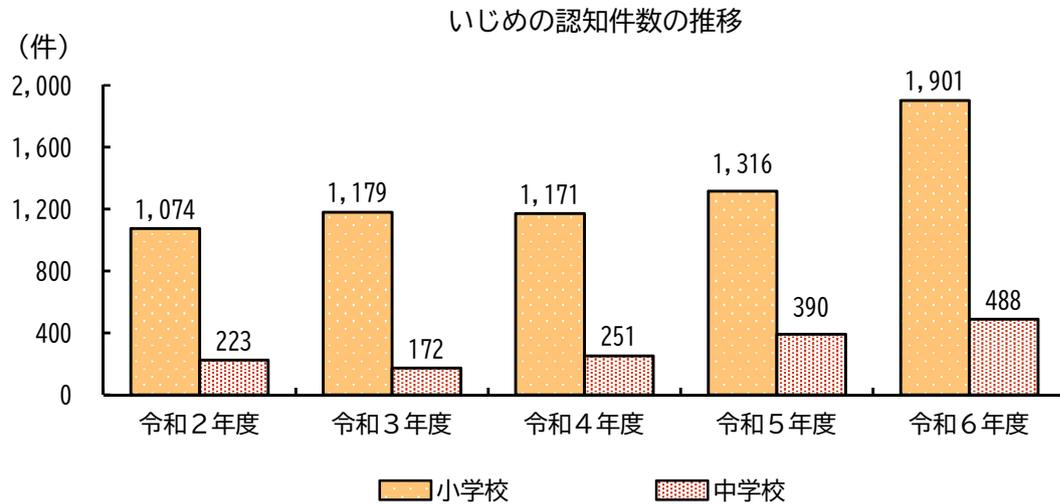
スクールソーシャルワーカーの人数の推移をみると、令和2年以降増加しており、令和7年で、スクールソーシャルワーカーは18人、スクールカウンセラーは41人となっています。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

8 いじめの認知件数の推移

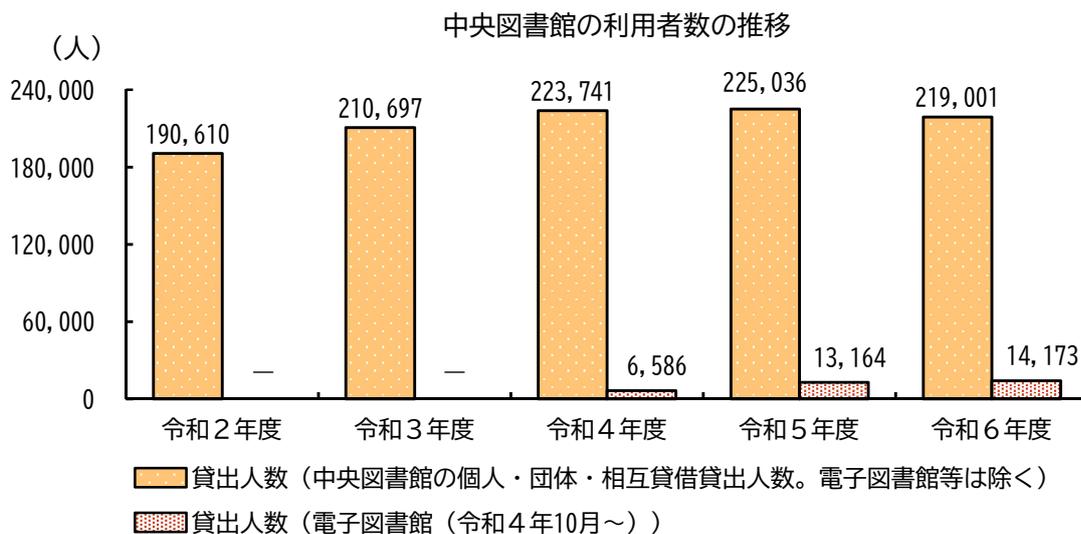
いじめの認知件数の推移をみると、小学校、中学校ともに増加傾向にあり、令和6年度で、小学校では1,901件、中学校では488件となっています。



資料：いじめ認知件数等報告（各年度末現在）

9 中央図書館の利用状況の推移

中央図書館の利用者数の推移をみると、令和2年度以降増加しており、電子図書館を除く貸出人数は、令和6年度で219,001人となっています。令和4年10月から開始した電子図書館の貸出人数は、令和6年度には14,173人となっています。



※ 電子図書館の貸出人数には、学校利用（令和6年度から実施）を含まない。
資料：つくば市立中央図書館発行『つくば市の図書館概要』（各年度末現在）

第4期つくば市教育振興基本計画策定に係る小中学生を対象としたアンケート調査の実施について

1 目的

第4期つくば市教育振興基本計画の策定に当たり、子供の意見を聴取し、計画に反映するため、市内の小中学生を対象としたアンケート調査を実施する。

2 実施概要（案）

(1) 実施期間

令和7年(2025年)11月10日(月)から
令和7年(2025年)12月10日(水)まで
※パブリックコメントと同期間とする。

(2) 対象者

つくば市内の小中学生

(3) 回答方法

オンラインアンケート

(4) 周知方法

広報つくば、市公式X、つくスマを活用するとともに、校長会等を通じて各学校へ周知依頼を行う。

3 設問構成（案）

(1) 学校名（選択式）

(2) 学年（1～2年生／3～4年生／5～6年生／7～9年生）

(3) 学校生活や勉強について、大切にしたいことやこれから取り組んでみたいこと（基本方針1～9のうち、3個までを選択）

※基本方針1～9の表現は、小中学生にも分かりやすい表現にする。

(4) つくば市の教育への希望や意見（自由記述）

4 その他

(1) 回答は無記名とする。

(2) 設問(3)で特に回答が多かった基本方針（上位3～4個程度）については、「子ども重点施策」として第4期つくば市教育振興基本計画に表記する。

(案)

つくば市の教育に関するアンケート（小中学生向け）

【おとなのみなさまへ】

このアンケートは、第4期つくば市教育振興基本計画の策定に当たり、子どもたちの意見を聴くするために実施するものです。

いただいたご意見は、計画の内容に反映させていただく予定です。

1 アンケートについて

これからの学校生活や、つくば市の教育（勉強のしかたなど）をよりよくするために、みなさんが大切にしたいことや、「こんな学校になったらいいな」と思うことを、ぜひ聞かせてください。

みなさんの思いや考えは、これからの学校をよりよくするために、とても大切です。

たくさんのご意見をお待ちしています！

2 アンケートの期間

11月10日（月）から12月10日（水）まで

3 答え方

インターネットで答えます。学校の先生やおうちの人と一緒に答えてください。

<URL>

<QRコード>

4 質問の内容（インターネットから答えてください。）

(1) あなたの学校をえらんでください。

（リストからえらぶ）

(2) あなたの学年をえらんでください。

（1～2年生／3～4年生／5～6年生／7～9年生）

(3) あなたがこれからの学校生活や勉強について、大切にしたいことや
 取り組んでみたいことはなんですか。次の9つの中から3つまでえら
 んでください。

番号	選択肢 (3つまでえらぶ)	どんなことをする？
1	おとなになって役に立つ力をつける 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で考える力をつける。 ・「なぜ？」を大切に、友達と協力しながら学ぶ。
2	みんなが仲良くできる学校にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめがなく、みんなが仲良く過ごせるようにする。 ・障害のある人も外国人も、みんなが安心して過ごせる学校にする。
3	やさしい心とじょうぶな体をもつ 	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが思いやりの心を持てるようにする。 ・音楽を聞いたり、芸術を見る時間をふやす。 ・部活に専門のコーチを呼ぶ
4	先生たちがはたらきやすい学校にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・先生たちも勉強して、ワクワクする授業ができるようにする。 ・先生がいそがしすぎないようにする。
5	きれいで使いやすい学校にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室やトイレをきれいにする。 ・体育館にエアコンをつける。 ・つくば市のお米や野菜を使って、おいしい給食をつくる。
6	パソコンやタブレットを使って 便利に学べるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやタブレットを、学校や家ですきなときに使って学べるようにする。 ・AIをじょうずに使えるようになる。
7	学校ではない場所でも学べるま ちにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の本を新しくしたり、みんなが使いやすい図書館にする。 ・家や学校ではないところでも学べる場所をふやす。
8	つくばならではのことを学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばの研究所にいたり、筑波山などの自然について学ぶ。 ・つくばの歴史や文化について学ぶ。
9	地域のひと協力して、大人と子ども がいっしょに学べるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人がもっといい学校になるように協力する。 ・地域のひととイベントをやる。

(4) 「こんな学校になったらいいな」「こんなことをしてほしいな」と思
 うことがあったら、自由に書いてください。

(参考) 基本方針の表現の比較表

No.	基本方針（原案）	小中学生向けの表現（案）	
		基本方針	例示
1	未来をひらく力を育む	大人になって役に立つ力をつける	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で考える力をつける。 ・「なぜ？」を大切に、友達と協力しながら学ぶ。
2	互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する	みんなが仲良くできる学校にする	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめがなく、みんなが仲良く過ごせるようにする。 ・障害のある人も外国人も、みんなが安心して過ごせる学校にする。
3	豊かな心と健やかな体を育む	やさしい心とじょうぶな体をもつ	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが思いやりの心を持てるようにする。 ・音楽を聞いたり、芸術を見る時間をふやす。 ・部活に専門のコーチを呼ぶ。
4	教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する	先生たちがはたらくやすい学校にする	<ul style="list-style-type: none"> ・先生たちも勉強して、もっとわかりやすい授業ができるようにする。 ・先生がいそがしすぎないようにする。
5	「学び」を保障する学校環境を整備する	きれいで使いやすい学校にする	<ul style="list-style-type: none"> ・教室やトイレをきれいにする ・体育館にエアコンをつける。 ・つくば市のお米や野菜を使って、おいしい給食をつくる。
6	ICTを活用した学びを推進する	パソコンやタブレットを使って便利に学べるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやタブレットを、学校や家ですきなときに使って学べるようにする。 ・AIをじょうずに使えるようになる。
7	「学び」を支える機会を広げる	学校ではない場所でも学べるまにする	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の本を新しくしたり、みんなが使いやすい図書館にする。 ・家や学校ではないところでも学べる場所をふやす。
8	つくばらしさをいかした「学び」を推進する	つくばならではのことを学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばの研究所に行ったり、筑波山などの自然について学ぶ。 ・つくばの歴史や文化について学ぶ。
9	社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する	地域の人と協力して、大人と子どもがいっしょに学べるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人をもっといい学校になるように協力する。 ・地域の人とイベントをやる。